

平成27年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	-----	1
2	審査の方法	-----	1
3	審査の結果及び意見	-----	2
	(1) 審査の結果	-----	2
	(2) 意見	-----	7
4	決算の概要	-----	18
5	決算参考資料	-----	21
	(1) 一般会計		
	ア 款別歳入額	-----	21
	イ 県税税目別課税収入状況	-----	22
	ウ 県税以外の収入未済状況	-----	23
	エ 款別歳出額	-----	25
	オ 前年度からの繰越額一覧表	-----	26
	カ 翌年度への繰越額一覧表	-----	27
	キ 四半期別資金の状況調	-----	29
	(2) 特別会計		
	ア 会計別歳入額	-----	31
	イ 会計別歳出額	-----	32
	ウ 収入未済状況	-----	33
	エ 前年度からの繰越額一覧表	-----	34
	オ 翌年度への繰越額一覧表	-----	34
	カ 四半期別資金の状況調	-----	35
	(3) 財産等		
	ア 公有財産	-----	37
	イ 重要物品	-----	39
	ウ 債務保証及び損失補償	-----	39
	エ 債権	-----	39
	オ 基金	-----	43
	カ 県債	-----	46

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	-----	49
2	審査の方法	-----	49
3	運用の状況	-----	50
	(1) 土地基金	-----	50
	(2) 企業立地資金貸付基金	-----	51
	(3) 美術品取得基金	-----	52
	(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	53
4	審査の結果及び意見	-----	54

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1	審査の対象	-----	55
2	審査の方法	-----	55
3	審査の結果及び意見	-----	56

〈参考〉	前年度意見に対する執行部の対応状況	-----	61
------	-------------------	-------	----

宮 監 委 第 4 8 号

平成 2 8 年 9 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

平成 2 7 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付された平成 2 7 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに平成 2 7 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

平成28年7月11日審査に付された平成27年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県中小企業高度化資金特別会計決算
- (5) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (6) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (7) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県県有林特別会計決算
- (9) 宮城県土地取得特別会計決算
- (10) 宮城県土地区画整理事業特別会計決算
- (11) 宮城県流域下水道事業特別会計決算
- (12) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審査の方法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既の実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、会計帳票・証拠書類の調査に加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

平成 27 年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確と認められた。また、収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既に実施した定期監査等（平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

[収入関係事務]

- ① 県税の収入未済額は、47 億 7,951 万 5,201 円と前年度を 5 億 3,055 万 5,543 円（10.0%）下回り大幅に縮減されている。しかし、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額 【税務課・地方税徴収対策室、各県税事務所(地域事務所含む。)】

現年度分	1,735,423,962 円	(1,705,086,450 円)
過年度分	3,044,091,239 円	(3,604,984,294 円)
合 計	4,779,515,201 円	(5,310,070,744 円) * () 内の数字は、平成 26 年度決算額を表す。以下同じ。

- ② 県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）は、返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）、特別納付金、県営住宅使用料、生活保護扶助費返還金など一般会計及び特別会計の合計で 21 億 6,841 万 7,864 円と前年度を 1 億 183 万 9,301 円（4.5 %）下回った。これは、特別納付金や返還金などにおいては収入未済額が増加した一方で、土地区画整理事業収入や県営住宅使用料などの収入未済額が減少したことによるものである。

○返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）に係る収入未済額 【経済商工観光総務課・企業復興支援室】

現年度分	16,822,765 円	(0 円)
過年度分	624,132,558 円	(624,132,558 円)
合 計	640,955,323 円	(624,132,558 円)

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額 【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室】

現年度分	64,654,681 円	（ 31,646,763 円）
過年度分	544,453,759 円	（513,622,996 円）
合 計	609,108,440 円	（545,269,759 円）

○県営住宅使用料に係る収入未済額 【住宅課】

現年度分	15,141,480 円	（ 21,001,353 円）
過年度分	35,612,802 円	（ 96,752,563 円）
合 計	50,754,282 円	（117,753,916 円）

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額 【各保健福祉事務所（地域事務所を除く。）】

現年度分	23,405,496 円	（ 17,588,225 円）
過年度分	77,035,513 円	（ 73,079,997 円）
合 計	100,441,009 円	（ 90,668,222 円）

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入未済額 【子育て支援課，各保健福祉事務所（地域事務所を含む。）】

現年度分	12,305,948 円	（ 14,527,371 円）
過年度分	83,673,066 円	（ 84,768,164 円）
合 計	95,979,014 円	（ 99,295,535 円）

○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金に係る収入未済額 【高校教育課】

現年度分	69,198,456 円	（ 54,049,133 円）
過年度分	89,517,912 円	（ 57,772,663 円）
合 計	158,716,368 円	（111,821,796 円）

○林業・木材産業改善資金貸付金償還金に係る収入未済額 【農林水産経営支援課】

現年度分	4,280,000 円	（ 4,852,000 円）
過年度分	28,256,000 円	（ 25,336,000 円）
合 計	32,536,000 円	（ 30,188,000 円）

○補助金等精算返還金（死亡牛適正処理施設整備事業補助金）に係る収入未済額 【畜産課】

現年度分	0円	（ 29,709,868円）
過年度分	29,709,868円	（ 0円）
合計	29,709,868円	（ 29,709,868円）

○補助金等精算返還金（産業廃棄物再資源化・再生資源利活用設備等整備事業費補助金）に係る収入未済額 【環境政策課・再生可能エネルギー室】

現年度分	36,118,000円	（ 0円）
過年度分	0円	（ 0円）
合計	36,118,000円	（ 0円）

○損害賠償金（交通信号機等の損壊）に係る収入未済額 【警察本部】

現年度分	2,842,560円	（ 3,658,134円）
過年度分	17,668,184円	（ 14,415,850円）
合計	20,510,744円	（ 18,073,984円）

○補助金等精算返還金（雇用維持奨励金及び事業復興型雇用創出助成金）に係る収入未済額 【雇用対策課】

現年度分	5,061,000円	（ 542,000円）
過年度分	588,938円	（ 588,938円）
合計	5,649,938円	（ 1,130,938円）

○その他の収入未済額

現年度分	35,911,548円	（150,666,071円）
過年度分	510,743,698円	（563,118,314円）
合計	546,655,246円	（713,784,385円）

③ 使用料等の収入遅延に関し、督促を行っていないもの及び督促を行っていないことに伴い延滞金の徴収ができないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○督促を行わないため延滞金を徴収できなかったもの：【管財課， 仙台塩釜港湾事務所】

[支出関係事務]

- ① 報酬及び賃金において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 非常勤講師の報酬について、支給額の算定に誤りがあったもの：【工業高等学校】
 - 非常勤講師の報酬について、支給定日を過ぎて支給をしたもの：【水産技術総合センター】
 - 訓練委託コーディネーターの報酬において、改訂前の報酬月額で支給をしたもの：【大崎高等技術専門学校】
 - 臨時職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給をしたもの：【保健環境センター，大崎高等技術専門学校】

- ② 需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 複写サービス料金について、契約内容と異なる金額の請求書により支出したもの：【工業高等学校】

- ③ 需用費において、支払遅延による遅収加算金の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 公共料金振替口座に電気料を入金すべきところ、誤った口座に入金手続きしたため、口座引落不能となった結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したもの：【利府高等学校】

- ④ 委託料及び工事請負費の支出において、不適正な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 委託料及び工事請負費について、誤った会計年度予算から支出したもの：【大河原土木事務所】

[契約関係事務]

- ① 委託契約及び工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 消防設備保守点検業務について、設計書を作成していなかったもの。
 - 工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（指定部分）について、保管責任の移転ができる特定し得る部分となっていなかったもの。

[財産管理関係事務]

- ① 河川区域内において、不法占用が認められたので、一層の管理の徹底を図られたい。
- ② 公有財産において、異動報告が適正に行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

[その他の事務]

- ① 所得税において、源泉徴収漏れによる支払遅延のため、不納付加算税及び延滞税の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
- ② 臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
○第2種臨時職員について、健康保険及び厚生年金保険の加入手続きが遅延し、社会保険料の納付についても遅延したもの。

(2) 意見

「宮城県震災復興計画」の再生期（平成 26～29 年度）の 2 年目となった平成 27 年度は、「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び平成 27 年 10 月に策定された「宮城県地方創生総合戦略」に基づき復興関連事業などが実施された。これらの事務事業の実施状況について、付託された平成 27 年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

① 財政の運営について

・ 本県の財政状況及び財政運営の考え方

平成 27 年度の国内経済は、平成 26 年 4 月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響を脱して、緩やかな回復基調が続いた。また、企業や家計の所得の増加もあり、名目 GDP、実質 GDP ともにプラス成長となった。

本県経済は、震災復興需要などの波及効果もあり高い水準で推移しており、平成 26 年に引き続き緩やかな回復基調となった。

具体的には、平成 27 年度の公共工事請負金額は 8,314 億円で、前年度比 1.2 % 増で、2 年連続の増加となり、平成 27 年の有効求人倍率は、震災復興需要もあり 1.33 倍と、4 年連続で 1 倍超えの高水準となった。また、新設住宅着工戸数は、災害復興住宅の着工が減少したことなどにより 4 年ぶりの減少となった一方で、個人消費（百貨店・スーパー販売額）は 2 年連続の増加となった。

このような中で、本県の財政状況は、県税収入が、県内企業の震災からの復旧・復興などにより順調な伸びを示した一方で、地方自治体の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率が依然として 90 % 台後半の高い水準で推移しており、厳しい状況が続いている。

東日本大震災からの復旧・復興が県政の最重要課題である本県では、「宮城県地方創生総合戦略」（平成 27～31 年度）を踏まえて改訂した「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26～29 年度）【平成 28 年度版】」に基づき、震災からの復興、人口の減少や少子高齢化への対応、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど、先進的な地域づくりに取り組んできた。このための財源確保などについて、平成 26 年 2 月に策定された「みやぎ財政運営戦略」に基づいて、財政の健全化、持続可

能な財政運営，創造的な復興のための予算の重点配分などの取組を行った結果，当面の急激な財政状況の悪化を回避できたことは，適切に財政運営が行われていると評価できるところである。

引き続き「みやぎ財政運営戦略」に基づき，徹底した歳入確保に努めるとともに，歳出面においても効率的・効果的な事業実施を図り，赤字団体又は財政再生団体への転落回避の取組を継続されたい。

・平成27年度の歳入歳出，県債及び基金の状況

本県においては，平成27年度は「宮城県震災復興計画」における「再生期」の2年目に入り，東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けて重点的に予算配分を行うとともに，国の財政支援制度を最大限活用し，各種施策の実施に必要な財源の確保に努めた。

その結果，一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆8,325億9,272万2,319円で，前年度と比較し21億7,997万3,874円(0.1%)の増となり，歳出決算額は1兆6,961億1,328万9,657円で，前年度と比較し112億7,650万6,949円(0.7%)の増となった。したがって，歳入歳出差引額（形式収支額）は1,364億7,943万2,662円の黒字となったが，前年度と比較すると90億9,653万3,075円(6.2%)の減となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,149億584万7,607円を控除した実質収支額は215億7,358万5,055円で，このうち一般会計の実質収支額は178億8,711万987円の黒字となり，前年度と比較すると213億5,412万2,453円(54.4%)の減となった。

県債残高は1兆7,216億2,076万3,046円となり，前年度比で301億7,965万6,438円（1.7%）の減で，前年度に引き続き2年連続の減少となった。

また，財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は1,061億1,849万7,449円となり，前年度と比較すると47億5,461万6,145円(4.3%)減少した。

以上のように，実質収支額（一般会計）は黒字を計上しており，一方で，財源調整機能を有する2基金の現在高は減少した。ここ

で、実質収支額の中には、震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が含まれており、当該分は翌年度以降に返還することが予定されていること、また、2 基金の現在高には、翌年度以降予定される県債償還や復興事業等の財源確保のための積立分が含まれていることに留意する必要がある。したがって、今後も、このような財政の現状と今後の見通しについて県民に十分に説明するように努められたい。

・財政運営の留意点

これまで県においては、数次にわたる「財政再建推進プログラム」及び「みやぎ財政運営戦略」に基づいて、地方交付税の削減や社会保障関係経費の増大などに対応しながら、財政再生団体への転落を回避するための、歳入確保や歳出抑制などの取組をしてきたところである。

東日本大震災で大きな被害を受けた沿岸部の市町においては、防潮堤、災害公営住宅などハード面の整備は進みつつあるものの、創造的復興を進めるためには、大きな被害を受けた農業や水産業をはじめとする県内産業の再生など、ソフト面の課題への速やかな対応が求められており、そのための財源確保が必要である。

県の財政状況を表す主な財政指標のうち実質公債費比率は、県債の元利償還金等が増加したことから 14.5 %となり、前年度と比較し 0.4 ポイントの上昇、また、将来負担比率は、県債の償還が進み、県債残高が減少したことから 171.8%となり、前年度と比較し 15.4 ポイント低下した。これら実質公債費比率及び将来負担比率の数値は、いずれも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定めている健全な範囲にあるが、今後も指標の推移に十分注意しつつ、さらなる改善に向け財政運営を行う必要がある。

今後、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26～29 年度）【平成 28 年度版】」に基づき、再生期の 4 年間で被災者の生活再建のための住宅や安定的な雇用の確保、地域経済の再生などを着実に実施するために、なお一層の歳入確保及び歳出抑制に努められたい。特に、平成 27 年度で 5 年間の国の集中復興期間が終了し、今後の復興事業に対する財政支援措置に、事業によっては自治体負担が導入されたことから、各省庁の動向を的確に把握した上で、復旧・復興事業に必要な財源の確保に万全

を期されたい。

・新たな地方公会計制度への対応

平成 29 年度に導入が予定されているこの新たな地方公会計制度により、固定資産、行政コストなど財政状況を分かり易く把握できるようになるなどのメリットがあり、また、財政の透明性を高め、県民に対してより適切に説明責任を果たす観点からも有効活用が期待される。

平成 27 年度における新たな地方公会計に係る本県の取組は、既存の財務会計システムの新たな地方公会計への対応や、固定資産台帳の整備などが計画どおり進められたところであるが、平成 29 年度に予定している平成 28 年度決算に係る財務書類の公表に向け、職員に対する研修なども含め着実に準備を進められたい。

なお、平成 27 年度宮城県歳入歳出決算附属書における財産に関する調書のうち、債権の現在高に関して集計方法の不統一があり、計上すべき債権について平成 27 年度決算から改めて整理がなされたところである。また、新たな地方公会計制度では、これまで公有財産の現在高には計上されてこなかった道路や河川などの公共用財産についても固定資産としての計上が必要となってくる。よって、これらを踏まえ、新たな地方公会計制度の導入を契機に、統一的な資産管理の在り方についても検討されたい。

また、新たな地方公会計制度に基づき作成される賃借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書など財務書類を活用することにより、公共用財産などのストック情報も含めた資産、負債及び純資産の状況把握が容易になる。さらに、事業や施設といったセグメント単位での財務書類の作成が進めば、セグメントごとに行政サービスに要するフルコスト（これまで算入されなかった人件費や事務費などを含めたコスト）や投資効果などの分析が可能となるメリットがある。これらを踏まえ、県民等への説明責任を果たしていく上で有用な新たな地方公会計制度の運用及び具体的な活用策についても検討を進められたい。

・行財政改革

本県では、平成 11 年の財政危機宣言以降、数次にわたる「財政再建推進プログラム」及び「みやぎ財政運営戦略」などにに基づき、人件費の抑制、事務事業の見直し、県有資産の有効活用など、歳入確保や歳出抑制に取り組んできた。また、復興を支えるための事業の選択と集中及びそのための体制づくりを推進するため、平成 28 年 3 月に「宮城県行政改革・行政運営プログラム」を改訂した。今後ともこれら計画に基づき、財政の健全化に向けた取組に努められたい。

また、公社等の外郭団体の改革については、数次にわたる「宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づく取組を行ってきた結果、公社等への県の関与の適正化、自立的運営の促進など一定の成果を上げてきた。しかしながら、収入未済や累積債務などの課題を抱える団体があることから、経営改善や経営基盤強化に向けて、より一層の取組強化に努められたい。

② 財務の執行について

・収入未済

平成 27 年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は 69 億 4,793 万 3,065 円で、前年度と比較し 6 億 3,239 万 4,844 円（8.3%）減少している。

県税の収入未済額は 47 億 7,951 万 5,201 円で、前年度と比較し 5 億 3,055 万 5,543 円（10.0%）減少しており、収入率については 98.3% で、平成元年度以降最も高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き各県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員の市町村職員併任発令や県と市町村による合同公売会の成果などもあり、前年度と比べ約 4 億 9 千万円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への徴収猶予などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、前年度と比較して約 4 千万円減少している。

こうした収入未済縮減に向けた取組は評価するものであるが、県税は県の収入の根幹であり、また、収入未済額全体の約 7 割を占

めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に個人県民税については、引き続き、個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事であるとの認識の下、市町村と連携した取組を進められたい。

県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）についても、21億6,841万7,864円と、前年度から1億183万9,301円（4.5%）減少している。これは、特別納付金や返還金において収入未済額が増加した一方で、保留地処分金（土地区画整理事業）や県営住宅使用料などにおいて、債権回収の強化や滞納の未然防止により収入未済額が減少したことによるものである。

また、これまで増加し続けていた母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が初めて減少した。その取組については評価するものであるが、未だに同償還金において約9千6百万円の未済を抱えていること、さらには、生活保護扶助費返還金や交通信号機等損壊による損害賠償金などでは、収入未済額が増加し続けていることに留意すべきである。

このため、他の成果を上げている事例、たとえば県税や県営住宅使用料の担当部署の取組について情報共有を図るなど、収入未済額縮減推進会議における取組の充実に努めることで、すでに収入未済となっているものの回収と併せて、新たな収入未済の発生の防止についてもなお一層尽力願いたい。また、低所得による経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応について検討願いたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合には（平成27年度：県税約6億円、県営住宅使用料約4千6百万円）、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

③ 組織の運営について

・ 内部統制システムの取組

東日本大震災からの復興の途上にある本県では、復旧・復興に向けた事務事業が著しく増大するとともに、県民のニーズが変化の中で、震災からの復興と同時に、人口減少や少子高齢化をはじめとするその他の県政の諸課題に対応することが求められている。

このように、事務量が增大するとともに業務内容が高度化・複雑化する中で、限られた職員体制で県民からの負託に応えるための事務を執行していることから、業務上のリスク増大が懸念される。

その中であって、内部統制に取り組むことで、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、職員を業務上の様々なリスクから守るとともに、コンプライアンスや事務執行の有効性・効率性を確保していくことが不可欠であることから、近年の歳入歳出決算審査意見書では、内部統制システムを整備するよう強く要請してきた。

その結果、県においては、平成 26 年 6 月に定めた「宮城県内部統制基本方針」に基づき、全庁的に共通の事務である会計事務を手始めとして、平成 27 年 7 月から内部統制の取組が開始された。出納局による取組状況を確認するモニタリング調査（平成 28 年 3 月まで継続実施）によると、調査対象とした地方公所 187 公所の中で、所属独自の取組項目である所属オプションが設定されていた公所が 25 カ所(13.4%)、リスク回避実践チェックシートによるチェック以外に標語の掲示や職員会議の定期開催など、新たな取組が見られた公所が 90 カ所(48.1%)であったとしており、会計事務分野に関する制度の構築については一定の成果を挙げているものと評価するところである。

また、制度の運用に当たっては、組織全体で内部統制に取り組む姿勢の下で、職員一人ひとりが自ら考え、実践し、必要な改善を重ねる P D C A が重要であり、その過程を通じて、内部統制が効果を上げることを強く期待する。

さらに、内部統制は、職員個人に責任を押しつけるものでも業務量を増大させるものでもないという理解や、職員を業務上のリスクから守り、業務の円滑な推進に資するものであるという認識に立ち、会計事務にとどまらず、県の業務全般に内部統制の取組を広げ、県庁全体に内部統制がさらに確実に浸透していくことを強く要望する。

・人材の育成、キャリア形成

庁内の人材育成は、平成 18 年 3 月に策定された「みやぎ人財育成基本方針」により進められてきているが、近年ますます行政需要が複雑化・高度化し、また、県政の最重要課題である震災からの復旧・復興の業務が増大する中、職員一人ひとりの能力開発とキ

キャリア形成がこれまで以上に必要となっている。

本県においては、経験を積んだベテラン職員が大量に退職する一方で新規採用を抑制してきたが、震災後は復旧・復興事業に対応するために多くの新規職員を採用していることから、職員の年齢構成などを踏まえた研修などの人材育成策が重要になっている。

「みやぎ人財育成基本方針」では、「創造性豊かで自律的に行動する職員」を育成するために、研修所研修や部局研修を行うとともに、各職場においてのOJTを推進するとしているが、業務量が増加し多忙な中、OJTがおろそかになることがないよう、また、組織内で相談、助言や意見交換がスムーズに行なわれるよう、組織の風通しにも配慮し、将来の県政の担い手となる職員の育成に組織を挙げて対応されたい。

・ 県民等への説明と連携強化

事務事業の執行に当たっては、費用対効果を重視するとともに、より県民の視点に立った施策展開を図り、事業の成果についても、県民向けに一層の説明責任を果たされたい。

また、業務遂行に当たっては、通常業務に加えて、膨大な復興関連業務を円滑に推進するために、全庁一体となった取組姿勢が重要となっている。このため、関係部局間、本庁・地方機関間における認識の共有を図り、連携を確保し、特に各地方機関間における連携を一層強化し、成功事例にとどまらず、失敗事例も含めた情報共有を図られたい。

また、東日本大震災の被災者支援の取組などを契機に、社会的・公益的な活動を担うボランティアやNPOなどの各種団体と県とのパートナーシップが一層広がりつつある。こうした流れを加速すべく、更なる連携強化にも努められたい。

④ 特に配意すべき事項

・ 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災に係る復旧・復興事業については、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（再生期：平成26年度～29年度）」に

基づき、復旧にとどまらない抜本的な再構築、創造的な復興に向けた取組を推進するため、被災者の生活再建、産業の再生と雇用の場の確保、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、各種社会資本整備などを推進していくことが強く求められている。また、実施計画期間の折返点を過ぎたことから、進捗の遅れが見られる分野については、なお一層尽力する必要がある。

平成 28 年 3 月末の震災からの復旧・復興事業進捗状況では、被害の大きかった沿岸部では、公共土木施設については、1,502 箇所のうち約 97%に着手しており、そのうち約 79%が完成している。また、災害公営住宅について、整備計画戸数 15,919 戸のうち、約 84%の工事に着手しており、整備計画戸数のうち工事完了戸数は約 62%となっている。これらの事業に関しては、一部に課題はあるものの、全体としては概ね順調に進んでいるものと考えられる。

しかし、仮設住宅での避難生活を強いられている住民が、避難の長期化により心身の健康を損なわないよう、引き続き決め細やかに対応していく必要がある。また、災害公営住宅への入居や防災集団移転などにより、新しい住まいに移った被災者が心身の健康を維持できるよう支援を継続するとともに、コミュニティの構築支援にも取り組まれない。さらに、時間の経過とともに、震災による PTSDや不登校など心の問題が顕在化しつつある現状を踏まえ、教育・医療・福祉の連携による子どもから大人までの切れ目のない支援の継続にも努められたい。

農地の復旧、漁港、漁場の回復などは概ね順調に進んでおり、その結果、沿岸部の農地面積や、主要魚市場における水揚量、水揚げ金額も回復傾向にある。しかしながら、水産加工業の労働力不足や、水産物の販路回復などの課題は解決していないことから、これら課題への対応を一層強化されたい。

復興計画の再生期は、平成 30 年度からの発展期を見据え、「創造的な復興」への着実な道筋を付けていく時期である。沿岸被災市町のまちづくりなどに対して支援を行い、地域産業の再生、雇用の確保、さらには人口減少の問題に対しても適切に対応されたい。

また、東日本大震災発生から 5 年が経過し、被災地への関心の低下や震災の記憶の風化が懸念されることから、全国に向けて、復旧・復興に取り組む被災地の姿と被害の記録の情報発信を継続されたい。また、大震災の教訓が全国の防災・減災に生かされるような情報発信を行なわれたい。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題については、損害賠償請求や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

・男女共同参画社会の推進

平成 23 年 3 月に策定された「宮城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」（平成 23 年度～ 28 年度）に掲げる、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組姿勢を示す代表的な指標である審議会等委員における女性の割合については、平成 28 年度までに 40 %とすることを目標としているが、平成 28 年 4 月 1 日現在においても 37.2 %、対前年比 1.7 ポイントの増にとどまっている。これまでも、監査及び決算審査において全庁一体となった取組を求めてきたが、計画期間の最終年度における目標値の達成は厳しいと言わざるを得ない。

このため、最終年度である平成 28 年度においては今までより一層の努力を行い、女性の登用が進んでいる分野の審議会等においては、40 %超えの更なる登用を目指すとともに、その他の審議会等においても委員の団体推薦の依頼方法を工夫するなどして、全庁を挙げて目標達成に注力するよう引き続き強く要望する。

また、平成 27 年 9 月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、企業、国、地方公共団体などに対して女性登用の数値目標などを含めた行動計画の策定・公表が義務付けられたことを受け、知事部局、教育庁、警察本部がそれぞれ現状を踏まえた特定事業主行動計画を策定し、具体的目標を定めたところである。今後これらの計画に基づいた取組を積極的に行なわれたい。

今後、働く女性の活躍の場を広げていくためには、男女ともに仕事と育児や介護を両立できる職場環境の整備と男性の家事・育児・介護などへの積極的な参画を当然とするような、男女の意識改革が重要である。このため、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く浸透させる必要がある。

本県職員においても、男性職員の育児休業の取得率は、まだ低い割合に止まっていることから、組織を挙げて休暇を取得しやすい

環境整備や職員の意識改革に積極的に取り組み、その実績を通して、県民への「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の浸透に貢献されたい。

さらに、現在策定作業が進められている「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」において、男女共同参画施策の充実・強化を図られたい。

・再生可能エネルギーへの取組

本県では、震災時の電気・ガス・水道などライフラインの途絶、ガソリンなどの供給が滞ったこと、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験などから生活に必要なエネルギー確保に対する県民の意識が向上したことにより、再生可能エネルギーが従来に比べ注目を浴びている。これを受けて、現在庁内の各担当部局においては、燃料電池自動車とスマート水素ステーションの導入、木質バイオマス発電、太陽光発電、小水力発電などについて、実証実験や普及・実用化のための事業に着手している。

本県においては、これまでのところ太陽光発電の導入が進んでいるが、今後、洋上風力発電なども含めた、他の再生可能エネルギーの導入に向けた取組の推進にも努められたい。

4 決 算 の 概 要

平成 27 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は 1 兆 8,325 億 9,272 万 2,319 円で、前年度の 1 兆 8,304 億 1,274 万 8,445 円と比較し 21 億 7,997 万 3,874 円(0.1 %)増加している。

歳出決算合計額は 1 兆 6,961 億 1,328 万 9,657 円で、前年度の 1 兆 6,848 億 3,678 万 2,708 円と比較し 112 億 7,650 万 6,949 円(0.7 %)増加している。

歳入歳出差引額（形式収支額）は、1,364 億 7,943 万 2,662 円の黒字となり、前年度の 1,455 億 7,596 万 5,737 円の黒字と比較し 90 億 9,653 万 3,075 円(6.2 %)減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,149 億 584 万 7,607 円を控除した実質収支額は 215 億 7,358 万 5,055 円で、このうち一般会計の実質収支額は 178 億 8,711 万 987 円となり、前年度の一般会計の実質収支額 392 億 4,123 万 3,440 円と比較し 213 億 5,412 万 2,453 円(54.4 %)減少している。

一般会計の歳入決算額は 1 兆 4,967 億 301 万 7,893 円で、前年度に比べ 233 億 4,842 万 4,997 円(1.6 %)増加している。これは、県税が 365 億 7,624 万 8,101 円、地方消費税清算金が 337 億 3,361 万 3,441 円、財産収入が 24 億 385 万 1,451 円増加した一方、諸収入が 275 億 8,714 万 1,055 円、繰越金が 152 億 3,728 万 9,413 円、国庫支出金が 112 億 9,582 万 1,544 円減少したことなどによるものである。

歳出決算額は 1 兆 3,656 億 3,320 万 6,197 円で、前年度に比べ 326 億 9,827 万 4,360 円(2.5 %)増加している。これは、諸支出金が 463 億 7,735 万 841 円、農林水産費が 169 億 6,761 万 1,371 円、災害復旧費が 102 億 8,801 万 6,109 円増加した一方、商工費が 253 億 82 万 7,919 円、労働費が 65 億 6,150 万 5,290 円、総務費が 57 億 7,060 万 5,181 円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は 3,358 億 8,970 万 4,426 円で、前年度に比べ 211 億 6,845 万 1,123 円(5.9%)減少し、歳出決算額は 3,304 億 8,008 万 3,460 円で、前年度に比べ 214 億 2,176 万 7,411 円(6.1%)減少している。これは、歳入及び歳出決算額が公債費特別会計及び土地取得特別会計で大きく減少したことなどによるものである。

一時借入金は、一般会計では借入限度額 1,800 億円に対し、最高借入額は平成 27 年 5 月 29 日の 693 億 6,055 万 5,000 円であった。特別会計では流域下水道事業特別会計 20 億円、港湾整備事業特別会計 5 億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

平成 27 年度末における県債現在高は 1 兆 7,216 億 2,076 万 3,046 円で、臨時財政対策債、病院事業債（一般会計分）、緊急防災・減災事業債及び教育・福祉施設等整備事業債については増となっているが、他の県債は大幅な減となっており、全体としては前年度に比べ 301 億 7,965 万 6,438 円(1.7%)減少している。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は 1,061 億 1,849 万 7,449 円となり、前年度よりも 47 億 5,461 万 6,145 円(4.3%)減少している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は 0.59597（前年度 0.55892）と前年度より改善しているが、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は 96.3%（前年度 98.6%）と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が続いている。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	平成27年度 (イ)	1,785,686,699,780	1,496,703,017,893	△288,983,681,887	83.8	1,365,633,206,197	420,053,493,583	76.5	131,069,811,696
	平成26年度 (ロ)	1,794,223,526,441	1,473,354,592,896	△320,868,933,545	82.1	1,332,934,931,837	461,288,594,604	74.3	140,419,661,059
	比較増減(△) (イ)-(ロ) (ハ)	△8,536,826,661	23,348,424,997	-		32,698,274,360	-		△9,349,849,363
	(ハ)/(ロ)	△ 0.5%	1.6%	-		2.5%	-		-
特 別 会 計	平成27年度 (ニ)	334,075,867,548	335,889,704,426	1,813,836,878	100.5	330,480,083,460	3,595,784,088	98.9	5,409,620,966
	平成26年度 (ホ)	355,886,067,060	357,058,155,549	1,172,088,489	100.3	351,901,850,871	3,984,216,189	98.9	5,156,304,678
	比較増減(△) (ニ)-(ホ) (ヘ)	△21,810,199,512	△21,168,451,123	-		△21,421,767,411	-		253,316,288
	(ヘ)/(ホ)	△ 6.1%	△ 5.9%	-		△ 6.1%	-		-
計	平成27年度 (ト)	2,119,762,567,328	1,832,592,722,319	△287,169,845,009	86.5	1,696,113,289,657	423,649,277,671	80.0	136,479,432,662
	平成26年度 (チ)	2,150,109,593,501	1,830,412,748,445	△319,696,845,056	85.1	1,684,836,782,708	465,272,810,793	78.4	145,575,965,737
	比較増減(△) (ト)-(チ) (リ)	△30,347,026,173	2,179,973,874	-		11,276,506,949	-		△9,096,533,075
	(リ)/(チ)	△ 1.4%	0.1%	-		0.7%	-		-

注 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成22～27年度)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
財 政 力 指 数	0.52186	0.50519	0.50292	0.52562	0.55892	0.59597
経 常 収 支 比 率	88.2%	93.3%	93.1%	96.1%	98.6%	96.3%
実 質 公 債 費 比 率	15.1%	15.5%	15.2%	14.4%	14.1%	14.5%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		C の 前 年 度 比		不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度	H27/H26	H26/H25			
1 県 税	306,730,000,000	312,420,046,101	18.0	16.3	307,048,468,580	20.5	18.4	98.3	97.9	113.5	111.4	600,064,180	4,779,515,201	100.1
2 地方消費税清算金	88,583,000,000	88,583,171,850	5.1	3.2	88,583,171,850	5.9	3.7	100.0	100.0	161.5	120.0	0	0	100.0
3 地方譲与税	40,616,000,000	40,630,113,104	2.3	2.6	40,630,113,104	2.7	3.0	100.0	100.0	91.5	141.0	0	0	100.0
4 地方特例交付金	786,348,000	786,348,000	0.0	0.0	786,348,000	0.1	0.0	100.0	100.0	110.4	107.0	0	0	100.0
5 地方交付税	231,449,567,000	231,449,567,000	13.4	14.2	231,449,567,000	15.5	16.3	100.0	100.0	96.3	62.8	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	521,000,000	518,180,000	0.0	0.0	518,180,000	0.0	0.0	100.0	100.0	107.0	87.8	0	0	99.5
7 分担金及び負担金	(187,726,000) 7,628,709,000	7,680,317,623	0.4	0.4	7,266,170,484	0.5	0.5	94.6	97.2	98.2	147.9	3,628,108	410,519,031	95.2
8 使用料及び手数料	12,420,197,000	12,619,599,896	0.7	0.7	12,509,707,447	0.8	0.8	99.1	98.3	105.8	119.6	49,321,200	60,571,249	100.7
9 国庫支出金	(204,895,591,105) 537,159,650,105	507,900,340,957	29.3	29.6	281,125,906,434	18.8	19.8	55.4	58.4	96.1	62.7	0	226,774,434,523	52.3
10 財産収入	4,618,288,000	5,111,647,941	0.3	0.2	5,108,707,941	0.3	0.2	99.9	99.9	188.9	95.2	0	2,940,000	110.6
11 寄附金	1,139,392,000	1,331,383,831	0.1	0.1	1,331,383,831	0.1	0.1	100.0	100.0	97.7	34.3	0	0	116.9
12 繰入金	(191,874,247) 187,931,987,247	175,517,656,573	10.1	9.6	175,517,656,573	11.7	11.0	100.0	100.0	108.0	77.0	0	0	93.4
13 繰越金	(101,178,427,619) 140,419,660,619	140,419,661,059	8.1	9.2	140,419,661,059	9.4	10.6	100.0	100.0	90.2	103.8	0	0	100.0
14 諸収入	(1,543,364,809) 138,266,315,809	137,525,371,280	7.9	9.7	133,231,426,257	8.9	10.9	96.9	97.5	82.8	53.1	42,380,264	4,251,569,459	96.4
15 県債	(3,613,100,000) 87,416,585,000	71,176,549,333	4.1	4.0	71,176,549,333	4.8	4.6	100.0	100.0	105.8	62.2	0	0	81.4
計	(311,610,083,780) 1,785,686,699,780	1,733,669,954,548	100.0	100.0	1,496,703,017,893	100.0	100.0	86.3	87.1	101.6	75.0	695,393,752	236,279,549,463	83.8
前 年 度	(387,545,973,441) 1,794,223,526,441	1,692,112,736,037	—	—	1,473,354,592,896	—	—	—	—	—	—	1,059,771,610	217,702,029,974	82.1
比 較 増 減 (△)	(△ 75,935,889,661) △ 8,536,826,661	41,557,218,511	—	—	23,348,424,997	—	—	—	—	—	—	△ 364,377,858	18,577,519,489	—

(注1) () 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額8,006,560円(県税8,001,860円、諸収入4,700円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額209,843,079円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	(B)/(A)	収入済額 (C)	(C)の 前年度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不納欠損額 (D)	(D)/(B)	収入未済額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県民税	95,065,000,000	99,610,964,961	104.8	(7,081,560) 95,206,209,228	100.4	100.1	95.6	462,692,067	0.5	3,949,145,226	4.0
個人	76,009,000,000	80,472,996,802	105.9	(6,690,263) 76,122,546,555	103.0	100.1	94.6	447,043,677	0.6	3,910,096,833	4.9
法人	14,857,000,000	14,922,498,745	100.4	(391,297) 14,868,193,259	90.1	100.1	99.6	15,648,390	0.1	39,048,393	0.3
利子割	851,000,000	854,581,916	100.4	854,581,916	86.3	100.4	100.0	0	0.0	0	—
配当割	1,647,000,000	1,651,314,633	100.3	1,651,314,633	75.7	100.3	100.0	0	0.0	0	—
株式等譲渡所得	1,701,000,000	1,709,572,865	100.5	1,709,572,865	141.2	100.5	100.0	0	0.0	0	—
2 事業税	66,717,000,000	67,013,774,687	100.4	(619,900) 66,793,187,737	115.0	100.1	99.7	54,934,569	0.1	166,272,281	0.2
個人	3,175,000,000	3,282,618,354	103.4	(85,000) 3,190,355,963	100.7	100.5	97.2	9,212,874	0.3	83,134,517	2.5
法人	63,542,000,000	63,731,156,333	100.3	(534,900) 63,602,831,774	115.8	100.1	99.8	45,721,695	0.1	83,137,764	0.1
3 地方消費税	69,651,000,000	69,662,380,337	100.0	69,662,380,337	161.3	100.0	100.0	0	0.0	0	—
4 不動産取得税	6,209,000,000	6,453,801,108	103.9	(27,500) 6,238,755,043	95.1	100.5	96.7	14,854,393	0.2	200,219,172	3.1
5 県たばこ税	3,141,000,000	3,146,859,548	100.2	3,146,859,548	98.5	100.2	100.0	0	0.0	0	—
6 ゴルフ場利用税	760,000,000	773,414,469	101.8	763,771,169	105.6	100.5	98.8	9,643,300	1.2	0	0.0
7 自動車取得税	2,866,000,000	2,873,188,500	100.3	2,873,120,400	137.9	100.2	100.0	0	0.0	68,100	0.0
8 軽油引取税	29,087,000,000	29,243,933,059	100.5	29,095,217,668	102.0	100.0	99.5	0	0.0	148,715,391	0.5
9 自動車税	32,844,000,000	33,242,675,794	101.2	(272,900) 32,870,187,562	100.0	100.1	98.9	57,939,851	0.2	314,821,281	0.9
10 鉱区税	2,000,000	2,981,800	149.1	2,981,800	99.2	149.1	100.0	0	0.0	0	—
11 狩猟税	15,000,000	15,709,000	104.7	15,709,000	65.9	104.7	100.0	0	0.0	0	—
12 核燃料税	0	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—
13 産業廃棄物税	373,000,000	379,909,088	101.9	379,909,088	85.4	101.9	100.0	0	0.0	0	—
14 旧法による税	0	453,750	—	180,000	145.1	—	39.7	0	0.0	273,750	60.3
計	306,730,000,000	312,420,046,101	101.9	(8,001,860) 307,048,468,580	113.5	100.1	98.3	600,064,180	0.2	4,779,515,201	1.5
前年度	269,930,000,000	276,373,985,874	102.4	(3,619,943) 270,472,220,479	107.3	100.2	97.9	595,314,594	0.2	5,310,070,744	1.9
比較増減(△)	36,800,000,000	36,046,060,227	—	(4,381,917) 36,576,248,101	—	—	—	4,749,586	—	△ 530,555,543	—

(注) ()内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	22,178,998 円	
負担金	22,178,998	
民生費負担金	22,026,730	
児童福祉費	22,026,730	児童保護費 13,295,580 円 扶養保険費 7,272,240 さわらび学園費 673,000 その他 785,910
衛生費負担金	152,268	
公衆衛生費	152,268	未熟児養育費 152,268
使用料及び手数料	60,571,249	
使用料	60,571,249	
民生使用料	4,763,837	
社会福祉費	859,090	第二啓佑学園 776,416 船形コロニー 82,674
児童福祉費	3,904,747	拓桃医療療育センター 2,202,519 啓佑学園 1,702,228
衛生使用料	19,490	
公衆衛生費	19,490	精神保健福祉センター 19,490
農林水産業使用料	403,200	
水産業費	403,200	漁港施設 403,200
土木使用料	54,942,822	
河川海岸費	658,670	河川海岸敷 658,670
港湾費	23,400	港湾施設 23,400
住宅費	54,260,752	県営住宅 50,754,282 県営住宅駐車場 3,506,470
教育使用料	441,900	
高等学校費	441,900	全日制高等学校授業料 405,900 定時制高等学校授業料 24,300 寄宿舎 11,700
財産収入	2,940,000	
財産売払収入	2,940,000	
生産物売払収入	2,940,000	
水産業費	2,940,000	生産種苗売払 2,940,000

諸収入	1,885,361,891 円		
延滞金, 加算金及び過料等	33,435,255		
延滞金	2,197,640		
延滞金	2,197,640	延滞金	2,197,640 円
加算金	18,502,615		
加算金	18,502,615	加算金	18,502,615
過料等	12,735,000		
過料等	12,735,000	放置違反金	12,735,000
貸付金元利収入	281,382,666		
民生費貸付金元利収入	736,000		
社会福祉費	736,000	介護福祉士等修学資金貸付金元金	736,000
衛生費貸付金元利収入	8,009,589		
医薬費	8,009,589	看護学生等修学資金貸付金元金 医学生修学資金等貸付金元金 医学生修学資金等貸付金利子	960,000 5,880,000 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	271,654,077		
林業費	271,654,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金	271,654,077
教育費貸付金元利収入	983,000		
高等学校費	983,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金	983,000
雑入	1,570,543,970		
弁償金	2,549,820		
弁償金	2,549,820	民間借上げ住宅に係る損害費用	2,549,820
違約金及び延納利息	71,754,583		
違約金	63,556,729	建設事業不履行違約金 その他	63,407,121 149,608
延納利息	8,197,854	損害賠償金 その他	8,184,476 13,378
雑入	1,496,239,567		
返還金	764,543,535	補助金等精算返還金 返還金 児童扶養手当給付費返還金 過誤納払返納金	94,974,384 643,246,169 14,965,930 11,357,052
雑入	731,696,032	特別納付金 損害賠償金 生活保護扶助費返還金 その他	609,108,440 21,648,744 100,441,009 497,839
合 計	1,971,052,138		

(注) 収入未済額(分担金及び負担金410,519,031円, 国庫支出金226,774,434,523円, 諸収入4,251,569,459円)のうち繰越事業に係る未収入特定財源(分担金及び負担金388,340,033円, 国庫支出金226,774,434,523円, 諸収入2,366,207,568円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額				翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A) %	(C)/(A) %
			構 成 比		年 度 対 比		繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計			
			当 年 度	前 年 度	H27/H26	H26/H25						
1 議 会 費	円 1,703,022,000	円 1,677,810,492	% 0.1	% 0.1	% 101.2	% 102.4	円 0	円 0	円 0	円 25,211,508	% 98.5	% 1.5
2 総 務 費	(3,498,484,165) 127,655,055,811	122,045,115,010	8.9	9.6	95.5	82.2	1,505,228,400	17,243,000	1,522,471,400	4,087,469,401	95.6	3.2
3 民 生 費	(5,368,448,681) 146,989,818,227	140,115,006,123	10.3	10.7	98.0	95.9	3,640,383,000	2,457,000	3,642,840,000	3,231,972,104	95.3	2.2
4 衛 生 費	(617,200,284) 74,745,281,284	70,012,912,717	5.1	5.0	104.5	27.7	2,431,918,849	27,000,000	2,458,918,849	2,273,449,718	93.7	3.0
5 労 働 費	(9,117,518) 31,797,441,518	29,744,632,301	2.2	2.7	81.9	74.2	47,656,548	0	47,656,548	2,005,152,669	93.5	6.3
6 農 林 水 産 業 費	(46,842,347,090) 153,015,377,090	92,925,060,330	6.8	5.7	122.3	106.6	46,205,145,175	5,858,005,908	52,063,151,083	8,027,165,677	60.7	5.2
7 商 工 費	(20,578,144,038) 163,523,018,238	119,702,829,152	8.8	10.9	82.6	86.8	27,627,999,699	26,222,467	27,654,222,166	16,165,966,920	73.2	9.9
8 土 木 費	(67,862,842,177) 226,451,446,766	131,883,556,102	9.7	10.2	96.7	140.4	64,091,149,135	22,245,584,438	86,336,733,573	8,231,157,091	58.2	3.6
9 警 察 費	(396,975,143) 51,908,726,530	50,163,437,484	3.7	3.7	101.4	106.3	1,055,169,486	0	1,055,169,486	690,119,560	96.6	1.3
10 教 育 費	(1,801,269,260) 225,150,110,360	221,901,565,853	16.8	16.8	99.4	105.3	1,096,925,320	1,575,850	1,098,501,170	2,150,043,337	98.6	1.0
11 災 害 復 旧 費	(164,635,255,424) 343,552,468,424	146,387,124,732	10.7	10.2	107.6	76.4	134,322,644,560	46,636,654,844	180,959,299,404	16,206,044,288	42.6	4.7
12 公 債 費	111,866,220,000	111,833,316,480	8.2	8.3	101.5	109.4	0	0	0	32,903,520	100.0	0.0
13 諸 支 出 金	127,298,100,000	127,240,839,421	9.3	6.1	157.4	118.4	0	0	0	57,260,579	100.0	0.0
14 予 備 費	30,613,532	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	30,613,532	0.0	100.0
計	(311,610,083,780) 1,785,686,699,780	1,365,633,206,197	100.0	100.0	102.5	86.7	282,024,220,172	74,814,743,507	356,838,963,679	63,214,529,904	76.5	3.5
前 年 度	(387,545,973,441) 1,794,223,526,441	1,332,934,931,837	—	—	—	—	262,054,736,739	49,555,347,041	311,610,083,780	149,678,510,824	74.3	8.3
比 較 増 減 (△)	(△75,935,889,661) △ 8,536,826,661	32,698,274,360	—	—	—	—	19,969,483,433	25,259,396,466	45,228,879,899	△ 86,463,980,920	—	—

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰越額	決算額	不用額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	3,498,484,165	3,378,800,628	119,683,537
3 民 生 費	5,368,448,681	5,009,886,988	358,561,693
4 衛 生 費	617,200,284	522,302,263	94,898,021
5 労 働 費	9,117,518	9,024,518	93,000
6 農 林 水 産 業 費	46,842,347,090	40,100,525,821	6,741,821,269
7 商 工 費	20,578,144,038	5,065,839,111	15,512,304,927
8 土 木 費	67,862,842,177	61,383,260,531	6,479,581,646
9 警 察 費	396,975,143	337,137,720	59,837,423
10 教 育 費	1,801,269,260	1,669,784,989	131,484,271
11 災 害 復 旧 費	164,635,255,424	150,910,643,091	13,724,612,333
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	311,610,083,780	268,387,205,660	43,222,878,120

(注1) 前年度繰越額は、事故繰越を含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越を含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	223,084,400	0	223,084,400
	2 企 画 費	1,017,797,000	17,243,000	1,035,040,000
	10 生 活 環 境 費	264,347,000	0	264,347,000
	計	1,505,228,400	17,243,000	1,522,471,400
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	1,682,858,000	0	1,682,858,000
	2 児 童 福 祉 費	1,957,525,000	2,457,000	1,959,982,000
	計	3,640,383,000	2,457,000	3,642,840,000
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	20,000,000	0	20,000,000
	3 公 害 対 策 費	192,320,000	0	192,320,000
	5 医 薬 費	2,219,598,849	27,000,000	2,246,598,849
	計	2,431,918,849	27,000,000	2,458,918,849
5 労 働 費	2 職 業 訓 練 費	47,656,548	0	47,656,548
	計	47,656,548	0	47,656,548
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	1,049,859,400	927,043,000	1,976,902,400
	2 畜 産 業 費	252,306,160	38,412,120	290,718,280
	3 農 地 費	23,316,737,005	1,813,096,528	25,129,833,533
	4 林 業 費	2,079,170,049	516,608,240	2,595,778,289
	5 水 産 業 費	19,507,072,561	2,562,846,020	22,069,918,581
	計	46,205,145,175	5,858,005,908	52,063,151,083
7 商 工 費	1 商 業 費	410,830,871	26,222,467	437,053,338
	2 工 鉱 業 費	26,568,764,679	0	26,568,764,679
	4 観 光 費	648,404,149	0	648,404,149
	計	27,627,999,699	26,222,467	27,654,222,166

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	204,881,048	0	204,881,048
	2 道 路 橋 り よ う 費	34,640,847,000	8,550,967,823	43,191,814,823
	3 河 川 海 岸 費	10,424,425,640	2,777,631,092	13,202,056,732
	4 港 湾 費	7,346,569,212	10,130,023,940	17,476,593,152
	5 都 市 計 画 費	11,281,061,240	786,961,583	12,068,022,823
	6 住 宅 費	179,214,995	0	179,214,995
	7 空 港 費	14,150,000	0	14,150,000
	計	64,091,149,135	22,245,584,438	86,336,733,573
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	186,816,486	0	186,816,486
	2 警 察 活 動 費	868,353,000	0	868,353,000
	計	1,055,169,486	0	1,055,169,486
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	0	898,850	898,850
	4 高 等 学 校 費	873,000,000	0	873,000,000
	7 特 別 支 援 学 校 費	49,166,000	0	49,166,000
	8 私 立 学 校 費	20,959,000	0	20,959,000
	9 社 会 教 育 費	138,608,280	677,000	139,285,280
	10 保 健 体 育 費	15,192,040	0	15,192,040
	計	1,096,925,320	1,575,850	1,098,501,170
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,341,865,956	0	2,341,865,956
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	12,100,020,716	5,000,400	12,105,021,116
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	119,880,757,888	46,631,654,444	166,512,412,332
	計	134,322,644,560	46,636,654,844	180,959,299,404
合 計		282,024,220,172	74,814,743,507	356,838,963,679

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	306,730,000,000	収入額	91,707,383,879	29.9	69,843,293,258	22.7	74,976,497,358	24.4	55,737,430,700	18.2	14,783,863,385	4.8
		累計	91,707,383,879	29.9	161,550,677,137	52.6	236,527,174,495	77.0	292,264,605,195	95.2	307,048,468,580	100.0
地方消費税清算金	88,583,000,000	収入額	5,913,478,000	6.7	12,289,508,000	13.9	3,659,307,000	4.1	66,720,878,850	75.3	0	—
		累計	5,913,478,000	6.7	18,202,986,000	20.5	21,862,293,000	24.7	88,583,171,850	100.0	88,583,171,850	100.0
地方譲与税	40,616,000,000	収入額	3,141,849,026	7.7	6,249,205,000	15.4	18,111,210,043	44.6	13,127,849,035	32.3	0	—
		累計	3,141,849,026	7.7	9,391,054,026	23.1	27,502,264,069	67.7	40,630,113,104	100.0	40,630,113,104	100.0
地方特例交付金	786,348,000	収入額	355,082,000	45.2	431,266,000	54.8	0	—	0	—	0	—
		累計	355,082,000	45.2	786,348,000	100.0	786,348,000	100.0	786,348,000	100.0	786,348,000	100.0
地方交付税	231,449,567,000	収入額	74,785,878,000	32.3	109,394,064,000	47.3	36,376,744,000	15.7	10,892,881,000	4.7	0	—
		累計	74,785,878,000	32.3	184,179,942,000	79.6	220,556,686,000	95.3	231,449,567,000	100.0	231,449,567,000	100.0
交通安全対策特別交付金	521,000,000	収入額	0	—	269,225,000	52.0	0	—	248,955,000	48.0	0	—
		累計	0	—	269,225,000	52.0	269,225,000	52.0	518,180,000	100.0	518,180,000	100.0
分担金及び負担金	7,628,709,000	収入額	84,586,621	1.2	142,745,685	2.0	141,087,882	1.9	4,025,701,611	55.4	2,872,048,685	39.5
		累計	84,586,621	1.2	227,332,306	3.1	368,420,188	5.1	4,394,121,799	60.5	7,266,170,484	100.0
使用料及び手数料	12,420,197,000	収入額	2,566,968,374	20.5	2,631,157,518	21.0	3,671,983,333	29.4	3,085,998,882	24.7	553,599,340	4.4
		累計	2,566,968,374	20.5	5,198,125,892	41.6	8,870,109,225	70.9	11,956,108,107	95.6	12,509,707,447	100.0
国庫支出金	537,159,650,105	収入額	13,959,595,789	5.0	28,188,137,448	10.0	62,762,621,915	22.3	157,266,353,392	55.9	18,949,197,890	6.7
		累計	13,959,595,789	5.0	42,147,733,237	15.0	104,910,355,152	37.3	262,176,708,544	93.3	281,125,906,434	100.0
財産収入	4,618,288,000	収入額	613,765,646	12.0	336,466,909	6.6	893,236,170	17.5	2,735,120,381	53.5	530,118,835	10.4
		累計	613,765,646	12.0	950,232,555	18.6	1,843,468,725	36.1	4,578,589,106	89.6	5,108,707,941	100.0
寄附金	1,139,392,000	収入額	482,390,599	36.2	128,509,210	9.7	223,685,743	16.8	378,408,878	28.4	118,389,401	8.9
		累計	482,390,599	36.2	610,899,809	45.9	834,585,552	62.7	1,212,994,430	91.1	1,331,383,831	100.0
繰入金	187,931,987,247	収入額	26,090,406,254	14.9	8,621,456,713	4.9	5,335,758,701	3.0	111,410,930,638	63.5	24,059,104,267	13.7
		累計	26,090,406,254	14.9	34,711,862,967	19.8	40,047,621,668	22.8	151,458,552,306	86.3	175,517,656,573	100.0
繰越金	140,419,660,619	収入額	140,419,661,059	100.0	0	—	0	—	0	—	0	—
		累計	140,419,661,059	100.0	140,419,661,059	100.0	140,419,661,059	100.0	140,419,661,059	100.0	140,419,661,059	100.0
諸収入	138,266,315,809	収入額	24,392,611,741	18.3	△ 5,210,497,678	△ 3.9	9,203,157,609	6.9	99,527,335,821	74.7	5,318,818,764	4.0
		累計	24,392,611,741	18.3	19,182,114,063	14.4	28,385,271,672	21.3	127,912,607,493	96.0	133,231,426,257	100.0
県債	87,416,585,000	収入額	0	—	0	—	10,000,000,000	14.0	15,238,106,666	21.4	45,938,442,667	64.5
		累計	0	—	0	—	10,000,000,000	14.0	25,238,106,666	35.5	71,176,549,333	100.0
歳入合計	1,785,686,699,780	収入額	384,513,656,988	25.7	233,314,537,063	15.6	225,355,289,754	15.1	540,395,950,854	36.1	113,123,583,234	7.6
		累計	384,513,656,988	25.7	617,828,194,051	41.3	843,183,483,805	56.3	1,383,579,434,659	92.4	1,496,703,017,893	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
議会費	1,703,022,000	支出額	557,059,228	33.2	273,860,150	16.3	571,251,632	34.0	243,235,307	14.5	32,404,175	1.9
		累計	557,059,228	33.2	830,919,378	49.5	1,402,171,010	83.6	1,645,406,317	98.1	1,677,810,492	100.0
総務費	127,655,055,811	支出額	6,475,572,312	5.3	10,392,575,880	8.5	61,488,567,789	50.4	28,000,275,234	22.9	15,688,123,795	12.9
		累計	6,475,572,312	5.3	16,868,148,192	13.8	78,356,715,981	64.2	106,356,991,215	87.1	122,045,115,010	100.0
民生費	146,989,818,227	支出額	23,044,653,709	16.4	27,509,422,848	19.6	30,970,405,831	22.1	35,682,189,571	25.5	22,908,334,164	16.3
		累計	23,044,653,709	16.4	50,554,076,557	36.1	81,524,482,388	58.2	117,206,671,959	83.7	140,115,006,123	100.0
衛生費	74,745,281,284	支出額	12,477,293,551	17.8	18,394,842,062	26.3	9,777,205,209	14.0	16,783,191,939	24.0	12,580,379,956	18.0
		累計	12,477,293,551	17.8	30,872,135,613	44.1	40,649,340,822	58.1	57,432,532,761	82.0	70,012,912,717	100.0
労働費	31,797,441,518	支出額	950,366,882	3.2	787,428,421	2.6	9,594,147,560	32.3	4,139,536,608	13.9	14,273,152,830	48.0
		累計	950,366,882	3.2	1,737,795,303	5.8	11,331,942,863	38.1	15,471,479,471	52.0	29,744,632,301	100.0
農林水産業費	153,015,377,090	支出額	12,571,087,219	13.5	16,191,900,730	17.4	22,198,531,327	23.9	24,693,579,322	26.6	17,269,961,732	18.6
		累計	12,571,087,219	13.5	28,762,987,949	31.0	50,961,519,276	54.8	75,655,098,598	81.4	92,925,060,330	100.0
商工費	163,523,018,238	支出額	86,717,586,128	72.4	9,209,975,660	7.7	6,982,515,212	5.8	15,491,269,065	12.9	1,301,483,087	1.1
		累計	86,717,586,128	72.4	95,927,561,788	80.1	102,910,077,000	86.0	118,401,346,065	98.9	119,702,829,152	100.0
土木費	226,451,446,766	支出額	17,842,343,975	13.5	18,595,801,941	14.1	22,104,536,362	16.8	49,369,377,383	37.4	23,971,496,441	18.2
		累計	17,842,343,975	13.5	36,438,145,916	27.6	58,542,682,278	44.4	107,912,059,661	81.8	131,883,556,102	100.0
警察費	51,908,726,530	支出額	11,634,959,648	23.2	9,034,014,591	18.0	14,014,012,567	27.9	10,023,356,837	20.0	5,457,093,841	10.9
		累計	11,634,959,648	23.2	20,668,974,239	41.2	34,682,986,806	69.1	44,706,343,643	89.1	50,163,437,484	100.0
教育費	225,150,110,360	支出額	50,127,245,549	22.6	47,646,528,244	21.5	60,643,624,674	27.3	43,960,391,242	19.8	19,523,776,144	8.8
		累計	50,127,245,549	22.6	97,773,773,793	44.1	158,417,398,467	71.4	202,377,789,709	91.2	221,901,565,853	100.0
災害復旧費	343,552,468,424	支出額	13,917,153,230	9.5	21,541,999,040	14.7	32,741,808,059	22.4	40,429,607,698	27.6	37,756,556,705	25.8
		累計	13,917,153,230	9.5	35,459,152,270	24.2	68,200,960,329	46.6	108,630,568,027	74.2	146,387,124,732	100.0
公債費	111,866,220,000	支出額	8,062,262,713	7.2	37,421,558,893	33.5	4,188,467,440	3.7	62,153,153,368	55.6	7,874,064	0.0
		累計	8,062,262,713	7.2	45,483,821,608	40.7	49,672,289,048	44.4	111,825,442,416	100.0	111,833,316,480	100.0
諸支出金	127,298,100,000	支出額	9,936,832,865	7.8	26,793,295,167	21.1	14,010,574,862	11.0	76,471,170,652	60.1	28,965,875	-
		累計	9,936,832,865	7.8	36,730,128,032	28.9	50,740,702,894	39.9	127,211,873,546	100.0	127,240,839,421	100.0
予備費	30,613,532	支出額	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
		累計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
歳出合計	1,785,686,699,780	支出額	254,314,417,009	18.6	243,793,203,629	17.9	289,285,648,524	21.2	407,440,334,226	29.8	170,799,602,809	12.5
		累計	254,314,417,009	18.6	498,107,620,638	36.5	787,393,269,162	57.7	1,194,833,603,388	87.5	1,365,633,206,197	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比		不納欠損額	収入未済額
				H27/H26	H26/H25		
	円	円	円	%	%	円	円
公債費	306,297,336,000	306,258,935,870	306,258,935,870	94.8	126.5	0	0
母子父子寡婦福祉資金	176,286,000	279,797,488	179,470,456	63.3	85.8	0	100,327,032
中小企業高度化資金	661,205,000	2,954,444,254	2,907,450,214	113.9	9.5	0	46,994,040
農業改良資金	27,968,000	238,705,242	219,022,554	109.1	92.5	2,198,704	17,483,984
沿岸漁業改善資金	50,895,000	574,782,292	574,782,292	76.1	106.5	0	0
林業・木材産業改善資金	54,439,000	379,272,221	339,987,506	84.5	102.1	6,748,715	32,536,000
県有林	(7,525,200)						
	410,903,200	412,211,163	412,211,163	107.5	96.9	0	0
土地取得	462,923,000	463,353,135	463,353,135	12.6	301.1	0	0
土地区画整理事業	(10,000,000)						
	3,923,265,000	3,365,668,565	3,365,668,565	123.2	97.9	0	0
流域下水道事業	(479,754,880)						
	10,740,838,880	10,658,166,933	10,407,089,933	90.7	112.5	0	251,077,000
港湾整備事業	(2,383,241,468)						
	11,269,808,468	10,761,807,365	10,761,732,738	92.8	64.3	49,957	24,670
歳入合計	(2,880,521,548)						
	334,075,867,548	336,347,144,528	335,889,704,426	94.1	112.9	8,997,376	448,442,726
前年度	(3,318,727,060)						
	355,886,067,060	357,625,541,027	357,058,155,549	—	—	0	567,385,478
比較増減(△)	(Δ438,205,512)						
	Δ21,810,199,512	Δ21,278,396,499	Δ21,168,451,123	—	—	8,997,376	Δ118,942,752

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額を含んでいる。

イ 会 計 別 歳 出 額

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額の年度対比		翌 年 度 繰 越 額			不 用 額
			H27/H26	H26/H25	繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	%	円	円	円	円
公 債 費	306,297,336,000	306,258,935,870	94.8	126.5	0	0	0	38,400,130
母子父子寡婦福祉資金	176,286,000	144,161,941	79.4	142.7	0	0	0	32,124,059
中小企業高度化資金	661,205,000	629,421,484	122.7	2.1	0	0	0	31,783,516
農 業 改 良 資 金	27,968,000	27,419,194	74.5	57.8	0	0	0	548,806
沿岸漁業改善資金	50,895,000	244,344	0.1	43,969.3	0	0	0	50,650,656
林業・木材産業改善資金	54,439,000	43,527,098	55.4	630.5	0	0	0	10,911,902
県 有 林	(7,525,200) 410,903,200	405,983,844	116.9	89.4	0	0	0	4,919,356
土 地 取 得	462,923,000	462,922,800	12.6	301.2	0	0	0	200
土地区画整理事業	(10,000,000) 3,923,265,000	3,365,248,354	123.4	101.0	0	0	0	558,016,646
流域下水道事業	(479,754,880) 10,740,838,880	10,202,041,643	90.9	114.6	463,281,610	0	463,281,610	75,515,627
港湾整備事業	(2,383,241,468) 11,269,808,468	8,940,176,888	90.2	60.9	1,651,224,400	604,987,008	2,256,211,408	73,420,172
歳 出 合 計	(2,880,521,548) 334,075,867,548	330,480,083,460	93.9	113.2	2,114,506,010	604,987,008	2,719,493,018	876,291,070
前 年 度	(3,318,727,060) 355,886,067,060	351,901,850,871	—	—	2,458,756,160	421,765,388	2,880,521,548	1,103,694,641
比 較 増 減 (△)	(Δ438,205,512) Δ21,810,199,512	Δ21,421,767,411	—	—	Δ344,250,150	183,221,620	Δ161,028,530	Δ227,403,571

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 状 況

会 計 名	金 額	摘 要
母子父子寡婦福祉資金	100,327,032	母子父子寡婦福祉資金貸付金 95,979,014 母子父子寡婦福祉資金違約金 3,538,130 過年度過払金等返還金 809,888
中小企業高度化資金	46,994,040	設備導入資金 31,190,000 高度化資金 15,804,040
農業改良資金	17,483,984	改良資金貸付金 17,078,500 違約金 405,484
林業・木材産業改善資金	32,536,000	改善資金貸付金 32,536,000
港湾整備事業	24,670	港湾施設使用料 24,670
計	197,365,726	

(注) 繰越事業に係る未収入特定財源(国庫支出金251,077,000円)は除いている。

エ 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
	円	円	円
県 有 林	7,525,200	7,524,600	600
土 地 区 画 整 理 事 業	10,000,000	10,000,000	0
流 域 下 水 道 事 業	479,754,880	479,754,880	0
港 湾 整 備 事 業	2,383,241,468	2,382,880,828	360,640
計	2,880,521,548	2,880,160,308	361,240

オ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
			円	円	円
流 域 下 水 道 事 業	1 土 木 費	1 流域下水道管理費	50,197,250	0	50,197,250
		2 流域下水道建設費	413,084,360	0	413,084,360
		計	463,281,610	0	463,281,610
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1 港 湾 費	1,651,224,400	604,987,008	2,256,211,408
計			2,114,506,010	604,987,008	2,719,493,018

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	306,297,336,000	収入額	31,456,433,653	10.3	98,276,068,847	32.1	47,184,000,037	15.4	129,262,474,993	42.2	79,958,340	0.0
		累計	31,456,433,653	10.3	129,732,502,500	42.4	176,916,502,537	57.8	306,178,977,530	100.0	306,258,935,870	100.0
母子父子寡婦福祉資金	176,286,000	収入額	117,338,363	65.4	19,195,207	10.7	19,042,794	10.6	19,763,795	11.0	4,130,297	2.3
		累計	117,338,363	65.4	136,533,570	76.1	155,576,364	86.7	175,340,159	97.7	179,470,456	100.0
中小企業高度化資金	661,205,000	収入額	2,155,475,046	74.1	80,953,999	2.8	406,187,880	14.0	150,206,400	5.2	114,626,889	3.9
		累計	2,155,475,046	74.1	2,236,429,045	76.9	2,642,616,925	90.9	2,792,823,325	96.1	2,907,450,214	100.0
農業改良資金	27,968,000	収入額	206,147,165	94.1	8,157,000	3.7	4,561,928	2.1	891,000	0.4	△734,539	△0.3
		累計	206,147,165	94.1	214,304,165	97.8	218,866,093	99.9	219,757,093	100.3	219,022,554	100.0
沿岸漁業改善資金	50,895,000	収入額	573,053,518	99.7	2,150,016	0.4	150,032	—	150,000	—	△721,274	△0.1
		累計	573,053,518	99.7	575,203,534	100.1	575,353,566	100.1	575,503,566	100.1	574,782,292	100.0
林業・木材産業改善資金	54,439,000	収入額	337,475,279	99.3	15,000	0.0	192,000	0.1	1,715,000	0.5	590,227	0.2
		累計	337,475,279	99.3	337,490,279	99.3	337,682,279	99.3	339,397,279	99.8	339,987,506	100.0
県有林	410,903,200	収入額	52,274,434	12.7	153,815,565	37.3	250,527,988	60.8	2,448,268	0.6	△46,855,092	△11.4
		累計	52,274,434	12.7	206,089,999	50.0	456,617,987	110.8	459,066,255	111.4	412,211,163	100.0
土地取得	462,923,000	収入額	361,328	0.1	2,631,284	0.6	5,261,370	1.1	452,502,800	97.7	2,596,353	0.6
		累計	361,328	0.1	2,992,612	0.6	8,253,982	1.8	460,756,782	99.4	463,353,135	100.0
土地区画整理事業	3,923,265,000	収入額	92,513,685	2.7	1,879,600,221	55.8	193,062,674	5.7	469,090,481	13.9	731,401,504	21.7
		累計	92,513,685	2.7	1,972,113,906	58.6	2,165,176,580	64.3	2,634,267,061	78.3	3,365,668,565	100.0
流域下水道事業	10,740,838,880	収入額	747,411,137	7.2	1,075,949,108	10.3	3,480,023,315	33.4	3,335,551,817	32.1	1,768,154,556	17.0
		累計	747,411,137	7.2	1,823,360,245	17.5	5,303,383,560	51.0	8,638,935,377	83.0	10,407,089,933	100.0
港湾整備事業	11,269,808,468	収入額	1,889,892,814	17.6	923,599,540	8.6	324,602,731	3.0	7,420,879,121	69.0	202,758,532	1.9
		累計	1,889,892,814	17.6	2,813,492,354	26.1	3,138,095,085	29.2	10,558,974,206	98.1	10,761,732,738	100.0
歳入合計	334,075,867,548	収入額	37,628,376,422	11.2	102,422,135,787	30.5	51,867,612,749	15.4	141,115,673,675	42.0	2,855,905,793	0.9
		累計	37,628,376,422	11.2	140,050,512,209	41.7	191,918,124,958	57.1	333,033,798,633	99.1	335,889,704,426	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	306,297,336,000	支出額	73,294,433,653	23.9	78,654,266,847	25.7	28,497,000,037	9.3	125,813,235,333	41.1	0	0.0
			73,294,433,653	23.9	151,948,700,500	49.6	180,445,700,537	58.9	306,258,935,870	100.0	306,258,935,870	100.0
母子父子寡婦福祉資金	176,286,000	支出額	17,021,478	11.8	59,739,770	41.4	23,296,040	16.2	40,894,004	28.4	3,210,649	2.2
			17,021,478	11.8	76,761,248	53.2	100,057,288	69.4	140,951,292	97.8	144,161,941	100.0
中小企業高度化資金	661,205,000	支出額	4,462,626	0.7	62,088,842	9.9	157,728,242	25.1	292,631,266	46.5	112,510,508	17.9
			4,462,626	0.7	66,551,468	10.6	224,279,710	35.6	516,910,976	82.1	629,421,484	100.0
農業改良資金	27,968,000	支出額	17,727,888	64.7	9,229,856	33.7	70,278	0.3	19,621,985	71.6	△19,230,813	△70.1
			17,727,888	64.7	26,957,744	98.3	27,028,022	98.6	46,650,007	170.1	27,419,194	100.0
沿岸漁業改善資金	50,895,000	支出額	4,000	1.6	4,000	1.6	2,000	0.8	78,081	32.0	156,263	64.0
			4,000	1.6	8,000	3.3	10,000	4.1	88,081	36.0	244,344	100.0
林業・木材産業改善資金	54,439,000	支出額	0	—	11,929,210	27.4	30,965,828	71.1	1,728	0.0	630,332	1.4
			0	—	11,929,210	27.4	42,895,038	98.5	42,896,766	98.6	43,527,098	100.0
県有林	410,903,200	支出額	22,619,462	5.6	25,289,650	6.2	257,867,245	63.5	69,320,431	17.1	30,887,056	7.6
			22,619,462	5.6	47,909,112	11.8	305,776,357	75.3	375,096,788	92.4	405,983,844	100.0
土地取得	462,923,000	支出額	2,631,284	0.6	2,803,976	0.6	2,457,394	0.5	455,030,146	98.3	0	—
			2,631,284	0.6	5,435,260	1.2	7,892,654	1.7	462,922,800	100.0	462,922,800	100.0
土地区画整理事業	3,923,265,000	支出額	362,352,767	10.8	34,286,268	1.0	10,711,087	0.3	134,371,307	4.0	2,823,526,925	83.9
			362,352,767	10.8	396,639,035	11.8	407,350,122	12.1	541,721,429	16.1	3,365,248,354	100.0
流域下水道事業	10,740,838,880	支出額	1,552,996,499	15.2	2,533,437,544	24.8	1,469,724,015	14.4	2,545,875,845	25.0	2,100,007,740	20.6
			1,552,996,499	15.2	4,086,434,043	40.1	5,556,158,058	54.5	8,102,033,903	79.4	10,202,041,643	100.0
港湾整備事業	11,269,808,468	支出額	941,224,149	10.5	2,287,814,540	25.6	117,209,053	1.3	4,907,279,318	54.9	686,649,828	7.7
			941,224,149	10.5	3,229,038,689	36.1	3,346,247,742	37.4	8,253,527,060	92.3	8,940,176,888	100.0
歳出合計	334,075,867,548	支出額	76,215,473,806	23.1	83,680,890,503	25.3	30,567,031,219	9.2	134,278,339,444	40.6	5,738,348,488	1.7
			76,215,473,806	23.1	159,896,364,309	48.4	190,463,395,528	57.6	324,741,734,972	98.3	330,480,083,460	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,543,524.67 m ²	△ 1,294.87 m ²	81,542,229.80 m ²
	う ち 山 林	61,221,158.14 m ²	61,723.21 m ²	61,282,881.35 m ²
	普 通 財 産	3,449,706.31 m ²	11,397.77 m ²	3,461,104.08 m ²
	土 地 取 得 特 別 会 計 財 産	1,702.85 m ²	0.00 m ²	1,702.85 m ²
	計	84,994,933.83 m ²	0.00 m ²	84,994,933.83 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,219,381.00 m ³	33,785.00 m ³	1,253,166.00 m ³
	分 収 林	1,505,613.00 m ³	58,271.00 m ³	1,563,884.00 m ³
	計	2,724,994.00 m ³	92,056.00 m ³	2,817,050.00 m ³
建 物	行 政 財 産	2,690,331.40 m ²	272.06 m ²	2,690,603.46 m ²
	普 通 財 産	99,015.26 m ²	19,201.39 m ²	118,216.65 m ²
	計	2,789,346.66 m ²	19,473.45 m ²	2,808,820.11 m ²

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
動 産	船 舶	5 隻	0 隻	5 隻
		1,342.00 総ト	10.00 総ト	1,352.00 総ト
	航 空 機	1 機	Δ 1 機	0 機
物 権	地 上 権	70,253,177.15 m ²	Δ 478,807.00 m ²	69,774,370.15 m ²
無 体 財 産 権	特 許 権	34 件	1 件	35 件
	実 用 新 案 権	1 件	0 件	1 件
	育 成 者 権	16 件	1 件	17 件
	著 作 権	6 件	0 件	6 件
	商 標 権	9 件	1 件	10 件
有 価 証 券	株 券	2,845,270 千円	Δ 1,767,500 千円	1,077,770 千円
出 資 に よ る 権 利	出 資 証 券	3,284,326 千円	Δ 2,500 千円	3,281,826 千円
	出 資 に よ る 権 利	40,762,631 千円	1,543,566 千円	42,306,197 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	4,964 個	68 個	5,032 個
船 舶	32 隻	0 隻	32 隻
車 両	1,494 台	△ 22 台	1,472 台
合 計	6,490	46	6,536

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	62,629,258 千円	宮城県道路公社有料道路事業資金債務保証 外
損 失 補 償	4,100,863 千円	国営土地改良負担金償還対策事業資金損失補償 外

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金 等	150,915,584,665 円	△ 1,633,326,359 円	149,282,258,306 円

(貸付金等の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
レオネクスト K 旭ヶ浦 I 敷金	726,000	0	726,000
レオネクスト K 旭ヶ浦 II 敷金	249,000	0	249,000
レオネクスト 桜 式 番 館 敷 金	620,000	0	620,000
一般公共施設整備事業貸付金	817,642,523	287,406,840	1,105,049,363
過疎地域振興事業資金貸付金	49,067,062	△ 37,117,210	11,949,852
公営企業安定化資金貸付金	377,710,000	△ 46,180,000	331,530,000
東京事務所借上宿舍敷金	1,408,500	0	1,408,500
災害援護資金貸付金	15,741,330,649	△ 30,869,367	15,710,461,282
母子父子寡婦福祉資金貸付金	495,979,804	△ 13,481,380	482,498,424
国民健康保険広域化等支援事業貸付金	36,000,000	△ 36,000,000	0
看護学生修学資金貸付金	1,586,915,047	△ 33,036,972	1,553,878,075
地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金	1,046,625,000	642,200,000	1,688,825,000
地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金	3,315,279,387	64,646,605	3,379,925,992
地方独立行政法人宮城県こども病院法人移行前 地方債償還債務負担金	7,056,293,375	△ 356,286,940	6,700,006,435
地方独立行政法人宮城県立病院機構法人移行前 地方債償還債務負担金	6,203,949,901	△ 849,489,316	5,354,460,585
医学生修学資金等貸付金	758,400,000	94,800,000	853,200,000
介護福祉士等修学資金貸付金	43,480,288	△ 4,752,000	38,728,288
被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	86,880,150,000	△ 113,354,000	86,766,796,000
工場立地基盤整備事業貸付金	400,000,000	310,494,000	710,494,000
大阪事務所名古屋産業立地センター敷金	2,600,436	0	2,600,436
企業振興投資育成事業資金貸付金	168,000,000	△ 34,000,000	134,000,000
機械類貸与資金貸付金	253,958,000	△ 25,396,000	228,562,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	30,000,000	△ 3,000,000	27,000,000
ベンチャー育成ファンド出資金貸付事業貸付金	349,999,581	△ 50,000,000	299,999,581
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	4,290,000,000	0	4,290,000,000
中小企業高度化資金貸付金	2,379,156,000	△ 257,253,000	2,121,903,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	341,150,000	△ 77,632,020	263,517,980
小規模企業者等設備導入資金貸付金 (新設備貸与)	0	292,572,000	292,572,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金 (旧設備貸与)	305,818,016	△ 76,235,999	229,582,017
農業改良資金貸付金 (農業改良資金)	20,799,000	△ 7,105,000	13,694,000
農業改良資金貸付金 (就農支援基金)	219,039,849	△ 47,296,928	171,742,921
沿岸漁業改善資金貸付金	58,846,000	△ 28,936,000	29,910,000
林業・木材産業改善資金貸付金	43,667,000	28,914,000	72,581,000
宮城県東京アンテナショップ敷金	111,600,000	0	111,600,000
農業生産法人出資育成事業資金貸付金	600,000	△ 600,000	0
宮城県農業公社退職手当資金貸付金	146,238,813	△ 13,098,000	133,140,813
新規参入者定着支援資金貸付金	1,000,000	0	1,000,000
就農支援資金貸付金	142,656,939	△ 26,853,058	115,803,881
平成24年度宮城県草地土壌放射性物質低減対策事業資金貸付金	410,229,384	△ 243,702,663	166,526,721
平成26年度宮城県草地土壌放射性物質低減対策事業資金貸付金	41,804,927	△ 28,597,821	13,207,106
平成27年度宮城県草地土壌放射性物質低減対策事業資金貸付金	0	55,916,184	55,916,184
津波被害土地改良区債償還支援事業貸付金	65,898,879	△ 24,814,314	41,084,565
林業公社貸付金	861,567,305	31,000,000	892,567,305
フェリー埠頭建設資金貸付金	15,252,000	△ 15,252,000	0
フェリー埠頭災害復旧費貸付金	249,507,000	0	249,507,000
仙台空港新旅客ターミナルビル建設資金貸付金	300,000,000	△ 300,000,000	0

名 称	前年度末現在高（円）	決算年度中増減高（円）	決算年度末現在高（円）
仙台空港新旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金	3,920,000,000	0	3,920,000,000
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	7,859,000,000	△ 150,000,000	7,709,000,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る金銭消費貸借	2,668,000,000	0	2,668,000,000
土地区画整理組合事業資金貸付金	440,000,000	△ 440,000,000	0
宮城県住宅供給公社経営健全化資金貸付金	398,000,000	△ 79,000,000	319,000,000
高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	8,400,000	8,064,000	16,464,000
塩釜警察署署長宿舎敷金	87,000	0	87,000
岩沼警察署署長宿舎敷金	207,000	0	207,000
石巻警察署署長宿舎敷金	213,000	0	213,000
気仙沼警察署署長宿舎敷金	58,000	0	58,000
河北警察署署長宿舎敷金	71,000	0	71,000
古川警察署署長宿舎敷金	130,000	0	130,000
遠田警察署署長宿舎敷金	106,000	0	106,000
特別出向者入居用アパート敷金 （レオネクストパレハ201）	49,000	0	49,000
特別出向者入居用アパート敷金 （レオネクストパレハ202）	48,000	0	48,000
合 計	150,915,584,665	△ 1,633,326,359	149,282,258,306

(注)平成27年度決算から集計方法を下記のとおり統一することとした。

- ・県債を財源とする貸付金に係る債権及び敷金等についても計上する。
- ・決算年度の歳入に係る債権以外の債権について計上する。

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
財 政 調 整 基 金	現 金	29,972,266,154	△ 7,695,564,569	22,276,701,585
県 債 管 理 基 金	計	80,900,847,440	2,940,948,424	83,841,795,864
	有 価 証 券	3,500,000,000	9,000,000,000	12,500,000,000
	現 金	73,954,627,234	△ 4,574,244,130	69,380,383,104
	繰 入 運 用	3,446,220,206	△ 1,484,807,446	1,961,412,760
地 域 整 備 推 進 基 金	現 金	82,871,905,547	2,506,301,523	85,378,207,070
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	現 金	33,201,497,467	△ 3,987,406,799	29,214,090,668
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	74,089,863,600	6,558,758,975	80,648,622,575
土 地 基 金	計	10,493,178,451	10,420,000	10,503,598,451
	現 金	7,734,572,577	2,769,025,874	10,503,598,451
	貸 付 金	2,758,605,874	△ 2,758,605,874	0
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
		(0)	(0)	(0)
県 庁 舎 等 整 備 基 金	現 金	6,189,662,892	2,989,336,411	9,178,999,303
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	0	0	0
地 域 環 境 保 全 基 金	計	398,917,689	1,797,849,128	2,196,766,817
	有 価 証 券	0	0	0
	現 金	398,917,689	1,797,849,128	2,196,766,817
環 境 創 造 基 金	現 金	617,554,683	△ 23,506,916	594,047,767
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	6,321,960,385	△ 4,214,746,300	2,107,214,085
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	1,091,531,774	41,386,550	1,132,918,324
文 化 振 興 基 金	現 金	2,554,898,986	1,305,391,540	3,860,290,526
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金	現 金	51,299,675	△ 19,830,077	31,469,598
災 害 救 助 基 金	現 金	1,986,583,521	△ 6,254,045	1,980,329,476
医 療 施 設 耐 震 化 臨 時 特 例 基 金	現 金	1,196,388,292	1,084,436	1,197,472,728
地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金	現 金	45,135,497,488	△ 14,614,699,265	30,520,798,223
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	現 金	1,510,321,692	835,717,045	2,346,038,737
社 会 福 祉 基 金	現 金	419,325,455	1,179,362,860	1,598,688,315
介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 臨 時 特 例 基 金	現 金	2,700,202,001	316,136,754	3,016,338,755
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	1,446,936,712	1,465,520	1,448,402,232

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
介護職員処遇改善等臨時特例基金	現金	46,011,985	△ 46,011,985	0
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	現金	38,028,305	32,800	38,061,105
自殺対策緊急強化基金	現金	175,053,647	1,853,816	176,907,463
国民健康保険広域化等支援基金	現金	684,172,693	36,482,860	720,655,553
後期高齢者医療財政安定化基金	現金	2,136,018,151	2,163,950	2,138,182,101
子育て支援対策臨時特例基金	現金	5,185,845,758	△ 1,630,924,592	3,554,921,166
東日本大震災みやぎこども育英基金	現金	6,342,468,684	836,461,644	7,178,930,328
富 県 宮 城 推 進 基 金	現金	11,708,359,701	1,891,893,136	13,600,252,837
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	計	737,484,624	212,820	737,697,444
	現金	275,982,874	△ 26,686,430	249,296,444
	貸付金	461,501,750	26,899,250	488,401,000
緊急雇用創出事業臨時特例基金	現金	32,639,602,438	△ 11,553,595,176	21,086,007,262
農地中間管理事業等推進基金	現金	2,299,597,766	△ 1,452,401,967	847,195,799
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	計	681,797,853	578,000	682,375,853
	有価証券	659,688,000	△ 119,988,000	539,700,000
	現金	22,109,853	120,566,000	142,675,853
農 林 水 産 業 担 い 手 対 策 基 金	計	459,974,990	990,991,083	1,450,966,073
	有価証券	299,600,000	△ 299,600,000	0
	現金	160,374,990	1,290,591,083	1,450,966,073
森林整備地域活動支援基金	現金	42,802,989	△ 3,232,344	39,570,645
森林整備加速化・林業再生基金	現金	566,828,066	△ 552,694,944	14,133,122
県 有 林 基 金	計	709,400,152	△ 10,022,224	699,377,928
	有価証券	8,086,050	0	8,086,050
	現金	701,314,102	△ 10,022,224	691,291,878
宮 城 み ど り の 基 金	現金	12,270,817	△ 2,272,520	9,998,297
仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	617,820,782	6,997,111	624,817,893
	有価証券	450,000,000	0	450,000,000
	現金	167,820,782	6,997,111	174,817,893
仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	743,194,786	7,118,555	750,313,341
	有価証券	449,800,000	0	449,800,000
	現金	293,394,786	7,118,555	300,513,341

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
高等学校等育英奨学資金貸付基金	計	9,537,146,104	382,731,240	9,919,877,344
	現金	1,174,662,047	△ 43,234,971	1,131,427,076
	貸付金	8,362,484,057	425,966,211	8,788,450,268
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金	現金	3,879,989,605	△ 3,144,948,913	735,040,692
美術品取得基金	計	2,127,855,792	839,772	2,128,695,564
	現金	212,194,812	377,913,672	590,108,484
	繰入運用	76,284,500	△ 76,284,500	0
	美術品	856点 (1,839,376,480)	△ 153 (△ 300,789,400)	703点 (1,538,587,080)
スポーツ振興基金	現金	3,167,762,451	1,430,030,551	4,597,793,002
国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金	現金	67,795,013	△ 52,981,555	14,813,458
合 計	計	467,757,923,056	△ 22,938,547,687	444,819,375,369
	有価証券	5,367,174,050	8,580,412,000	13,947,586,050
	現金	445,446,276,139	△ 27,351,337,928	418,094,938,211
	貸付金	11,582,591,681	△ 2,305,740,413	9,276,851,268
	繰入運用	3,522,504,706	△ 1,561,091,946	1,961,412,760
	土地	0.00㎡ (0)	0.00㎡ (0)	0.00㎡ (0)
	美術品	856点 (1,839,376,480)	△ 153点 (△ 300,789,400)	703点 (1,538,587,080)

(注)各基金における()書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た地域整備推進基金4,735,327,081円、県庁舎等整備基金2,000,000,000円、文化振興基金13,289,407円、地域環境保全基金825,934円、農林水産業担い手対策基金583,317円、スポーツ振興基金73,331,050円、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金7,161,475円、森林整備地域活動支援基金741,570円、産業廃棄物税基金20,350,268円、富県宮城推進基金196,133,173円、消費者行政活性化基金1,402,817円、子育て支援対策臨時特例基金806,833,712円、緊急雇用創出事業臨時特例基金4,634,712,857円、自殺対策緊急強化基金31,594,244円、森林整備加速化・林業再生基金11,691,248円、地域環境保全特別基金90,036,435円、介護基盤緊急整備等臨時特例基金253,809,000円、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金6,127,000円、地域医療再生臨時特例基金29,466,771円、環境創造基金218,672,320円、東日本大震災復興基金383,970,284円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金884,375,349円、農地中間管理事業等推進基金78,790,107円、地域医療介護総合確保基金108,315,913円、国民健康保険財政安定化基金343,800,000円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金14,666,713,000円、緊急雇用創出事業臨時特例基金84,594,981円、介護基盤緊急整備等臨時特例基金1,317,314,562円、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金35,365,000円、地域医療再生臨時特例基金1,580,372,446円、東日本大震災復興交付金基金9,056,707,780円、地域医療介護総合確保基金892,989,177円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	386,691,098,255	12,277,400,000	28,550,074,888	370,418,423,367
	一 般 単 独 事 業 債	390,889,683,485	1,221,900,000	30,075,564,217	362,036,019,268
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	5,597,440,857		487,273,791	5,110,167,066
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	895,179,186		149,363,732	745,815,454
	災 害 復 旧 事 業 債	4,500,646,851	642,200,000	829,366,817	4,313,480,034
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(505,355,555)	(197,800,000)	(94,357,225)	(608,798,330)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(3,995,291,296)	(444,400,000)	(735,009,592)	(3,704,681,704)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	2,835,800,000	683,500,000	4,178,472	3,515,121,528
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	13,246,520,261		1,141,443,115	12,105,077,146
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	655,321,639		136,885,657	518,435,982
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	15,465,157,404	436,300,000	68,734,279	15,832,723,125
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	921,331,460		107,370,676	813,960,784
	減 収 補 填 債	50,672,572,150		787,108,868	49,885,463,282
	上 水 道 事 業 出 資 債	12,597,280,617		1,468,693,036	11,128,587,581
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	1,409,042,533		177,311,016	1,231,731,517
	観 光 そ の 他 事 業 債	146,000,000		0	146,000,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	1,547,634,013		95,078,726	1,452,555,287
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	18,433,234,015	2,926,700,000	1,789,073,428	19,570,860,587
	都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	8,659,784,000		4,119,725,304	4,540,058,696
臨 時 財 政 特 例 債	696,174,306		154,958,301	541,216,005	
減 税 補 填 債	37,365,780,000		2,906,104,782	34,459,675,218	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	臨 時 税 収 補 填 債	3,011,674,977		573,291,299	2,438,383,678
	臨 時 財 政 対 策 債	544,613,876,356	52,729,379,000	17,603,122,917	579,740,132,439
	調 整 債	41,636,360		8,327,272	33,309,088
	財 政 健 全 化 債	11,196,080,000		357,480,000	10,838,600,000
	地 域 再 生 事 業 債	10,866,120,000		221,220,000	10,644,900,000
	行 政 改 革 推 進 債	15,349,480,000		80,140,000	15,269,340,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,517,940,000		940,000	4,517,000,000
	退 職 手 当 債	31,808,400,000		200,400,000	31,608,000,000
	財 源 対 策 債	6,875,171,317		802,507,601	6,072,663,716
	借 換 債	0	155,880,000,000	155,880,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	18,542,752,853	259,170,333	711,664,690	18,090,258,496
	小 計	1,600,048,812,895	227,056,549,333	249,487,402,884	1,577,617,959,344
	特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	319,274,277		53,991,722
中 小 企 業 高 度 化 資 金 債		92,198,627,000	146,286,000	382,212,520	91,962,700,480
県 有 林 整 備 債		2,644,746,320		122,298,015	2,522,448,305
土 地 区 画 整 理 事 業 債		534,999,107		477,307,406	57,691,701
流 域 下 水 道 事 業 債		22,052,493,322	719,300,000	2,014,042,941	20,757,750,381
港 湾 整 備 事 業 債		34,001,466,563	596,200,000	6,160,736,283	28,436,930,280
小 計		151,751,606,589	1,461,786,000	9,210,588,887	144,002,803,702
合 計	1,751,800,419,484	228,518,335,333	258,697,991,771	1,721,620,763,046	

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

平成28年7月11日審査に付された平成27年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成28年3月31日現在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 7,734,572,577	円 2,769,025,874	円 0	円 10,503,598,451
債 権 (未 収 金)	2,758,605,874	0	2,758,605,874	0
計	10,493,178,451	2,769,025,874	2,758,605,874	10,503,598,451

(土地増減の内訳)

なし

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成28年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 275,982,874	円 40,513,570	円 67,200,000	円 249,296,444
貸 付 金	461,501,750	67,200,000	40,300,750	488,401,000
計	737,484,624	107,713,570	107,500,750	737,697,444

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成22年度	9	円 254,151,250	0	円 0	2	円 80,628,500	7	円 173,522,750
平成23年度	7	173,522,750	0	0	1	40,285,000	6	133,237,750
平成24年度	6	133,237,750	6	407,750,000	0	39,548,000	12	501,439,750
平成25年度	12	501,439,750	2	60,250,000	1	45,348,250	13	516,341,500
平成26年度	13	516,341,500	1	50,000,000	3	104,839,750	11	461,501,750
平成27年度	11	461,501,750	3	67,200,000	0	40,300,750	14	488,401,000

(注) 「貸付 (増)」, 「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成28年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 212,194,812	円 377,913,672	円 0	円 590,108,484
繰 入 運 用	76,284,500	0	76,284,500	0
美 術 品	1,839,376,480	0	300,789,400	1,538,587,080
計	2,127,855,792	377,913,672	377,073,900	2,128,695,564

(美術品増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売却 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 80	円 565,163,333	点	円	点 37	円 104,310,333	点 43	円 460,853,000
版 画	282	145,290,617			31	9,364,867	251	135,925,750
彫 刻	33	465,839,530			13	167,502,200	20	298,337,330
写 真	282	25,264,000			40	2,800,000	242	22,464,000
素 描	117	338,273,000			28	14,312,000	89	323,961,000
日 本 画	43	285,960,000			1	500,000	42	285,460,000
工 芸	19	13,586,000			3	2,000,000	16	11,586,000
計	856	1,839,376,480	0	0	153	300,789,400	703	1,538,587,080

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成28年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 1,174,662,047	円 1,325,905,029	円 1,369,140,000	円 1,131,427,076
貸 付 金	8,362,484,057	1,366,460,000	940,493,789	8,788,450,268
計	9,537,146,104	2,692,365,029	2,309,633,789	9,919,877,344

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成22年度	人 4,534	円 2,603,777,565	人 924	円 719,035,000	人 62	円 130,138,241	人 5,396	円 3,192,674,324
平成23年度	5,396	3,192,674,324	7,162	2,203,996,000	52	62,403,348	12,506	5,334,266,976
平成24年度	12,506	5,334,266,976	2,425	1,932,170,093	742	426,463,578	14,189	6,839,973,491
平成25年度	14,189	6,839,973,491	2,124	1,668,371,000	997	694,964,229	15,316	7,813,380,262
平成26年度	15,316	7,813,380,262	2,122	1,490,714,000	1,162	941,610,205	16,276	8,362,484,057
平成27年度	16,276	8,362,484,057	1,859	1,366,460,000	1,042	940,493,789	17,093	8,788,450,268

注 「貸付（増）」，「償還（減）」の件数欄の数量は，決算年度中の新規貸付，完済の件数を表す。

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約1億5千9百万円で、前年度に比べ約4千7百万円増加した。よって、新たな対策を検討、実施し、なお一層の収納促進と適切な債権管理を図られたい

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮監委 第 49 号

平成 28 年 9 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

平成 27 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 27 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。

平成27年度 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，平成 27 年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審 査 の 方 法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

今回算定された比率は下記のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率については、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから算定されないが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

平成 27 年度は、県債の元利償還金等が増加したことにより実質公債費比率が 14.5 %と前年度と比較して 0.4 ポイント上昇した一方で、県債の償還が進み、県債残高が下がったことなどから、将来負担比率は 171.8 %と前年度と比較して 15.4 ポイント低下した。

しかしながら、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」に基づき、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業を推進するため、引き続き膨大な財源が必要となることや、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化への対応なども考慮すると、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

したがって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移と、その要因等についての的確な分析を通じて、今後も全庁一体となって赤字団体又は財政再生団体への転落は回避するとの強い決意の下、健全な財政運営に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

平成 27 年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

平成 27 年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25 %）

平成 27 年度の実質公債費比率は 14.5 %となっており，前年度と比較し 0.4 ポイント上昇した。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400 %）

平成 27 年度の将来負担比率は 171.8 %となっており，前年度と比較し 15.4 ポイント低下した。

(5) 資金不足比率

平成 27 年度の資金不足比率は，各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから，算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 27 年度	平成 26 年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	14.5	14.1	25.0	35.0
④将来負担比率	171.8	187.2	400.0	
資金不足比率	平成 27 年度	平成 26 年度	経営健全化基準	
①水道用水供給事業会計	—	—	20.0	
②工業用水道事業会計	—	—		
③地域整備事業会計	—	—		
④流域下水道事業特別会計	—	—		
⑤港湾整備事業特別会計	—	—		

(注 1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注 2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注 3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注 4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注 5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3ヶ年平均)

- ② 準元利償還金：イからホまでの合計額
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ② 将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
（本県における「ヘ」該当法人）
宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（地独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（地独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，（公財）宮城県フェリー埠頭公社，宮城県信用保証協会，宮城県漁業信用基金協会 ※（地独）は地方独立行政法人，（公社）は公益社団法人，（公財）は公益財団法人，（一社）は一般社団法人を表します。
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
（将来負担額から控除されるもの）
- ③ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ③ 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 対象とした会計名

（1）一般会計等

- ① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④ 中小企業高度化資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計
- ⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計 ⑩ 土地区画整理事業特別会計

（2）公営企業会計

- （地方公営企業法適用企業）① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計
- （地方公営企業法非適用企業）④ 流域下水道事業特別会計 ⑤ 港湾整備事業特別会計

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 本県の財政状況及び財政運営の考え方について

意 見 の 内 容
<p>平成 26 年度の国内の経済は、全体としては緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や輸入品価格の上昇などにより個人消費の弱さが見られることから、実質 GDP はマイナス成長となると見込まれている。</p> <p>本県経済は、全国と同様に、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減が見られたが、復興需要に支えられ、震災からの回復が緩やかに続いている。具体的には、公共工事請負金額が前年度と比較し 2.7% 増加となり、有効求人倍率も平成 26 年 12 月には震災後最高の 1.35 倍となり 3 年連続で 1 倍超の高水準となっている。また、新設住宅の着工戸数及び個人消費（大型小売店販売額）についても前年と比較し増加傾向となっている。</p> <p>このような中で、本県の財政状況は、県税収入が県内企業の震災からの順調な復旧・復興などにより震災前の水準まで回復しつつある一方で、地方自治体の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率が 90% 台後半の高い水準で、厳しい状況が続いている。また、東日本大震災の「集中復興期間」（平成 23 ～ 27 年度）終了後の復旧・復興事業に対する地方の財政負担という新たな問題については、国の基本的な考え方は決定したものの、個々の事業レベルではなお不明な点もあり、平成 28 年度以降の財政に与える影響が懸念されるところである。</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興が最重要課題である本県では、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【平成 26 年度改訂版】」に基づき、単なる復旧にとどまらない抜本的な再構築に向け、「再生期」の事業の着実な執行が強く望まれている。また、復旧・復興に関する事業以外の県民生活に関わる事業についても、的確な対応が求められている。このため、「みやぎ財政運営戦略」に基づき、徹底した歳入確保策に努めるとともに、歳出面においても、効率的・効果的な事業の実施を図り、赤字団体又は財政再生団体への転落回避のための取組をさらに強く継続していくことが極めて重要である。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の集中復興期間後の財政支援措置の継続について、国への要望活動を行う。（継続） ○国の支援の在り方が決まり次第、県財政に与える影響等について試算する。（新規） <p>《成果（取組結果）》</p> <p>集中復興期間後の財政支援措置では、度重なる国への要望等の結果、一部の事業で自治体負担が導入されたものの、資金手当のための地方債の発行が可能になるなど、県財政に直ちに大きな影響を及ぼすことはなく、財政状況の急激な悪化は回避できる見込みとなった。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>経常収支比率が高い水準で推移しており、比率の改善が喫緊の課題である。また、本県は復興の途上にあり、今後復興の進展に伴い新たな財政需要が生じることも想定されるほか、社会保障関係経費の増加も懸念材料であり、より慎重な財政運営が求められている。</p> <p>《平成 28 年度以降の取組》</p> <p>「みやぎ財政運営戦略」に掲げる取組を着実に実施するとともに、更なる歳入確保・歳出抑制策を講じ、財政の健全化と復興の加速化に取り組んでいく。</p>

事項名：(2) 平成26年度の歳入歳出、県債及び基金の状況について

意 見 の 内 容

平成26年度は、「震災復興実施計画」における「再生期」の初年度であり、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けて重点的に予算配分を行うとともに、国の財政支援制度を最大限活用し、各種施策の必要な財源の確保に努めた。

その結果、一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆8,304億1,274万8,445円で、前年度と比較し1,797億3,408万3,228円(8.9%)減少となり、歳出決算額は1兆6,848億3,678万2,708円で、前年度と比較し1,640億4,218万8,991円(8.9%)減少となった。したがって、歳入歳出差引額(形式収支額)は1,455億7,596万5,737円の黒字となったが、前年度と比較すると156億9,189万4,237円(9.7%)減少となり、この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,029億3,556万9,167円を控除した実質収支額は426億4,039万6,570円で、このうち一般会計の実質収支額は392億4,123万3,440円の黒字となり、前年度と比較すると110億5,389万3,634円(39.2%)増加となった。

この中で、近年において増加の一途をたどっていた県債の残高が1兆7,518億41万9,484円となり、前年度と比較すると249億9,741万299円(1.4%)減少となっている。なお、平成26年度末の県債残高は、昭和44年度の地方財政状況調査の開始以降、初めて前年度と比較し減少に転じた。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は1,108億7,311万3,594円となり、前年度と比較すると56億4,108万1,179円(5.4%)増加となった。

以上のように、実質収支額(一般会計)は黒字を計上し、財源調整機能を有する基金の現在高も増加しているが、実質収支額の中には、震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が含まれており、当該分は翌年度以降に返還することが予定されている。また、基金現在高の増加分には、翌年度以降予定される県債償還や復興事業等の財源確保のための積立分が含まれている。

したがって、今後とも、財政の現状と今後の見通しについて県民にしっかりと説明するとともに、健全な財政運営に努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

○予算・決算の公表に当たり、通常分・震災分を区分して明示した。(継続)

○繰越予算の状況や震災復興関連基金の活用状況、中期的な財政見通し等について、県政だよりや県ホームページ等を活用して、県民への情報提供に努めた。(継続)

《成果(取組結果)》

当初予算や前年度決算については、県ホームページのほか県政だよりで図解を交えて情報提供を行ったほか、補正予算の状況や中期的な財政見通し等についても情報提供を行うことにより、財政運営の現状や今後の見通しについて広く県民の理解が得られるよう工夫した。

《今後の課題》

実質収支や各種基金の状況等については、より分かり易い説明が求められており、一層の工夫が必要である。

《平成28年度以降の取組》

引き続き震災予算を区分して明示するとともに、財政の現状・今後の見通し等について、より分かり易い説明を行っていく。

事項名：(3) 財政運営の留意点について

意 見 の 内 容

平成 21 年度に策定した「第三期財政再建推進プログラム」に基づき、厳しい経済状況の下で、財政再生団体への転落を回避するための各種の歳入確保・歳出抑制対策などの取組がなされてきた。

東日本大震災から 5 年目に入り、県の内陸部では復興が進んでいるが、その一方で甚大な被害を受けた沿岸部の市町においては、防潮堤、災害公営住宅の整備などのまちづくりは、これからが正念場である。

県の財政状況を表す主な財政指標のうち実質公債費比率は、県債の年度末残高が減少したことなどにより 14.1 % となり、前年度と比較し 0.3 ポイント、また、将来負担比率も 187.2% となり、前年度と比較し 23.1 ポイント、それぞれ低下している。これら実質公債費比率及び将来負担比率が表している数値は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の規定による健全な範囲にあるが、今後も指標の推移に十分注意しつつ、さらなる改善に向け財政運営を行う必要がある。

「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（再生期：平成 26～29 年度）」により再生期 4 年間の政策推進の基本方向等が定められ、この 4 年間で、被災者の生活再建のための住宅や安定的な雇用の確保、さらには地域経済の再生に向けた取組を進めるとしている。これらを着実に実施するためには、引き続き歳入確保・歳出抑制に努めるとともに、国の集中復興期間終了後の財政支援措置について各省庁の動向を的確に把握し、国に対して財政支援措置の継続を求めていく必要がある。一層の要望活動を実施し、これから本格化する復興事業に必要となる財源の確保を図りたい。

また、厳しい財政状況を乗り切るために、県民の理解は不可欠である。これまで財政に係る全国比較には、健全化判断比率等が用いられてきているが、さらに平成 29 年度に導入が予定されている新たな地方公会計制度では、統一的な財務書類の作成基準に基づくことにより、他の地方公共団体との比較が容易になる。この会計制度は、財務諸表等に基づき固定資産も含めた財政状況を把握できるようになるなどのメリットがあり、現行の官庁会計である単式簿記に基づく現金主義会計を補完するものとして有効活用が期待されるので、着実な実施に向け全庁一体となって準備作業を進められたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

- 国の集中復興期間後の財政支援措置の継続について、国への要望活動を行う。（継続）
- 新たな地方公会計制度の導入に向け、庁内関係課と連携し情報収集等を行う。（新規）

《成果（取組結果）》

集中復興期間後の財政支援措置では、度重なる国への要望等の結果、一部の事業で自治体負担が導入されたものの、資金手当のための地方債の発行が可能になるなど、県財政に直ちに大きな影響を及ぼすことはなくなった。新たな地方公会計制度では、国からの情報提供に基づき関係する県関係システムの改修や固定資産台帳の整備に着手した。

《今後の課題》

新たな地方公会計制度の導入に向け、引き続き情報収集を行うとともに、確実に平成 29 年度（平成 28 年度決算）から導入するため、着実に環境整備を行う必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

新たな地方公会計制度を平成 29 年度から円滑に導入するため、庁内関係課と連携して県関係システム改修、システムの試行等の環境整備を行っていく。

事項名：(4) 行財政改革について

意 見 の 内 容

平成 11 年の財政危機宣言以来、「財政再建推進プログラム」や「みやぎ財政運営戦略」などにに基づき、事務事業の見直し、行政のスリム化など、財源不足を補いながら行政運営を行ってきたところである。平成 26 年 3 月には新たに「宮城県行政改革・行政運営プログラム」を策定しており、今後とも「持続可能な財政運営の確立」を確実に実行し、財政健全化に向けた取組に努められたい。

なかでも、公社等の外郭団体の改革については、「宮城県公社等外郭団体改革計画」などにに基づき取組を行ってきた結果、一定の成果を上げてきた。しかしながら、収入未済を抱える団体及び累積債務を抱える団体などが認められたので、今後とも県の財政的関与の適正化や団体の自立化が図られるよう、より一層の取組強化に努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

- ・平成 26 年 3 月に策定した「行政改革・行政運営プログラム」の改革 4 において「持続可能な財政運営の確立」を掲げ、歳入歳出両面にわたる対策に取り組みながら、予算の重点化や財源の有効活用を進めた。(新規)
- ・平成 26 年 3 月に策定した「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」に基づき、公社等が自ら経営改善のための目標を設定の上、事業実施後の実績評価を行い、県がその評価結果に対して指導・助言を行った。(継続)
- ・経営改善や組織、事業のあり方を検討する必要がある公社等の 3 団体を対象として、外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」を開催し、委員会における意見に基づき必要な助言・指導を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

- ・公社等の自立的運営の促進を図るため、「公社等外郭団体経営評価委員会」による調査・審議を実施して、公社等への重点的指導・助言を行った結果等より、経営改善が必要な「改善支援団体」数が、平成 26 年度から 8 団体減少して 12 団体となった。また、平成 26 年度決算において、当期正味財産の増又は当期利益を計上した団体が、前年より 7 団体増加して 35 団体となった。

《今後の課題》

- ・引き続き「改善支援団体」への重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

- ・「行政改革・行政運営プログラム」の進行管理により各種改革の実施を推進するほか、引き続き所管部局と連携しながら、「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」の適切な実施に努め、公社等への県の関与の適正化及び自立的運営を促進するとともに、改善支援団体については、「公社等外郭団体経営評価委員会」による調査・審議による重点的指導・助言を行う。

事項名：(5) 収入未済について（県税）

意見の内容

平成 26 年度的一般会計及び特別会計収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、前年度と比較し 13 億 3,886 万 3,041 円（15.0%）減少している。
 県税の収入未済額は 53 億 1,007 万 744 円で、前年度と比較し 10 億 4,437 万 8,232 円（16.4% うち不納欠損額 5 億 9,531 万 4,594 円）減少しており、収入率については 97.9%で、平成元年度以降 2 番目に高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き各県税事務所に設置した「市町村滞納整理業務改善チーム」による市町村支援、特別徴収義務者(斉指定)の推進及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、新たに県税職員の市町村職員併任制度の導入や県と市町村による合同公売会の開催を行った結果、前年度と比べ約 7 億 7 千万円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への徴収猶予などの配慮を継続しつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの徴収努力により、前年度と比較して約 2 億 4 千万円減少している。

こうした減少に向けた努力は大いに評価するものである。しかしながら、県税の収入未済額は全体に占める割合が大きいことから、減少に向け一層の取組を進められたい。特に個人県民税については、引き続き「個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である」との認識の下、市町村と連携した取組を進められたい。

対応の状況

【担当：総務部 税務課】

《取組内容》

平成 25 年 3 月に策定した「県税滞納額縮減対策 3 か年計画」に基づき、収入未済額のさらなる縮減と震災復興財源確保に取り組んでいる。同計画では個人県民税を重点税目としており、“個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である”との認識で県は市町村のパートナーとして積極的に支援するため、個人県民税徴収対策として次の取り組みを行っている。また、平成 27 年度は同計画の最終年度であるため、目標の達成状況や徴収対策の効果等の分析・評価を行い、課題やあるべき方向性を整理・検討し、平成 28 年 3 月に新たな「県税滞納額縮減対策 3 か年計画」を策定した。

① 滞納整理業務改善運動の推進（継続）

市町村単独で高い徴収率を達成することを目指して滞納整理業務改善運動を市町村に提唱し、中長期計画の策定と進行管理、滞納整理マニュアル等の整備、滞納整理手法の見直し、滞納処分の執行停止基準等の策定支援を進め、市町村が組織的に効果的・効率的な滞納整理を行う体制を整える。

② 市町村滞納整理業務改善支援チームの設置（継続）

滞納整理業務改善運動の支援活動を中心的に担う市町村滞納整理業務改善運動支援チームを各県税事務所に設置し、支援活動を実施する。

③ 県税職員の市町村職員併任制度等の活用（拡充）

県税職員が市町村職員の身分を併せ持つことにより、県と市町村が協働で個人住民税等の滞納整理を実施する。また、市町村職員が相互に他の市町村の身分を併せ持つことにより、各圏域の市町村間で滞納整理の実施が可能となるよう各圏域の県税事務所が調整する。

④ 特別徴収の推進（継続）

平成 26 年度から全市町村において特別徴収義務者の一斉指定が開始されたが、引き続き特別徴収未実施事業者に対して、市町村と連携して働きかけを行う。

⑤ 宮城個人住民税徴収対策会議の開催（継続）

県と市町村が協働で個人住民税の徴収対策と復興財源確保に向けた取り組みを実施していくことをアピールするため、全市町村と県関係機関が参加する会議を開催する。

⑥ 宮城一斉滞納整理強化月間の設定（継続）

県と市町村が連携した徴収対策を集中して実施・広報することにより、納税に対する理解の促進と新規滞納の抑制を図り、収入率の向上に寄与することを目的として「宮城一斉滞納整理強化月間」を設定する。

⑦ 宮城県市町村合同公売会の開催（継続）

宮城一斉滞納整理強化月間等に差押えした動産を、県と市町村が協力して売却する合同公売会を開催する。

⑧ 地方税滞納整理機構による集中的な滞納整理の実施（継続）

⑨ 個人住民税の県の直接徴収の実施（継続）

⑩ 市町村職員の滞納整理技法向上を図る滞納整理研修の実施（継続）

⑪ 税務課所属の徴収特別指導員による市町村からの滞納整理に関する相談受付（継続）

《成果（取組結果）》

- ① 県税職員の市町村職員併任については、3 県税事務所・地域事務所で 13 名の併任発令を行った。そのうち 2 県税事務所で市町村間の調整を図った結果、市町村職員 18 名の相互併任が行われた。
- ② 平成 27 年度の特別徴収実施率は 84.15 % と前年より 1.64 ポイント向上した。
- ③ 宮城個人住民税徴収対策会議を 10 月 28 日に開催し、各市町村の徴収担当課長等出席のもと、平成 26 年度 of 取組結果等の報告を行い、新「県税滞納額縮減対策計画」（素案）を説明して意見聴取を行った。
- ④ 宮城県市町村合同公売会を 1 月 16 日に名取市で開催し、14 市町村と 5 県税事務所が出品した 156 品中 122 品が落札され、買受代金 637,521 円の納付があった。
- ⑤ 宮城一斉滞納整理強化月間には、すべての県税事務所・地域事務所と市町村が参加し、県と市町村が共同での催告や搜索などを実施した。
- ⑥ 地方税滞納整理機構による市町村税の徴収は、23 市町村 796 事案を引き受け滞納整理を実施している。
- ⑦ 市町村職員に対する滞納整理研修は、新任滞納整理担当研修、滞納整理担当基礎研修、滞納整理テーマ別研修及び滞納整理リーダー研修を延べ 9 日開催し、延べ 170 名の市町村職員が参加した。

《今後の課題》

- ① 重点税目である個人県民税については、市町村の実情に応じて、積極的に支援を行うとともに、市町村と連携・協働して各取組を実施する必要がある。
- ② 滞納整理業務改善運動の推進については、市町村が効果的・効率的な滞納整理を行う組織体制を整え、単独で高い収入率を達成することを目指して、市町村の状況に即した支援を行う必要がある。
- ③ 特別徴収の推進については、特別徴収未実施事業所の解消や特別徴収義務者の滞納について、市町村と連携して対応する必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

平成 28 年 3 月に策定した新たな「県税滞納額縮減対策 3 か年計画」に基づき、前記取組内容で講じた対策の継続と充実を図るとともに、県と市町村及び県機関同士の連携をさらに強化していく。

事項名：(5) 収入未済について（県税以外）

意 見 の 内 容
<p>県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）についても、22億7,025万7,165円と、前年度から2億9,455万9,436円（11.5%）減少している。これは、保留地処分金（土地区画整理事業）において収入未済額が生じたものの、県営住宅使用料及び放置違反金などにおいて、債権回収の強化や滞納の未然防止により収入未済額が減少していることによるものである。</p> <p>また一方では、母子寡婦福祉資金貸付金償還金や生活保護扶助費返還金などにおいては、収入未済額が増加し続けていることに留意すべきである。このため他の成功事例、たとえば県税事務所の取組などについて、収入未済縮減推進会議や各事務所間で情報交換するとともに、すでに収入未済となっているものの回収のほか、新たな収入未済の発生の防止についてなお一層尽力願いたい。また、福祉関係の収入未済については、自立支援も含めた対応を図られたい。</p> <p>なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合には、負担の公平性や県の取組について、県民に十分に説明責任を果たされたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>県税以外の収入未済額については、収入未済額縮減推進会議を年に3回開催し、収入未済額が前年度を下回るよう進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況を共有するなど、適切な債権管理・回収に全庁を挙げて取り組んでいる。また、債権管理担当者のスキルアップのため、弁護士を外部講師として招き、私債権にテーマを絞った債権管理研修会を開催したほか、地方機関への訪問指導や債権管理の情報提供を行うなど業務支援の充実を図っている。</p> <p>なお、債権管理担当課（室）においては、債務者の生活状況や経営状況を把握するとともに文書や訪問等による催告を行うほか、差押えなどによる強制執行を行い債権回収にあっている。その他、破産等により回収不能と判断した債権については、不納欠損処分を行うなど適切な債権管理を行っている。</p> <p>主な債権の取組概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[生活保護扶助費返還金] ① 詳細な債権管理マニュアルへの改正及び債権区分表を作成し、その分類に応じた取り組みによる債権管理（新規） ② 生活保護法第78条の2に基づき、生活保護法第78条に係る徴収金の生活保護費からの徴収（新規） ③ 被保護世帯へ「生活保護のしおり」を配付し周知徹底を図るなど新たな収入未済発生の防止（継続） ④ 社会的・経済的自立のための援助方針の策定及び支援（継続） ⑤ 就労支援員による就労可能と判断した受給者への就労支援（継続） ・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金] ① 困難事例等に対する全県一斉催告（新規） ② 一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付の促進（拡充） ③ 収入未済の未然防止策や発生時の対応、処分等に至るまでの統一的な事務処理要領とマニュアルによる債権管理（継続） ④ 債権管理システム導入に向けた検討及び庁内調整等（継続） ⑤ ひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援（継続） ・[保留地処分金（土地区画整理事業）] 契約相手方の資金調達の都合から、やむを得ず納付期限を延期したが、随時状況確認を行い、早期納入を促した（新規） ・[県営住宅使用料等] ① 退去滞納者・連帯保証人に対する催告・臨戸訪問・面談の実施回数を増やす等の更なる強化（拡充） ② 口座振替利用の更なる促進及び多様な納付方法の検討（拡充） ③ 回収困難な債権における債権放棄や不納欠損処分などの適切な債権管理（拡充） ④ 悪質滞納者への適切な法的措置（弁護士委託を含む）の実施（拡充）

- ・[放置違反金]
- ① 債務者に対して最低5回の催告（継続）
- ② 債務者宅への臨戸訪問の実施（継続）
- ③ 警察署協議会等のあらゆる機会を利用した広報対策の強化（継続）
- ④ 預貯金や自動車等の差押えの実施（継続）

《成果（取組結果）》

主な債権の取組結果は、以下のとおり。

- ・[生活保護扶助費返還金]

債権管理マニュアルや債権区分表に応じた取り組みにより平成27年度の収入未済額縮減目標額7,848千円に対して3月末時点で13,957千円縮減した。

- ・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

統一的な事務処理要領やマニュアルによる債権管理の実施、全県一斉催告を行ったことなどにより平成27年度の収入未済額縮減目標額14,833千円に対して3月末時点で16,243千円縮減した。

- ・[保留地処分金（土地区画整理事業）]

平成27年11月2日に全額完納された。

- ・[県営住宅使用料等]

口座振替（利用率：81.40%）の利用や臨戸訪問（1,796件）等により納付を促したほか、悪質滞納者への法的措置（明渡訴訟：7件、支払督促：6件）の実施や債権回収会社への業務委託、回収困難な債権における債権放棄の実施（85件）により平成27年度の収入未済額縮減目標額76,320千円に対して3月末時点で87,637千円縮減した。

- ・[放置違反金]

催告や臨戸訪問、預貯金等の差押え等により、平成27年度の収入未済額縮減目標額5,845千円に対して3月末時点で9,607千円縮減した。

《今後の課題》

これまで各債権管理担当課（室）において未然防止策の強化や債権管理・回収の強化等を図り収入未済額の縮減に努めてきたが、所在不明や遠方に居住していることにより直接折衝することが困難な場合、法令上の制約があることから積極的な強制執行に取り組めない事案等が存在する。また、震災関連の新たな収入未済額が発生している状況である。そのような中、収入未済額縮減推進会議において各債権の取組状況（事例）の紹介や研修会の開催などを通じ、債権管理・回収の実務支援に努めているが、各債権の性質が異なり、限られた人員の中で対応しなければならないことから、統一的な取り組みは困難となっている。

各債権管理担当課（室）における取組を強化するほか、収入未済額縮減推進会議における役割は、各債権に、より踏み込んだ対応が必要となっている。

なお、生活保護扶助費返還金については、新たな債権管理マニュアルの取扱いを徹底し、時機を失することなく収入等を把握して返還金等が発生しないようにするとともに定期的な訪問や電話等による催告を継続し、納入を促していく必要がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付金では、収入未済の新規発生を抑制する取り組みを継続するとともに、債務者の経済状況や償還意識等に応じた取り組みを継続する必要がある。また、債権管理システムや口座振替等の導入により、債権管理・回収の効率化、強化を図る必要がある。

《平成28年度以降の取組》

収入未済額縮減推進会議では、平成28年度から平成30年度までを新たな集中取組期間として「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」を改訂し、具体的な縮減目標金額を設定の上、その目標を達成するための重点的な取り組みとして、外部委託や強制徴収等の業務支援を行うこととする。

債権管理担当課（室）においては、優良事例を参考に債権管理マニュアルまたは行動計画を策定の上、滞納の未然防止に努めるほか、収入未済発生初期から催告を行い、早期の債権回収に努める必要がある。また、回収困難な案件には外部委託も含め法的措置を積極的に行い債権回収の強化を図るとともに、回収不能な債権については、適宜、債権放棄等により不納欠損処分を進めていく。

なお、生活保護扶助費返還金については、これまで実施している収入未済の解消に向けた取組、収入未済発生の抑制に向けた取組、自立に向けた支援の取組を継続して実施し、収入未済の縮減に努めていく。

母子父子寡婦福祉資金貸付金では、「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、対策会議や対策検討会を開催するほか、研修会の実施により職員のスキルアップを図るなど収入未済額の縮減に向けた取り組みを継続するとともに、債権管理システムと口座振替の導入を進めることとしている。

事項名：(6) 会計事務処理の遅延、誤り等について

	意見の内容
	<p>収入に関する事務では調定遺漏、調定遅延などが、支出に関する事務では支払遅延による加算金・延滞金の発生や支出金額の誤りなどが認められた。</p> <p>今後、平成 27 年 7 月に運用開始した「内部統制行動計画（会計事務編）」の的確な運用により、ミスのない職場づくりを実践するとともに、職員の人事異動時の事務引継ぎの徹底、職員研修の充実、出納局及び本庁主務課による会計事務指導の強化などに取り組み、適正な会計事務執行に努められたい。</p> <p>また、事務の適正化・効率化や職員の負担軽減の観点から、旅費システムを含む財務会計システムの改善及び旅費制度の見直しについて検討されるよう引き続き強く要望する。</p>
	対応の状況
<p>【担当：出納局 会計課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 7 月から運用されている内部統制行動計画～会計事務編～のリスク回避実践チェックシート及びリスク回避検討シートを作成した。（新規） ・定期監査の結果については、関係部局への通知にとどまらず主管課長補佐（総括担当）会議を実施し、全部局に指摘等に至った経緯の説明を行った上で、全ての所属に対し指摘内容の伝達を依頼し、事務処理の不備の未然防止を推進するよう指示した。（継続） ・年 6 回ニュースレターを発行し、前年度の会計指導事務検査の結果や新年度から適用された規則等を掲載する他、日頃所属から多く寄せられる質疑についての回答や会計事務取扱上の留意事項を掲載するなど、会計事務の理解の促進に努めた。（継続） ・ニュースレターのバックナンバーの整理及び職員のための会計事務のページを改訂した。（新規） ・支払遅延による加算金・延滞金の支払が発生していることを踏まえ、会計事務の手引きの内容の見直しを行った。（継続） ・平成 26 年度実施した機能改善調査結果を分析し、改善内容を情報システム計画調整委員会へ提出した。（新規） ・旅費制度改正に対応するシステム改修計画（2 件）を策定し、情報システム計画調整委員会の承認を得た。（新規） ・旅費制度の見直しについては、旅費の支給事務の簡素化、効率化のため、見直し要望が多かった在勤地内旅行制度を廃止するとともに、起点方式を廃止するなどの見直しを実施し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日まで、順次施行することとしている。（新規） ・旅費システム操作研修を、部局別・対象者別に実態に即した内容で行った。（継続） <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属において内部統制行動計画～会計事務編～のチェックシートを活用していることを会計事務指導等で確認している。 ・所属において、ニュースレターや監査結果を活用し会計事務の適正化に努めていることを会計事務に関する会議等で報告を受けている。 ・情報システム計画調整委員会からの承認を得たことから、機能改善に係るシステム改修費について平成 28 年度予算を確保した。 ・平成 28 年 4 月 1 日施行の制度改正に合わせ、「旅費システム改修（在勤地内旅行廃止）」を実施した。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤りは必ず発生する前提に立ちながら、相互チェック機能が働けば回復不能な大きな誤りは防止できるという考えに基づき、会計事務担当者自身の理解の向上を目指すとともに、管理監督者の決裁の厳格化と地方出納員の出納審査機能の強化を目指す。 ・機能改善するためのシステム改修には項目数も多く時間がかかるため、終了した項目から順次提供していく。 ・旅費支給事務の適正化を推進するため、制度改正に伴う事務手続き及びシステム操作の変更点について、関係職員に対し十分な周知と研修を行う必要がある。 <p>《平成 28 年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務の手引き及び審査事務の手引きの見直しを行い、内容をさらに充実させていく。 ・事務処理の誤り防止、会計事務の適正化を図るため、ニュースレター等を活用し会計制度の分かりやすい周知に努める。 ・必要に応じ内部統制行動計画～会計事務編～のチェックシートの見直しを図っていく。 ・供用した機能改善項目について周知するとともに、運用において更なる要望等があれば、適宜改善を図る。 ・平成 29 年度末までに旅費システムの「制度改正（起点方式廃止）」に係る改修を実施し平成 30 年 4 月に運用を開始する。 ・旅費制度改正に伴う事務処理とシステム操作の変更について十分な周知と研修を行う。 	

【担当：出納局 会計指導検査室】

《取組内容》

(職員研修の充実について)

平成 27 年 4 月に実施した新任地方出納員研修会，地方出納員研修会，新任会計職員研修会及び本庁庶務担当班長研修会では，基礎的事項を説明するとともに，会計事務チェックシートやリスク低減策等について説明・資料配付した。さらに，地方出納員研修会及び本庁庶務担当班長研修会では，内部統制行動計画（会計事務編）の運用全般に関するポイントやリスク回避チェックシート等について説明（行政経営推進課）した。

また，同年 7 月に実施した会計職員研修会では，平成 26 年度に誤りの多かった支出事務の項目を重点に，その発生原因，再発防止に向けての注意事項をはじめ，事務処理方法について具体的に説明した。(新規)

(会計事務指導の強化について)

職員の指導検査能力の向上を図るため，新たに「会計事務指導検査マニュアル」を作成し，事前審査及び指導検査の充実・強化を図った。また，地方公所からの疑義照会へ迅速かつきめ細やかな指導を行うとともに，電話等での相談では対応が難しい個別相談の充実のため，新たに「移動相談会」を県庁及び合同庁舎において開催し，公所からの相談に対応した。(新規)

さらに，指導検査で評価点の低かった地方公所を対象に事後指導を実施した。(継続)

内部統制行動計画（会計事務編）の的確な運用に関しては，実践状況を確認し会計事務指導に役立てていくために，各地方公所でのチェックシートの活用や独自の工夫等の実践内容，内部統制行動計画の運用に関する感想や意見などを聴取し，今後の会計事務指導への活用に向けた状況把握に努めた。(新規)

《成果（取組結果）》

会計事務指導検査の結果，平成 27 年度における全体の指摘件数は 644 件で，前年度の 679 件に比べて 35 件の減少（△ 5.2 %）となった。また，指導検査を実施した 211 地方公所のうち，指摘事項のあった地方公所は 187 地方公所（88.6 %）で，前年度の 198 地方公所（92.1 %）より 3.5 ポイント減少した。

なお，平成 27 年度における指導検査の総合評価点数の全公所平均点は 92.88 点で，前年度の 92.77 点からわずかではあるが上昇（0.11 ポイント）した。

《今後の課題》

指摘件数は平成 26 年度と比較して減少しているが，依然として支給誤り，支払い遅延等の誤りは多数見受けられた。これらは初歩的なミスであることから，今後も会計事務の指導・支援，研修及び検査の充実・強化を図り，各地方公所における自律的チェック体制の構築を促していく必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

適正な会計事務の促進のため，会計事務に関する指導・支援，研修及び検査の充実・強化について引き続き取組んでいく。中でも，研修内容の充実を図るための取組として，従来から実施している講義形式の研修会に加え，少人数で指導検査における指摘事例などをテーマに設定し，会計担当職員が自ら考え，答えを導き出すための議論・検討を行わせることを目的とした「会計事務ゼミナール」を新たに実施する。

また，「内部統制行動計画（会計事務編）」に基づくモニタリングにより，各地方公所における実践状況の確認や，所属独自の取組事例の収集・整理を行うことができたことから，今後，モデル事例の紹介を行うなど，会計事務の指導に活用していく。

事項名：(7) 入札・契約に係る執行について

意 見 の 内 容

工事請負契約の変更契約において、議会の議決を得ていなかったものが認められたほか、委託契約において、契約不履行に基づく契約解除に際し事故発生報告を怠っていたなど、制度の理解不足による不適切な取扱いが認められた。

今後、制度に関する知識習得及び職場内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。

また、入札及び契約については、一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の競争性・透明性・公平性を確保するとともに、社会・経済情勢を慎重に見極めながら、随時必要な制度の見直しに努められたい。

なお、入札中止件数は減少しているものの、事務手続の誤りによる中止が散見される。入札中止によって応札者の事務負担の増加や工事施行の遅延等が生じることから、引き続き、手続ミスの未然防止に努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：出納局 契約課】

【建設工事関係】

《取組内容》

- 契約担当職員及び新任の経理・技術職員を対象とした研修会を開催し入札制度について説明を行ったほか、本庁及び各合庁等において入札・契約制度研修会を開催し入札制度の改正等について説明するとともに、複数職員の照査による入札中止の未然防止及び議会の議決を要する案件の適正な手続きについて、周知徹底した。(継続)
- 通知文書「入札公告事務の適正な実施について」を四半期ごとに発出するとともに、「入札案件中止状況」(中止に至った具体的な内容や錯誤発生の原因を分析、照査ポイントを提示)を職員ポータルに掲載し、職員に対し再発防止の意識啓発を図った。(継続)
- 入札中止事例を職員ポータルに掲載し、注意喚起した。(新規)
- 一般競争入札を原則としつつ、震災後急増した入札不調対策として講じた特例措置の効果や必要性を検証した。(継続)
また、指名競争入札の取扱いについて検討した。(新規)

《成果(取組結果)》

- 契約担当職員等研修会、入札・契約制度研修会において、制度等を周知徹底した。
- 入札中止件数は、平成28年3月末現在において、建設工事は22件(対前年同月比：△2件、8%の減)、建設関連業務は1件(対前年同月比：△5件、73%減)、全体では23件(対前年同月比：△3件、23%の減)となっている。
- 円滑な施工確保のための県独自の震災特例措置14項目を平成28年度も継続するとともに、指名競争入札の対象を「設計額1千万円未満かつ最下位ランクの工事」から「一般競争入札が困難な工事」に改正した。

《今後の課題》

- 新規発注の建設工事の減少を踏まえ、今後の建設業界のあり方も念頭に置き、発注部局と連携して、入札・契約制度の改善策を検討していく。
- 入札の中止等の未然防止については、引き続き注意喚起と内部チェック体制の強化を図る必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

- 入札・契約制度の見直しについては、復旧・復興工事を含む建設工事の減少を踏まえ、今後の建設業界のあり方も念頭に置き、円滑な施工確保のための特例措置や品質向上性の確保策等について、発注部局と連携して取扱いを検討していく。
- 研修会等において制度内容の周知及びチェックシートを活用した複数職員による照査の徹底を図るとともに、職員ポータルへ中止事例を掲載し、入札中止等の未然防止を図っていく。

【物品調達・役務関係】

《取組内容》

- 会計職員研修会、電子調達システム操作研修会やニュースレターを通じ、制度の周知徹底及び契約解除に伴う速やかな事故発生報告等について注意喚起を図るとともに、引き続き会計事務指導検査へ同行し、ヒューマンエラーの発生原因に関する詳細な把握及び発生防止の指導を行った。(継続)
- 物品及び役務調達において、入札公告や仕様内容の錯誤、電子調達システムの操作ミス等が原因で、入札を中止している案件が確認された。
このため、四半期毎に入札中止に至った事例を職員ポータルに掲載し、「入札公告事務に関するチェックリスト」を活用した組織的なチェック体制の強化を図った。(継続)

《成果（取組結果）》

- 会計事務研修会や電子調達システム操作研修会において、制度等を周知徹底した。
- 会計事務指導検査への同行については、8 地方機関等、9 高等学校、3 警察署、計 20 か所に対して実施した。
- 入札中止件数については、平成 28 年 3 月末現在において、物品は 11 件（対前年同月比：△ 3 件、21 %の減）、役務調達は 20 件（対前年同月比：2 件、11 %の増）、全体では 31 件（対前年同月比：△ 1 件、3 %の減）となっている。

《今後の課題》

- 内部統制の重要性を認識し、自ら積極的に取り組んで行くことが重要であり、「入札公告事務に関するチェックリスト」の活用を継続的に実施する等、再発防止に万全を期す必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

- 会計事務研修会や電子調達システム操作研修会を通じ、担当職員の能力を向上させ、不適切な事務取扱いの防止に努める。
- 引き続き会計指導検査へ同行し、ヒューマンエラーの発生原因に関する詳細な把握・分析等を行い、再発防止策の一層の拡充に努める。

事項名：(8) 内部統制システムの取組について

意 見 の 内 容

東日本大震災からの復興の途上にある本県では、震災からの復興と同時に、人口減少や少子高齢化など社会経済環境の急激な変化と課題に対応していくことが必要であり、業務の内容はより高度化・複雑化している。また、復興に向けた事務事業が増大する中で、限られた職員体制で事務を執行しており、業務上のリスク増大も懸念される。

その中であっては、内部統制に取り組むことで、職員を業務上の様々なリスクから守るとともに、コンプライアンスや事務執行の有効性・効率性を確保していくことが不可欠であることから、近年の「歳入歳出決算審査意見書」では、内部統制システムを整備するよう強く要請してきたところである。

県では内部統制システムの整備を「宮城県行政改革・行政運営プログラム」の推進事項として位置づけるとともに、平成26年6月に知事を議長とする「内部統制システム推進会議」を立ち上げ、全庁的な取組の下で会計事務に係る「内部統制行動計画」を策定し、平成27年7月から会計事務執行における不祥事・ミスの発生防止に取り組むこととした。この取組については、高く評価するところである。今後は、PDCAサイクルの実践により、より実効性を高められることを期待したい。

さらに、内部統制は、職員を様々な業務上のリスクから守り、業務の円滑な推進に資するものであるとの認識に立ち、内部統制の庁内への浸透度を踏まえつつ、会計事務にとどまらず、県の業務全般に内部統制の取組を広げ、進化させていくことを強く要望する。

また、取組に当たっては、組織全体で内部統制に取り組むという姿勢を持った上で、職員一人ひとりが組織の目的や業務内容に必要な取組を自ら考え、実践し、必要な改善を重ねる必要がある。そのプロセスを通じて、県庁全体に目的志向を持ち、知恵と工夫で問題解決していく組織文化が醸成されることを強く期待する。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

- ・平成27年7月の運用開始に当たり、各所属の管理職（校長等学校関係含む）への説明会を、4～6月にかけて県庁や地方公所、学校などで計17回開催し約460人が参加した。また、出納員や庶務担当者を対象とする会計事務研修会（2回）においても説明を行った。（新規）
- ・庁内イントラにポータルサイト「内部統制Navi」を平成27年7月に開設し、運用支援を図った。（新規）
- ・平成27年12月末に「中間評価」を実施し、「内部統制システム推進会議」において取組状況等を報告した。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・平成27年11月末時点における会計指導検査室による会計事務の検査において、運用開始後、ミスの発生などの指摘事項が前年比で約100件（2割）減少した。

《今後の課題》

- ・「内部統制行動計画（会計事務編）」の取組について、県組織全体への定着化を促進するとともに、内部統制に関する意識の醸成を図る。

《平成28年度以降の取組》

- ・年間評価等を基に取組状況等を取りまとめて内部統制システム推進会議で報告するとともに、PDCAサイクルに基づき、チェックポイントの見直しやポータルサイトの修正等を検討する。
- ・引き続き、会計事務研修会等において職員に対する内部統制の意識醸成に努める。

事項名：(9) 県民等への説明と連携強化について

意見の内容

事務事業の執行に当たっては、費用対効果に加え、より県民の視点に立った施策展開に努め、その結果について、県民向けに一層の「見える化」を図りたい。

また、業務遂行に当たっては、通常業務に加え、膨大な復興関連業務を円滑に推進するためにも、全庁一体となった取組が重要である。このため、関係部局間、本庁・地方機関間のみならず、特に各地方機関間における連携を一層強化するとともに、成功事例にとどまらず、失敗事例も含めた情報共有を図りたい。また、東日本大震災の復旧・復興等において大きな役割を果たした社会的・公益的な活動を担うボランティアやNPOなどの各種団体と県とのパートナーシップが広がりつつある。こうした流れを加速すべく、これらの団体に加え、県民等との連携強化にも努められたい。

対応の状況

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- ① 民間非営利活動（以下、NPO活動）促進施策に広く県民等の意見を反映させるため、宮城県民間非営利活動促進委員会（以下、促進委員会）の委員のうち2名を公募し、NPO等の関係者を委嘱した。（継続）
- ② 平成27年度に改定を行った宮城県民間非営利活動促進基本計画（以下、基本計画）において、「多様な主体とのパートナーシップの確立」を基本方針の一つに掲げ、「多様な人々の参加促進」等の施策を重点的に実施していくこととした。（拡充）
- ③ NPOに対する正しい理解と参加の促進、支援の拡大等を図るため、県民等に対して、NPO等による復興・被災者支援の取組や認定NPO法人の活動を説明・PRする機会を設けた。（前者：拡充／後者：新規）
- ④ NPO活動促進施策に対する県民等の理解促進を図るため、平成27年度に改定を行った基本計画に関する説明会を県内各地で開催する。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・ ①②の取組により、NPO活動促進施策の推進において、県民等を含む多様な主体との連携強化等が重要であることを再確認することができ、今後の施策展開において特に配慮して重点的に取り組むこととした。
- ・ ③の取組により、直接県民に説明・PRを行ったほか、マスコミの報道を通して理解を広めることができた。
- ・ 取組④については、平成28年度に実施予定であり現時点では具体の成果を示せないが、基本計画に掲げられた「多様な主体とのパートナーシップの確立」や「多様な人々の参加促進」等の観点を強く意識して取り組んでいく。

《今後の課題》

- ・ 本県内のNPOの多くは依然として運営基盤が脆弱であるなどの課題を抱えており、補助金等が減少する中、活動の継続性を確保するためには県民の理解促進と、寄付・助成金等の拡充に向けた仕組みが不可欠となっている。

《平成28年度以降の取組》

- ・ NPO促進施策全般において積極的に情報公開・情報発信し、県民等の理解と参加の促進、支援の拡大等に努める。
- ・ 「NPO等の絆力を活かした復興支援事業」（「震災復興担い手NPO等支援事業」の後継事業）及び新規事業である「被災者支援総合交付金（心の復興事業）」の補助事業の募集・選定に当たっては、多くの被災者及び関係する地域住民等の参加や協力・連携が得られるように留意する。

【担当：震災復興・企画部 地域復興支援課】

《取組内容》

- ①各種団体を介して復興に取り組む人材を地域内外から募り「復興応援隊」を結成し、地域が取り組む復興プロジェクトの推進を支援した（継続）。
- ②被災地の復興支援のために活動しているNPO等支援団体の支援活動継続のための資金の助成を行った（継続）。
- ③仮設住宅から災害公営住宅等への移行後において、自治組織等が自発的に取り組む地域コミュニティ再生活動を支援した（新規）。

《成果（取組結果）》

- ①2市2町12地区に55名の「復興応援隊」を設置し、被災地域の復興プロジェクトを推進したことにより、地域の活性化や住民が率先して行うコミュニティづくり参画への意識の醸成等が図られた。
- ②被災者支援等58件の幅広い事業に助成し、被災地域のまちづくりやコミュニティの形成、県外避難者への情報提供など被災地の復興や被災者の生活環境の改善を促進した。
- ③5市3町14件の自治会に補助金を交付し、4市7件の自治会にアドバイザー派遣を行ったほか、2市1町で3回のリーダー研修・交流会を開催し、新しい地域コミュニティの形成や地域住民同士の連帯感の醸成を図った。

《今後の課題》

- ①応援隊の活動終期があるため、目指すべきゴールの姿や地域への事業の移行を見据えながら事業を進める必要がある。
- ②被災地での長期的な活動を視野に、各団体の事業活動の規模に見合う形で収入基盤の安定化を図ってもらう必要がある。
- ③事業の活用件数が少ないことから、申請書類の作成サポートやイベント開催の相談に対応するなど、さらなる申請団体の掘り起しが必要。

《平成28年度以降の取組》

- ①事業終了や地域への移行を見据えながら、市町及び関係団体と事業のあり方を協議しながら進める。
- ②住民主導や住民参画による活動を重点的に支援し、空き家・既存施設の改修や整備された拠点を活用した就業体験プログラム等を新たに支援する。
- ③一部の県機関に非常勤職員を配置することにより、効率的に事業の推進を図る。

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

《取組内容》

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に定める事務事業や取組については、政策・施策評価において課題や対応方針を分析するとともに、第三者からなる審議会における審議や県民意見の聴取など、透明性の確保を図っている（継続）。

《成果（取組結果）》

評価の結果は、次年度以降の施策展開に活用されており、その内容は、実施計画の改訂に反映されているほか、「評価の結果の反映状況説明書」として公表している。

《今後の課題》

復旧・復興に向けた取組が依然として県の事務事業の大きな割合を占めており、復旧・復興の加速化と併せて、費用対効果も含め、県民ニーズに合致した施策展開を進めていく必要がある。

《平成28年度以降の取組》

今後とも、行政評価の各段階において、マスコミ等も活用し、県の方針を県民によりわかりやすい形で公表するなど透明性の確保を図るとともに、政策・施策評価の結果や県民意見等を踏まえた事務事業の執行に努める。

事項名：(10) 東日本大震災からの復旧・復興について

意見の内容

東日本大震災に係る復旧・復興事業の推進に当たっては、「宮城県震災復興計画」に基づき、時代を先取りした「創造的な復興」の具現化に向けて、被災者の生活再建、産業の再生と雇用の場の確保、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、各種社会資本整備などを迅速かつ計画的に推進していくことが強く求められている。また、時間の経過とともに、震災によるPTSDや不登校など心の問題が顕在化しつつある現状を踏まえると、教育・医療・福祉の連携による子どもから大人までの切れ目のない支援の継続が必要である。

さらに、東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸部では、産業も含めたまち全体の再構築という難題に加え、高台移転など生活基盤の整備の遅れといった大きな課題を抱え、住民の県内外への流出により、人口減少や少子高齢化が加速度的に早まっている状況にある。こうした状況の下、阪神・淡路大震災の復興状況を踏まえ、単なる復旧・復興にとどまらない抜本的な再構築を目指す本県の震災復興は、人口減少時代に日本が立ち向かうべき課題に先んじた取組を行っているといえる。

復旧・復興の進捗状況については、道路等の生活基盤や生産基盤の復旧を中心に、「宮城県震災復興計画」の復旧期3年間において一定の成果を挙げてきた。平成26年度からは再生期に入り、これまでの復旧の段階から、新しいまちづくりや恒久的住居環境への移行に加え、本格的に地域産業の再生・発展に取り組む段階に入っている。再生期の4年間は、引き続き生活再建や心のケアなど被災者に寄り添った施策の充実に努めつつ、平成30年度からの発展期を見据え、「創造的な復興」への着実な道筋を付けていく時期である。

そこで、「宮城将来ビジョン・震災復興実施計画【平成26年度改訂版】」に基づき、引き続き関係市町村との緊密な連携の下、迅速な復興事業の推進に向けて官民を挙げた取組を一層強化するとともに、震災復興という大きな課題に積極果敢に取り組むため、職員の政策立案能力の一層の強化を図り、課題解決型の人材の育成に努めながら、東日本大震災からの復興を成し遂げることを強く期待する。

また、東日本大震災から5年目に入り、震災の風化が懸念されることから、復興の進捗状況に加え、県内市町村の取組や県内外の民間企業・団体による支援活動も含め、引き続き幅広い情報発信に努められたい。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題については、損害賠償請求や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

- ・「みやぎ人財育成基本方針」に掲げる「創造性豊かで自律的に行動する職員の育成」を主眼に、震災復興で求められる政策力や住民協働などの能力開発に努めたほか、職員のキャリア形成や適性を見極めた人事配置を行い、組織の総合力の向上を図った。(継続)
- ・研修所研修では、政策立案、課題解決力等の内容を研修カリキュラムに取り入れ、職員の政策力向上を図ったほか、政策立案等に関するより高度な能力開発に向けて、自治大学校や東北自治研修所への職員派遣を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

- ・研修所研修のうち、階層別研修では、「入庁8年目研修」で政策力向上の一環として「住民目線で考える業務改善」の科目を実施し、延べ68人が受講した。また選択制研修では、政策力強化コースとして「政策形成講座」、「政策法務講座」及び「情報発信力向上講座」の3講座を実施し、延べ70人が受講した。
- ・派遣研修については、自治大学校へは「第1部課程」、「第1部・第2部特別課程」へ延べ3人、東北自治研修所へは「東北6県主任級職員研修」「東北6県中堅職員研修」「政策形成コース」「政策法務研修」へ延べ17人を派遣した。

《今後の課題》

- ・組織全体の政策力のより一層の向上を図るため、政策力向上に資する研修講座の内容充実等を継続して行っていく必要がある。

《平成28年度以降の取組》

- ・「みやぎ人財育成基本方針」は策定から10年が経過することから、東日本大震災の経験などを踏まえた改定を行う。
- ・研修所研修については、政策力向上を図るための研修講座（情報収集分析・活用講座）を平成28年度から新設することとしたほか、引き続き研修講座の充実に向けた検討を行う。

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

《取組内容》

- ・宮城県震災復興計画及び宮城の将来ビジョンは、ともに人口減少局面の中で策定されており、これらの状況等を前提とした内容となっている。(継続)
- ・また、今年度、人口減少や東京一極集中の是正等を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、宮城県地方創生総合戦略を策定し、我が県の最優先課題である震災からの復興の取組とともに、本格的に人口減少対策に取り組み始めたところである。(新規)

《成果（取組結果）》

- ・今年度、政策課題の選定と各政策課題に沿った施策について、部局横断で検討を行い、その検討結果を実施計画の改定に反映した。
- ・また、宮城県地方創生総合戦略を策定し、我が県の地方創生の取組を「創造的復興」を成し遂げ、将来ビジョンの実現を加速し、その効果を最大化するための推進力と位置づけるとともに、国の交付金を活用した地方創生に資する事業に全庁で取り組んだ。

《今後の課題》

復旧・復興が進む中で、復興需要の減少など、時間の経過とともに、解決すべき新たな課題が生じる状況にあり、継続して全庁一丸となって復興を推進することが必要である（継続）。

《平成 28 年度以降の取組》

次年度以降の施策のほか、必要に応じて部局横断的な対応を図るとともに、地方創生の取組も加味しながら、全庁一丸となって復旧、復興の取組を加速していく（拡充）。

【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】

《取組内容》

震災の記憶の風化防止のためには、復興の進捗状況や県内各地の復興の取組について、様々な手法を用いて、積極的に情報発信を行うことが重要と考えていることから、県庁 18 階の広報展示室内に「東日本大震災復興情報コーナー」を設置し、来庁者向けに情報提供を行っている。（新規）

また、広報紙やブログ等では、復興の進捗状況や県の取組のほか、県内市町村、民間団体等の取組等についても掲載し、幅広い情報発信を行っている。（継続）

《成果（取組結果）》

復興プレス（広報紙）を毎月 1 回 8,000 部発行し、各都道府県、支援団体、県外避難者等に送付、メールマガジンにより約 1,600 箇所配信したほか、不特定多数の方が閲覧できる復興応援ブログ（毎日更新）により情報発信を行った。

また、震災復興ポスター（7 市町各 3 サイズ 計 87,500 枚）を作成し、県内外自治体、関係団体のほか、JR 主要駅、都営地下鉄等 5,800 箇所に送付・掲出した。

《今後の課題》

震災から 5 年が経過し、震災の記憶の風化がさらに進むことが懸念されることから、様々な媒体や機会を活用し、幅広い情報発信を行うとともに、東日本大震災の経験と教訓を継承していくため、取組の記録を適時に行っていく必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

平成 28 年度は、震災復興計画の折り返しとなることから、各種広報媒体をさらに効果的に活用した情報発信に務める。

また、各部局と連携し、復旧・復興の取組の記録の収集及び整理を行い、再生期前半 2 年間（平成 26 年度から平成 27 年度まで）の取組記録誌を作成する。

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】

《取組内容》

1 測定・公表

- 徹底した放射線・放射能の測定（継続）

「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定し、総合的・計画的に放射線・放射能の測定を実施している。

- ・ 放射線の測定

人の生活環境を中心に、モニタリングポストによる常時監視、携帯型放射線測定器等による随時測定、学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の測定など、空間放射線率の測定を幅広く行い、放射性物質の広域的な分布状況と経時的な変化の把握に努めている。

- ・ 放射能の測定

「食べ物・飲み物」から「産業活動に伴う環境や物」まで、広範囲にわたって放射性物質濃度の測定を実施している。「食べ物・飲み物」については、水道水の測定のほか、生産・流通・消費の各段階における食品検査を実施している。自家栽培の野菜については、市町村が測定出来るよう、測定機器の配備と技術研修を実施している。

- 県民及び国内外への正しい情報の発信（継続）

放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」において、情報を一元化し、正確な情報をわかりやすく発信している。また、県民を対象としたセミナー等の開催、みやぎ出前講座への講師派遣、電話相談窓口の開設、各種広報誌への掲載、パンフレットの配布等を通じ、放射線・放射能等の理解の促進に努めている。

2 除染

- 市町村への支援（継続）

- ・ 県除染支援チームの設置・派遣

「汚染状況重点調査地域」指定市町の円滑な除染の推進を支援するため、関係職員で編成する「除染支援チーム」を設置している。（平成 23 年 12 月 21 日設置）

- ・ 県除染アドバイザーの委嘱
市町村が実施する除染に対する技術的支援を行うとともに、県有施設の除染を行う上で必要な専門的知識及び技術的知見を得るため、「除染アドバイザー」を設置している。
(平成 24 年 2 月 22 日設置)
- ・ 汚染状況重点調査地域以外の市町村への支援
マイクロホットスポット対策として、市町村への測定機器の貸与・技術的支援等を行っている。
- 県有施設の除染の推進（継続）
「汚染状況重点調査地域」指定市町に所在する県有施設について、各市町の除染実施計画に基づき、調整を図りながら除染を実施した。

3 賠償

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援（継続）
原発事故に係る損害賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力損害賠償制度が設けられており、原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を負うものとされている。
県としては、農林水産業の風評被害による逸失利益や検査費用等について、民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう弁護士会や原子力損害賠償紛争解決センターと連携し、研修会や個別相談会を開催するなどして風評被害に係る損害も含め、被害者が行う損害賠償請求をきめ細やかに支援している。
- ・ 法律等研修会・個別相談会の開催
目的：東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等のうち、「中間指針に明示がないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などとする者が円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会及び原子力損害賠償紛争解決センターと連携し研修会及び個別相談会を開催し、損害賠償請求への支援を行う。
内容：損害賠償請求の説明 損害賠償請求に係る法的理解の促進（仙台弁護士会）
和解仲介申立の説明 損害賠償請求に係る和解仲介申立についての説明（原子力損害賠償紛争解決センター）
個別相談会 仙台弁護士会、原子力損害賠償紛争解決センターによる個別相談

《成果（取組結果）》

1 測定・公表

- 徹底した放射線・放射能の測定（原子力安全対策課関係分）
 - ・ 放射線の測定
モニタリングポスト、携帯型測定器、航空機モニタリング、走行サーベイ等によりきめ細やかに測定を行い、県内の生活環境には問題ないことを確認している。
 - ・ 放射能の測定
食品（消費段階）については、市町村が主体となり住民持込測定を行い、結果を住民に伝えたほか、一般環境（降下物、大気浮遊じん、スキー場の雪）の測定を行い、問題がないことを確認している。
- 県民及び国内外への正しい情報の発信（原子力安全対策課関係分）
 - ・ 県民の不安解消等のため、放射能情報サイトみやぎ、放射線・放射能に関するセミナー、みやぎ出前講座、放射線・放射能の相談窓口、各種広報誌・パンフレット等により放射能等に関する情報提供を行い、理解の促進を深めた。

2 除染

- 除染の進捗状況（平成 28 年 2 月末現在）
 - ・ 除染実施計画に基づき着実に進捗、4 市町で除染が概ね終了・4 市町で除染を実施中
除染が概ね終了：角田市、七ヶ宿町、大河原町、亘理町
除染を実施中：白石市、栗原市、丸森町、山元町
 - ・ 子どもの生活環境（学校・公園等）の除染を優先的に進め、学校・保育園、公園等の除染は終了した。

施設の種類		予定数	除染終了
子どもの生活環境	学校・保育園 公園等	95施設 153施設	95施設 (100%) 153施設 (100%)
公共施設		433施設	433施設 (100%)
住宅		10,247戸	8,522戸 (83%)
道路		486,229m	76,402m (16%)

3 賠償

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援

- ・ 法律等研修会・個別相談会の開催

実施時期 平成27年7月～8月、10月～11月

参加者等 10回開催（県内7圏域、3市町）、延べ45名が参加

成果の概要 東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等の、「中間指針に明示がないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などの不満や不安が一定程度解消されるとともに、損害賠償に係る法制度や事務手続き等の理解が進み、円滑な賠償請求につながった。

《今後の課題》

1 測定・公表

- 徹底した放射線・放射能の測定

- ・ 除染の実施、放射性物質の物理的減衰等により県内の空間放射線量率は低下してきており、また、農林水産物の放射性物質濃度の基準値超過の割合も年毎に減少しているものの、一部の食品では依然として、基準値を超過しており、出荷制限が継続している。

- 県民や国内外への正しい情報の発信

- ・ 電話相談窓口の相談件数は年々減少しており、県民の不安は収束傾向にあると考えられるが、いまだに不安を抱く県民もいる。

2 除染

- 除染に伴い生じた除去土壌の処理について、処分基準が定められていない。

3 賠償

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援

- ・ 民間事業者等が十分な賠償を迅速に受けることができるよう、引き続き研修会や個別相談会を実施
- ・ 東京電力との直接交渉が進展しない請求者の原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介制度等の利用促進

《平成28年度以降の取組》

1 測定・公表

- 徹底した放射線・放射能の測定

- ・ 今後も県民目線に立ったきめ細かな測定を継続する。

- 県民や国内外への正しい情報の発信

- ・ 正確で分かりやすい情報発信により、放射能等に対する理解の促進を図る。

2 除染

- 引き続き、汚染状況重点調査地域指定市町の除染が円滑に推進されるよう支援する。

- 国に対し、除去土壌の処分基準を定める省令の早期提示を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応するよう要望していく。

3 賠償

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援

- ・ 今後も民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう弁護士会等の協力を得て研修会・個別相談会等を開催するとともに、必要に応じて原子力損害賠償紛争解決センター等に紹介を行うなど、被害者の損害賠償請求をきめ細やかに支援していく。

【担当：保健福祉部 子育て支援課】

《取組内容》

- ・ 委託事業である「東日本大震災みやぎ子ども支援センター」事業と子ども総合センターの事業を中心に教育機関、市町村等と連携しながら引き続き子どもの心のケアを行った。
(継続)
- ・ 子どもから大人までの切れ目のない支援体制のあり方について検討するため、子育て支援課、障害福祉課、子ども総合センター等関係機関で構成する心のケアワーキンググループを設置し、検討を重ねてきた。(新規)
平成 27 年 6 月 第 1 回ワーキンググループ
8 月～11 月 関係機関との個別協議
12 月 第 2 回ワーキンググループ

《成果（取組結果）》

心のケアワーキンググループにおいて、子どもの心のケアの将来像として、関係機関間で「地域の中で、官民の保健・医療・教育等関係機関がそれぞれの役割を担いつつ、連携しながら対応する」ことが必要であるという認識を共有した上で、子どもから大人までの切れ目のない支援の実施と、この将来像を実現するために必要な体制等を検討し、一定の結論を出すことができた。

《今後の課題》

地域での子どもの心のケアの実現を円滑に、確実に進めるために、どのように地域の支援者の育成と連携体制の構築を進めるかが課題である。

《平成 28 年度以降の取組》

子どもから大人までの切れ目のない支援が可能な団体に事業を委託し、相談事業、専門家派遣事業、研修事業等を実施する。

【担当：保健福祉部 障害福祉課】

《取組内容》

- みやぎ心のケアセンターの運営（継続）
- 仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続）
- 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置（継続）
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施（継続）
- 県精神保健福祉センターにおけるひきこもり及び自死に関する相談支援等（拡充）
- 保健所のアルコール等の専門相談（拡充）

《成果（取組結果）》

- みやぎ心のケアセンターの運営
専門職による住民支援（平成 27 年 4 月～平成 28 年 2 月分：対面相談 5,713 件、電話相談 1,479 件）、メンタルヘルス講演会・サロン活動等による普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修会の開催等、保健所、市町村、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。
- 仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助
訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」（平成 27 年 4 月～平成 28 年 2 月分：対面相談 2,262 件、電話相談 1,945 件）等を実施した。
- 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置
平成 23 年 10 月設置。人材育成と調査研究を「みやぎ心のケアセンター」と連動して実施した。
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施
精神科医療機関等 3 団体に委託し実施した。（平成 27 年 4 月～平成 28 年 2 月分：訪問 1,468 件、電話相談 513 件、個別支援会議 1,766 件、関係機関調整 152 件）
- 県精神保健福祉センター内に平成 27 年 6 月から「宮城県自死予防情報センター」を開設するとともに、平成 27 年 8 月に「宮城県ひきこもり地域支援センター南支所」を開設し、自死及びひきこもりに関する相談支援体制を拡充した。

《今後の課題》

今後、生活再建が本格化する中で、被災者間の格差の広がりや災害復興住宅への入居による生活環境の変化の影響等により引き続き心の問題が危惧されることから、これまでの取組を継続し、心のケアに取り組んでいく必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

震災による心の問題は長期にわたることから、心のケアセンターを中心に保健所や市町村、関係機関・団体とより一層の連携を図り、切れ目のない支援を継続していく。

【担当：経済商工観光部 観光課】

《取組内容》

- ・被災地を訪れる（訪れたい）人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」及び「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置し、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行やボランティアツアー、教育旅行などの希望に対して情報提供するとともに、被災地の受入先とのマッチングをワンストップで行うセンターを設置
- ・運営した。センターの職員は被災地をフィールドワークし、常に最新の情報を把握している。（継続）
- ・震災以降、関東・関西でのキャラバンや昨年4月からの仙台・宮城観光キャンペーンの開催などによる誘客に努めるとともに、国内外に向けて宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。また、風評の影響を被っている県内観光事業者への支援としては、風評の実態を把握するための調査事業を実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・「みやぎ観光復興支援センター」は平成26年度までに累計で1,198団体43,381人、「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」は平成26年度までに94団体10,660人のマッチング実績を上げた。平成27年度は両センターの運営体制を一体化し、それぞれ23団体733人、35団体3,681人のマッチングを行った。
- ・キャンペーン時に行った入込数のサンプル調査の結果では、ほぼ震災前の水準に戻るなど順調な回復を見せている。反面、本県を含む東北全体における外国人観光客の回復は遅れている。

《今後の課題》

- ・震災遺構の保存の問題など、時間の経過とともに被災地の状況も変化してきており、復興状況の情報を的確に収集・発信していくことが求められる。また、ボランティアツアーのニーズが落ちてきた一方、教育旅行でのニーズが細分化・高度化し、よりきめ細かな対応が求められてきている。
- ・原発事故の風評の影響が根強く残っているものと考えられ、外国人観光客の回復に向けた取組を強化していく必要がある。

《平成28年度以降の取組》

- ・平成28年度の事業規模は現状を維持するが、上記課題に対応するため、情報収集・発信能力の維持と教育旅行ニーズへの対応の充実を図り、両センターの一体運営による効果を最大限に引き出す。
- ・従来の東アジアの重点都市（中国、韓国、台湾、香港）に加えて、観光客の増加が期待できる東南アジア諸国（タイ、シンガポール、マレーシア等）や親日国をターゲットとして、具体的には東北各県や東北観光推進機構と連携し誘客事業に取り組むほか、台湾からの教育旅行の誘致や海外の旅行会社・マスコミ等を招請して安全・安心の情報発信を図っていく。また、風評の実態を把握するための調査事業についても引き続き実施し、経過を追跡確認していく。そのほか、外国人旅行者の利便性向上のために宿泊施設や観光集客施設への無料公衆無線LANの設置支援にも継続して取り組む。

【担当：経済商工観光部 国際経済・交流課】

《取組内容》

県HPを活用した多言語（英語、中国語〔繁体字・簡体字〕、韓国語）による復興状況の情報発信やFacebookを活用した外国人スタッフによる外国人目線からの県内の観光、自然、食、文化等に関する英語での情報発信を行ったほか、姉妹省州等の交流関係や在外県人会とのネットワークを活かした復興状況の情報発信や、県産品フェア等による食の安全のPR等を実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

多言語による情報発信は月1回程度の更新に努めた。

Facebookによる英語での情報発信については、外国人スタッフ等が実際県内で取材を行うなど回数程度の更新に努めた。

姉妹省・州等との相互交流を通じた復興状況等の情報発信に努めた。特に米国では現地スーパーマーケットやレストランの協力を得て、県産品フェアを開催することで復興のPRと風評払拭の機会とした。

また、震災時に多大な支援をいただいた台湾においては、政府機関等を訪問し復興支援への感謝の意を表明するとともに、本県産品の安全性について説明し、一定の理解を得た。

《今後の課題》

HP等を活用しながら、外国語による定期的な情報発信を継続していくことや姉妹省等との相互交流の機会を捉え、現地政府や関係機関等に、復興状況や観光情報等を継続して発信していくことが必要と考える。

《平成28年度以降の取組》

中国・吉林省、米国・デラウェア州、ロシア・ニジネゴロド州、台湾等と、行政機関等との相互訪問を通じ、復興支援への御礼と復興状況の発信に努めていく。併せて、外国語による情報発信を継続していく。

【担当：経済商工観光部 産業立地推進課】

《取組内容》

市町村との連携による合同企業訪問等を実施した。(継続)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」など、各種優遇制度を活用したものづくり産業の集積を図った。(継続)

《成果（取組結果）》

企業立地のためのインセンティブ（企業立地奨励金制度など）の説明や事業用地の提案等をワンストップ対応で行ってきた。

民間投資促進特区については、平成28年3月末日までに598社、760件の指定を行い、その投資見込額は4,930億円に上っている。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、第5次公募（H27.11.27公表）までに116件、474億円の採択を受けた。

《今後の課題》

為替変動により一部国内回帰への動きはあるものの、企業活動のグローバル化に伴い、海外に進出する企業は増加しており、生産拠点の海外シフトが続いている。一方で、製造業の中には、国内の生産拠点の重要性を認識し、国内生産拠点を維持していこうとする企業も多い。このため、国内に根強い立地ニーズがあり、成長性が高く、地域に定着が期待される産業分野に的を絞って誘致活動を進める必要がある。

《平成28年度以降の取組》

産業再生支援については、市町村との連携が不可欠であることから、今後とも同様の取組みを継続していく。

【担当：経済商工観光部 海外ビジネス支援室】

《取組内容》

日本貿易振興機構（ジェトロ）仙台貿易情報センター負担金の一部に、「風評被害対策事業」を計上し、県とジェトロが共同して招聘した中国、香港、台湾の有力メディアの記者等に対して、本県や関係機関が実施している放射能検査の状況や県内の水産加工場や魚市場、酒造メーカー、観光地等の状況を説明し、本県製品の安全性をPRした。(継続)

《成果（取組結果）》

上記の記者等が帰国後、関係各紙に視察状況を記載することで、本県の安全性を広くPRすることができた。今後これらの記事の読者が本県産品を購入したり、県内観光地を訪問するなどして実体経済に波及されることが期待される。

《今後の課題》

海外では放射能への懸念が未だに根強いことから、メディア招聘や刊行物の発行により、本県の放射線量や食品等の安全性について、科学的なデータを含め、正しい情報を様々な機会を捉えて継続的に発信し、販路開拓につなげていく必要がある。

《平成28年度以降の取組》

ジェトロ仙台とともに、海外バイヤー等の利用を想定し、「宮城県の風評被害対策」「宮城県産品の紹介」等の情報を掲載した「宮城県貿易関係企業名簿2016」を作成する予定。

【担当：農林水産部 農林水産政策室】

《取組内容》

「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に定める取組方針等に基づき、農林水産業における取組を進めている。

中でも、放射性物質検査については、市町村、関係団体等の協力を得ながら、厚生労働省通知等に基づき年間を通して計画的に検査を実施し、基準値を超過した県産農林水産物が流通することがないように安全確保に万全を期している。その上で、各団体等の損害賠償請求が円滑かつ適切に行われるよう支援するとともに、風評の払拭に向けた取組を実施している。

なお、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第3次追補（平成25年1月30日策定）において、本県農林水産業等の風評被害が、賠償の対象として位置付けられたことから、風評被害に係る損害賠償の円滑な実現に向けた取組も進めている。

1 風評被害対策

○ 風評を払拭するため、放射性物質検査を計画的に実施し、その結果を消費者や生産者に対し迅速に公表しているほか、県内や首都圏等での広報・宣伝活動等を積極的に展開している。（継続）

2 損害賠償対策

○ 風評によって発生した農林水産物の損害の状況を把握するなど、東京電力(株)に対して適切に損害賠償請求が行われるように情報収集・発信等の取組を進めている。（継続）

○ 生産者や団体等が損害賠償請求を行う際の協議や検討の場の設定、研修会や個別相談会の開催、十分な損害賠償が実現するよう国や東京電力(株)に対する要望・要請活動を実施している。（継続）

○ 各種団体・組織等が損害賠償請求を行う際、請求の基礎となる資料の提供や東京電力(株)との協議に立ち会うなど、円滑な交渉に向けて側面的な支援を行っている。（継続）

《成果（取組結果）》

1 風評被害対策

部内各担当課において、消費者や生産者に対し、県産農林水産物の安全性を広く公表し、県内外でのPR活動に力を入れている。その前提として実施されている農林水産物の放射性物質検査の実績については、以下のとおりである。

(1) 農林水産物の放射性物質検査実績

		平成26年度実績		平成27年度実績(平成28年3月末現在)	
		検査点数	基準値超過点数	検査点数	基準値超過点数
農産物	米	458	—	271	—
	麦	43	—	43	—
	大豆	251	—	188	—
	そば	106	—	87	—
	野菜・果樹等	2,773	—	1,501	—
畜産物	原乳	250	—	125	—
	牛肉	29,777	—	27,049	—
林産物		1,089	19	1,255	41
水産物		2,332	5	2,185	1
計		37,079	24	32,704	42

※検査点数は、前年度の検査結果をもとに計画するため増減が生じる。

(2) 検査機器の整備状況

1) 放射性物質濃度測定機器 計 37 台 [内訳:ゲルマニウム半導体検出器 3 台 NaI シンチレーション検出器 34 台]

2) 放射線測定機器 計 70 台

[内訳:NaI シンチレーションサーベイメータ 40 台,GM 式サーベイメータ 11 台,CsI シンチレーションサーベイメータ 9 台,簡易型放射線測定器 10 台]

2 損害賠償対策

(1) 農林水産関係団体の損害賠償請求状況 (平成28年3月31日現在 累計) (単位: 百万円)

団体名称等	請求額	支払額	支払割合
J Aグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会	32,007	30,279	94.6%
宮城県森林組合連合会系統	228	189	82.8%
J Fみやぎ 他水産業団体	9,097	8,601	94.5%
計	41,333	39,069	94.5%

※四捨五入の関係で、合計値は一致しない。

(2) 損害賠償請求支援状況 (平成28年3月末現在)

	研修会, 個別相談会	係団体の協議会, 東京電力との協 の場への参加	要望・要請活動
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> 風評被害説明会(水産) 損害賠償請求説明会及び個別相談会【11回】 	<ul style="list-style-type: none"> J A 損害賠償協議会 賠償基準等打合せ(畜産) 賠償関係打合せ(林業) 東京電力との損害賠償協議等(水産)【41回】 	<ul style="list-style-type: none"> 政府要望 全国知事会 北海道東北地方知事会【5回】

《今後の課題》

- 失われた販路が十分に回復していないなど、風評の影響は続いていることから、県産農林水産物の安全性に関する理解の促進をさらに図る必要がある。
- 損害賠償について、支払率は向上してきているものの、依然として十分な支払いに至っていないことから、引き続き生産者等に対する十分な損害賠償に向けた支援が必要である。

《平成28年度以降の取組》

- 放射性物質に対する県民の不安を解消するため、引き続き、県産農林水産物の放射性物質検査を計画的に実施し、その結果の迅速な公表に努めていく。
- 農林水産物等の風評の早期払拭を図るため、新聞や各種媒体広告、食のイベントなどを活用した県産品のPR事業の実施などにより、県内外における県産農林水産物のイメージアップと一層の消費拡大を図っていく。
- 団体等に属さない個人生産者等が損害賠償請求を行う際に、早期に賠償が実施されるよう、賠償基準の合意等に向けた東京電力(株)との協議や説明会等の開催支援を行う。
- 出荷制限指示等による実害のほか、風評被害による損害賠償請求について、引き続き関係団体等への支援を行う。

【担当：農林水産部 食産業振興課】

《取組内容》

県産農林水産物の放射性物質検査を継続するとともに、迅速でわかりやすい情報提供と、イベントや各種媒体を活用したPR活動を実施し、県産品の信頼回復と消費拡大に努めている。(継続)

主な事業については、以下のとおり。

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○交通施設や交通機関、主婦向け雑誌等でのPR、各種イベントの開催・出展によるPR等を通じて、宮城県産品の信頼回復と消費拡大を図る。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○県産農林水産物等が被災前の状況に回復するまでの間、関係団体が実施するメディアの活用等の事業に補助することにより、PR活動等を支援する。

《成果（取組結果）》

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○各種広報媒体やイベントを通じた県産品のPRを行い、県産品のイメージアップを図った。

■交通拠点を活用した情報発信

- ・仙台空港旅客ターミナルビルへのバナー掲出
- ・JR仙台駅へのフラッグ掲出
- ・JR山手線及び東京メトロ主要駅での駅貼りポスター掲出
- ・伊丹空港でのポスター掲出 他

■情報誌を活用した情報発信

- ・主婦層をターゲットとした生活情報誌（E S S E）にイメージ向上記事を掲載した他、食と旅をテーマとしたテレビ番組と連動した情報発信を実施 等

■プロ野球球場を活用した情報発信

- ・楽天 Kobo スタジアム宮城バックネット LED 広告掲出

■「食」の担い手創出

- ・県内の生産者、食品加工業者、飲食業者等を紹介していくことで、「食材王国みやぎ」のイメージ浸透を図る。

■グルメサイトを活用した情報発信

- ・「ぐるなび」内に宮城県特集ページ開設

■県産食材を使用した飲食店フェアの開催

- ・首都圏、関西圏で各1ヵ月程度開催

■東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催

- ・宮城ふるさとプラザのリニューアルオープンに合わせて風評払拭イベントを実施

■県外物産展を活用した消費体験の促進

- ・県外物産展開催地（名古屋・広島・大阪・千葉）において、県産品イメージ向上広告を掲出し、県産品の購入意欲を高める

■関西圏における県産品魅力体感イベントの開催

- ・関西圏の消費者が県産品に直接触れ、食し、その魅力を体感するイベントを開催

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○各団体が行う県産農林水産物等のイメージアップを目的とした事業に補助を行い、県産農林水産物等のイメージアップを図った。

■各団体への補助

- ・農業関係団体、漁業関係団体等の6団体が行った10計画に対して、補助を実施した。

《今後の課題》

消費者庁のアンケートによれば、風評被害は収束しておらず、今後も継続的に事業を展開していく必要がある。

《平成28年度以降の取組》

県産品の魅力をより伝えられる効果的な広報手法を検討していく。

【担当：農林水産部 水産業振興課】

《取組内容》

○地域産業の再生・発展に関する取り組み

- ・漁船の復旧については、漁業者が円滑に漁業を再開できるよう、共同利用する漁船の建造、中古船取得・修繕、定置網など漁具購入費を補助するため、共同利用小型漁船建造事業及び共同利用漁船等復旧支援対策事業を実施している（継続）。
- ・養殖施設の復旧については、平成23年度より水産業共同利用施設復旧支援事業及び水産業共同利用施設復旧整備事業を活用し、震災により被災した水産業共同利用施設や養殖施設の復旧整備に取り組んでいる（継続）。
- ・漁港施設の復旧工事については、震災直後から応急工事に着手し、平成23年12月から本復旧工事を進めている（継続）。

- ・水産加工施設については、水産業共同利用施設復旧支援事業や水産業共同利用施設復旧整備事業、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等を活用し、生産再開に必要な施設の整備を進めている(継続)。
 - ・販路の回復・開拓については、中央卸売市場等における展示商談会の実施や一次加工品のマーケティング調査、「みやぎ水産の日」を核とした消費拡大を実施している(継続)。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
- ・宮城県産水産物の安全流通に資するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を実施(継続)
 - ・モニタリング調査において、出荷制限魚種等の検査用サンプルが入手困難な魚種について、県調査船により検査用サンプルを確実に採取し、継続的な検査を行い、早期の出荷自粛、出荷制限の解除を図る(継続)

《成果(取組結果)》

○地域産業の再生・発展に関する取り組み

- ・漁船の復旧状況 漁船については、平成28年3月末現在で、震災前に稼働していた9,001隻のうち、約8,700隻が復旧し、復旧率は約97%となっている。定置網については、平成28年3月現在、大型定置網35ヶ統、小型定置網192ヶ統が操業を開始し、復旧率は約70%となっている。
- ・養殖漁業の復旧状況 水産業共同利用施設復旧支援事業では、被災した共同利用施設機能(カキ処理場、ノリ加工施設や作業場の機能)の修繕や、機能回復に不可欠な聞き整備を支援し養殖業の早期復旧を図るため、平成23年度から平成27年度末現在までに593件(平成27年度実績は7件)の修繕や機器整備に係る経費を補助した。
水産業共同利用施設復旧整備事業では、被災した共同利用施設(カキ処理場、ノリ加工施設や作業場)の本格的な復旧整備を図るため、平成23年度から平成27年度末現在までに229件(平成27年度実績は36件)に係る経費を補助した。
- ・魚市場の復旧状況 復旧状況は、平成28年3月末現在、漁港災害復旧事業の必要な県管理漁港については27港及び市町管理漁港についても113港の全てで着手している。災害査定件数ベースの着手率は県全体で89%(うち県管理漁港85%、市町管理漁港91%)となっている。
県内主要5魚市場の平成27年1月から12月の水揚げは、水揚量が約25万トン、水揚金額が約591億円となり、震災前(平成22年)に比べ、水揚量及び水揚金額は、それぞれ約8割及び約10割まで回復している。
- ・水産加工施設の復旧状況 平成28年3月現在、製氷能力及び貯氷能力は震災前の約86%、冷蔵能力は約84%、冷凍能力は約74%まで回復し、加工場についても約86%の施設が復旧している。
- ・販路の回復・開拓の取組状況 水産加工データベースを活用した商談会の実施や一次加工業者のマーケティング調査、料理人を対象とした見本市、中央卸売市場における展示商談会の実施により販路確保等の支援。また、水産加工品直売所マップの配布や「みやぎ水産の日」のPRにより、水産物水産加工品の消費拡大を支援した。

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

- ・モニタリング検査
ゲルマニウム半導体検出器 平成27年度 2,185件(水産技術総合センター検査のほか、水産庁委託事業検査を含む)
簡易放射能測定装置 平成27年度 14,589件(県内の主要5魚市場(石巻、塩釜、気仙沼、女川、南三陸)の簡易放射能測定装置検査のほか、石巻、女川の連続個別非破壊放射能測定システム検査を含む)

※ゲルマニウム半導体検出器による検査結果は、宮城県HP、水産庁HP、厚生労働省HPで公表
簡易放射能測定装置による検査結果は、検査実施市町のHP等で公表

- ・県調査船(みやしお・開洋)による検査用サンプル採取 平成27年4月から延べ21日間操業で65サンプルを採取

《今後の課題》

○地域産業の再生・発展に関する取り組み

- ・震災から5ヶ年が経過し、復旧・復興が進み、漁業、水産加工業が再開を果たすなど、生産量が震災前の水準まで戻りつつある中で、原発事故に伴う風評被害や長期休業などが原因でこれまで築き上げてきた販路が失われるなど、販売不振や価格の低迷が大きな課題となっている。
- ・震災により、沿岸部の人口が減少し、漁業においては、震災以前から問題となっていた漁業従事者の高齢化と人口減少が急速に加速したことから、将来の漁業を担う新規就業者や漁業後継者を育成・確保する対策が求められている。

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

- ・韓国を始めとした日本産水産物の輸入禁止措置や特に関東以西での取引の敬遠など、未だに宮城県産水産物に対する風評被害が生じており、宮城県産水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を継続し、宮城県産水産物の安全性をPRしていくとともに、基準値を超える水産物が市場流通しないよう検査を継続する必要がある。
- ・平成28年3月現在、海域で1魚種(クロダイ)の出荷制限指示が出されており、早期解除のため継続的な検査が必要である。

《平成 28 年度以降の取組》

- 地域産業の再生・発展に関する取り組み
 - ・ 本県水産物の販路開拓・拡大に向けた取組の継続，新たな養殖対象種の開発研究や魅力ある新商品開発への支援など，あらゆる力を集結し，水産みやぎの復活を遂げられるよう積極的な事業展開を図る。
 - ・ 漁業経営体の法人化や協業化，6 次産業化などの取組支援をより一層推し進め，安定的かつ効率的な経営を行うため，強い経営体の育成に向けた支援を行うと同時に，将来の漁業を担う新規就業者や漁業後継者を育成・確保する対策を行う。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
 - ・ 宮城県産水産物の安全流通に資するため，水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を実施（継続）
 - ・ モニタリング調査において，出荷制限魚種等の検査用サンプルが入手困難な魚種について，県調査船により検査用サンプルを確実に採取し，継続的な検査を行い，早期の出荷自粛，出荷制限の解除を図る（継続）。

【担当：農林水産部 農産園芸環境課】

《取組内容》

- 【被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保】
- 被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保（市町村が事業主体）（継続）
- 東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期復興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組（継続）
- 【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】
- 農産物直売所等 P R 事業として，スタンプラリー，雑誌やフリーペーパー等のメディアを活用した P R，消費者バスツアーを実施（継続）
- 農産物直売所等における集客力や販売力の向上を目的とした専門家の派遣（継続）

《成果（取組結果）》

- 平成 26 年度は，前年から 1 市 2 町減の 8 市町から要望があり，14 復興組合で復旧作業等の事業が実施された。その結果，交付対象面積の 1,454ha 分として，407,472 千円が交付されており，被災農家の所得確保が図られた。
- 平成 27 年度は，前年から 2 市 3 町減の 3 市から要望があり，4 復興組合で事業が実施されている。交付対象面積 293ha 分として，103,710 千円が交付され，被災農家の所得確保が図られた。
- 【東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期復興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】
- 東日本大震災農業生産対策事業（国庫交付金）及び宮城県農業生産早期復興対策事業（国の交付金と併せた農業者の負担軽減措置）により，農業生産力の回復を図るための共同利用施設の復旧及び再編整備，営農再開へ向けた資機材導入を支援した。
- 東日本大震災農業生産対策事業（交付率 1 / 2 等）：

平成 24 年度	交付決定	91 件	2,634,791 千円
平成 25 年度	交付決定	151 件	1,571,409 千円
平成 26 年度	交付決定	76 件	1,267,272 千円
平成 27 年度	交付決定	80 件	902,704 千円
- 宮城県農業生産早期復興対策事業（交付率 1 / 4 等）：

平成 24 年度	交付決定	64 件	664,250 千円
平成 25 年度	交付決定	115 件	550,265 千円
平成 26 年度	交付決定	42 件	252,490 千円
平成 27 年度	交付決定	36 件	112,743 千円（見込み）
- 【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】
- 農産物直売所等 P R 事業
 - ・ スタンプラリー：消費者に複数の直売所等を周遊してもらうため，県内の直売所等 141 カ所が参加し，平成 27 年 8 月 31 日～12 月 8 日の期間で実施し，9,047 通の応募があった。
 - ・ メディアを活用した P R：スタンプラリー期間中に，T V やラジオ，雑誌，フリーペーパーなどのメディアを活用した集中的な P R を行った。
 - ・ 消費者バスツアー：仙台都市圏の消費者を農産物直売所等に案内し，その魅力について再認識してもらうとともに，話題づくりにより集客を図った。
実施地域：11/21 丸森コース（23 名）11/25 栗原コース（30 名）11/20 蔵王コース（31 名）
- 専門家の派遣
 - ・ 13 の農産物直売・農産加工組織に対し，販売戦略・商品開発・接客などについての専門家を派遣し，課題解決を図った。

【被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保】

- 被災農家経営再開支援事業については、当初、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 ヶ年の事業期間とされていたが、これまでの取組実績により被災農家の所得確保に有効であり、本県からの事業継続要望が国で認められ、平成 27 年度まで事業が継続された。

《今後の課題》

【東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期再興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】

- 農地復旧と併せて着実な施設復旧、再編整備、資機材の導入
農地復旧に伴い、継続的に営農再開へ向けた取組が必要となっている。特に、「放射性物質の吸収抑制対策」や「津波被災農地の生産性回復」といった事業メニューは、今後も長期にわたり事業要望が見込まれることから、継続的な支援を必要としている。

【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】

- 風評被害については、未だ完全に払拭されていない状況にあることから、平成 28 年度以降も継続した集客及び PR 活動の実施が必要である。
- 農産物直売所等の集客力や販売力の向上に向けた知識及び技術の更なる習得が必要である。

《平成 28 年度以降の取組》

【東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期再興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】

- 震災復興計画において、再生期も継続的に対策を実施することとなっている。また、平成 28 年度以降も事業要望に併せ、十分かつ確実に事業実施できるよう国に要望している。

【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】

- 農産物直売所等への集客を図るため、スタンプラリーやメディアを活用した PR、消費者バスツアーを継続して実施するとともに、新たなガイドブックを作成・配布することにより、直売所等の魅力を広く発信する。
- 農産物直売・農産加工組織の商品力や販売力の向上を支援するため、継続して各組織が抱える課題の解決に必要な専門家を派遣する。

【担当：農林水産部 農業振興課】

《取組内容》

- 市町等と連携し、次の内容について実施した。
 - ①平成 24 年 9 月 28 日に国から復興推進計画の認定を受けた民間投資促進特区（農業版）（通称：農業特区）について、新たな農業法人の設立や民間企業との連携による経営の大規模化、企業参入など、沿岸部における地域経済・社会の復興と雇用の創出につなげるため、県と津波被災を受けた 11 市町が連携し、農業特区制度の活用推進を図った。（継続）
 - ②復興に向けたまちづくり・地域づくりのための復興整備事業について市町と共同で復興整備計画を作成し、東日本大震災復興特別区域法に基づく農地転用許可の特例措置の適用を受けた。（継続）
 - ③被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）の事務手続については、関係市町や地方振興事務所と連携して進めたほか、新規事業の計画策定に当たっては、復興庁によるヒアリング等に合わせて各市町を訪問するなどし、個別に策定支援を行った。また、平成 28 年度以降においても、沿岸部を中心に農地復旧の進捗に応じて本事業の実施が必要になると見込まれることから、事業期間の延長を国に要望した。（継続）
 - ④全農業改良普及センター（農業普及組織）では、関係機関との連携のもと、「魅力ある農業・農村の再興」を最重点課題に位置付け、それぞれの地域の実情に応じ、震災からの復旧や生産再開等に向けた支援を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

- ①農業特区については、ホームページやパンフレットによる PR のほか、戸別訪問による説明等を行った結果、平成 27 年 3 月時点で 9 事業者を指定している。（※うち 1 事業者は事業譲渡により、平成 27 年 12 月に指定解除）
- ② 13 市町において復興整備計画に基づく農地転用許可の特例措置を受けている。（平成 27 年度末の累計 218 地区 517ha）その他、松島・女川両町においても復興整備計画が作成されているが、現時点では農地転用計画がないことから許可の特例措置の適用対象とはなっていない。
- ③関係機関の担当者レベルによる一層の情報共有が促進され、事務手続の迅速化につながったほか、山元町、東松島市及び南三陸町から国に対して新たに申請された事業計画についても、概ね要望どおり採択された。
また、事業期間については、平成 28 年度以降の 5 年間で「復興・創生期間」として延長されることになった。

④関係機関との連携のもと、9つの農業改良普及センターで合計26の「魅力ある農業・農村の再興」関連プロジェクトを課題化し、震災からの復旧に向けた支援活動にあたった。

(亶理管内)

・津波被災地域に新たに設立された土地利用型法人をモデル経営体に位置付け、乾田直播栽培や可変施肥田植え等の省力化技術とICTを活用した生産管理システムの現地実証を行い、周辺法人等への波及を図った。

・いちご団地生産者においては、全151戸に高設養液栽培についてきめ細やかな技術支援を行い、特に栽培環境モニタリングシステムを亶理町1団地と山元町3団地にモデル的に導入し、収量・品質の向上を図った。

(仙台管内)

・水稲85ha畑地15haの経営農地を持つ大規模土地利用型法人を対象に、労働力の分散化のため、水稲の省力化技術導入(10ha)や園芸作物の導入(ねぎ8ha・タマネギ2.5ha)を支援した。特に園芸作物については、栽培技術のみならず、販路開拓や消費者向けPRについても支援を行い、イベントでは2,000人を超える来客があった。

・地域農業の担い手として継続した活動を行うため平成27年1月に法人化された経営体を対象に、組織運営について支援するとともに、復旧農地での水稲や大豆栽培技術支援を行い目標収量を確保することが出来た。

(石巻管内)

・震災後設立された12法人に対して、「経営支援高度化チーム」を設置し、JA等と連携を図りながら法人の持つ問題点の把握やそれに対するアドバイスを行い、必要に応じて専門家派遣を行うなど早期に経営を軌道に乗せるための支援を行った。

・6次産業化を目指す法人に対して、アグリビジネス事業の導入を支援し、新たに加工への取り組みが開始され、自家生産農産物を原料とした商品の販売が開始された。

・海水流入の影響が大きい地域での復旧農地を対象に、農業農村整備部等と連携し「奥松島地域営農再開実証プロジェクト」に取り組み、水稲や大麦の試験栽培について支援を行った。

(本吉管内)

・農地復旧工事は10地区で行われており、27年度は7工区40.5haが引き渡しされ復旧農地での栽培について支援を行った。また、一地区を除いて地権者組織と担い手組織が設立され、農地の利用調整や担い手組織の活動について支援を行った。

・客土して復旧した農地の地力向上のため、土壌改良プログラムを作成し、水稲やねぎの実証ほを設置して、現地研修会やプロジェクトチーム会議、試験研究機関との現地調査を行い、土壌改良の普及を図った。

《今後の課題》

①農業特区申請後に復旧・復興工事が進み、市町においては土地利用方針に変更が生じるなど、今後、農業特区の区域(復興産業集積区域)の変更が想定される。また、事業者への周知が不足しているため、戸別訪問による説明等を行いながら、指定事業者の拡大に努める。

②農地転用許可の特例措置の適用が迅速に受けられるよう、復興整備計画作成に際して市町と密接な連携を図る必要がある。また、市町の土地利用計画の変更に伴い、農業振興地域整備計画の変更手続きを速やかに行う必要がある。

③新規実施地区における事業計画策定支援を継続するとともに、今後は事業実施、計画変更、実績確認等の業務への比重が増えてくることから、関係市町等とはより一層連携・協力して取り組んでいく必要がある。

④営農再開した農業者や新たに設立された農業法人等に対して、営農計画の早期実現や組織の円滑な運営を図るため、栽培技術の向上による収量増加・品質向上と、雇用労働力の管理や資質向上についての経営者への支援が必要である。

《平成28年度以降の取組》

①事業者へ農業特区に係る情報の周知徹底と指定に向けた申請の支援。また、必要に応じて、関係市町及び復興局と農業特区の区域変更等について協議・申請を行う。

②復興整備事業に係る農地転用許可の特例措置の適用を受けるため、引き続き市町と共同で変更又は新規掲載に係る復興整備計画を作成する。

③本事業の新規実施地区への計画策定支援、事業実施中又は実施済市町への支援・指導を行う。

④「魅力ある農業・農村の再興」関連課題を継続して最重点課題として取り組みを行い、新たな農業構造の再編等を図りながら復興から発展に向けた支援を強化する。

【担当：農林水産部 畜産課】

《取組内容》

○畜産生産基盤の再生・発展に向けた取り組み（拡充）

(1)市町村・関係団体等と連携し疲弊した畜産生産基盤の再生・発展のため、必要な家畜等の導入に対し支援を実施し、畜産生産基盤の回復を図るとともに、基盤拡充をしている。

(2)県内の生産基盤の強化・肉用牛の復興と経営の規模拡大を推進するため「好平茂」号等の本県基幹種雄牛産子の優良雌子牛の県内保留に対して支援を実施している。

※関連事業：(1)東日本大震災農業生産対策事業(継続)

(2)みやぎの子牛生産基盤復興支援事業(組替新規)

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応(継続)

本県畜産物の安全・安心を確保するために、畜産物等の放射性物質の検査、粗飼料生産基盤(牧草地)の除染作業支援及び放射性物質で汚染された粗飼料等が処分されるまでの間の一時保管等への支援を実施している。

また、畜産関連損害賠償が円滑に進むように、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会に対して、各種資料等の提供を行ったほか、一部品目については、東京電力と直接交渉等を実施し生産者への支援を実施した。

※ 関連事業：給与自粛牧草等処理円滑化事業・放射性物質影響調査事業・肉用牛出荷円滑化推進事業・草地土壌放射性物質低減対策事業

《成果（取組結果）》

○畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み

生産基盤の回復に係る以下のとおり、家畜導入等を実施。

・家畜及び受精卵の導入計画 家畜導入頭数－30頭、受精卵導入個数－85個

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

・放射性物質検査状況 肉用牛 (牛肉 27,049頭、生体 5,403頭)

(H28.3.31現在) 原乳 (5集乳施設 120検体)

粗飼料等(牧草・稲わら等 1,744検体)

・汚染稲わら一時保管施設等管理 54施設

・損害賠償支払状況 請求額 約306.9億円 支払総額 291.3億円 (支払率94.9%) (H28.3.31現在)

《今後の課題》

○畜産生産基盤の再生・発展に向けた取り組み

畜産生産基盤を継続的に維持するための担い手の育成を進めることが急務である。

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

東電事故に対する畜産関連の損害賠償請求については、平成26年度までは、各種課題にあり賠償金の支払いが遅延が継続していたが、平成26年度後半から支払い率が向上し、現在は大きな課題はない状況であるが、今後も継続して支援を実施していく。

牧草地の除染を実施しても、生産物(牧草)へ放射性セシウムが移行している場合について、関係機関等による対策チームの指導の下で対応を実施し、効果がみられているものの、一部対応不能の場合がある。この場合、経過観察等の対応となっているが、その後の対応についてさらなる検討が必要である。

《平成28年度以降の取組》

○畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み

県内畜産経営体に対して再生・発展の取組に対して継続して支援を実施していく。

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

畜産物の安全・安心を確保するための種々取り組みを継続し、実施していく。

【担当：農林水産部 農村振興課】

《取組内容》

農業・農村の復興・再生を図るため、地盤沈下等の被害を受けた津波被災地域とその周辺地域との一体的な整備に向けて、市町及び地元関係機関と連携しながら、農地、農業用施設の総合的な整備、広域的な地盤沈下に伴い掛かり増しが発生する用排水施設の維持管理等経費の低減対策である太陽光発電施設の導入、新たな時代の農業・農村モデルの構築を目指した効率的な施設管理に資する用排水機場等の遠隔監視・操作集中管理システム整備に関する事業計画の策定に取り組んだ。(継続)

《成果(取組結果)》

復興再生実施計画策定事業において、農地整備4地区(多賀城、川前四、岩沼西部、岩沼北部)、農地防災5地区(宝堰、高館、石巻中部、手樽、赤井堀)、太陽光発電施設整備4地区(岩沼藤首根、亘理・山元第2、東松島、石巻第2)、遠隔監視・操作集中管理システム整備3地区(名取、亘理・山元、仙台東)全てが平成27年度までに事業採択された。

《今後の課題》

採択された地区のうち、手樽、赤井堀については、土地改良法に基づく手続きが必要になることから、引き続き関係市町と連携し地元関係者の合意形成を図りながら、早期の法手続き完了を目指す。

《平成28年度以降の取組》

農業・農村の復興・再生に係る事業計画策定事業は、平成27年度までに全て完了した。

【担当：農林水産部 農村整備課・農地復興推進室】

《取組内容》

- 東日本大震災により津波被害を受けた地域における農地・農業用施設の災害復旧事業について、市町又は土地改良区等からの要請を受け、被害調査から復旧工事までの一切を県営事業として実施した。(継続)
- 地域農業の復興については、農地整備事業等により、ほ場の大区画化・汎用化の推進により地域農業の再編を図るとともに、市町の復興計画と整合性を図りながら土地利用の整序化を行った。(継続)

《成果(取組結果)》

- 農地復旧(除塩含む)については、対象面積約13,000haのうち、平成28年3月末現在で12,734ha(98%)に着手しており、そのうち11,780ha(91%)が完了している。また、排水機場については、対象施設47施設のうち、平成28年3月末現在で44施設(94%)に着手しており、そのうち43施設(92%)が完了している。
- 農地復興については、平成25年度から着工し、受益面積5,120haのうち、平成28年3月末現在で4,552ha(89%)に着手している。

《今後の課題》

- 今後の復旧・復興事業は、被害が特に甚大な沿岸区域の工事となることから、その実施に当たり、農業土木技術職員等のマンパワーの確保及び市町と連携しながら土地利用計画など地元の合意形成を図る必要がある。
- 平成29年度以降における復旧・復興事業への国からの財政的支援の継続。

《平成28年度以降の取組》

- 災害復旧事業については、引き続き他の自治体からの人的支援を受けながら、早期完了に向けて一層の進捗を図る。また、津波等で甚大な被害を受けた一部の地区では平成30年度までの復旧期間を見込んでいることから、国に対して平成29年度以降における復旧・復興事業への財政的支援を求める。
- 津波等で甚大な被害を受けた農地や集落周辺地域においては、国に対して平成29年度以降における復旧・復興事業への財政的支援を求めつつ、平成32年度の完了に向けて農業生産基盤の整備と集落生活環境施設の整備の総合的な実施により、地域農業の復興を加速させる。

【担当：農林水産部 林業振興課】

《取組内容》

- 林業・木材産業の再生・発展に向けた取り組み(継続)
木材の生産・流通・加工体制の整備や担い手の育成・確保対策などを進め、県産材の安定供給の確保に取り組むとともに、木質バイオマス燃料利用施設等の整備や未利用間伐材等の収集・運搬への支援、CLT等新しい技術の導入による木材需要の創出に取り組む、林業の再生・発展を推進している。
- 特用林産物に係る放射能被害対策(継続)
 - ・ 安心・安全な特用林産物の供給を図るため、出荷前の放射性物質検査を継続して実施している。
 - ・ たけのこや原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除に向けて、林業普及指導員が中心となり栽培管理方法等の技術的支援を行うとともに、原木しいたけ(露地栽培)の早期生産再開を図るため、汚染ほだ木の撤去集積(16万本)及び県外からの汚染されていない原木等の購入(原木15万7千本、オガ粉3,900m3)を支援した。

《成果（取組結果）》

- 林業・木材産業の再生・発展に向けた取り組み
 - (1) 県産材の安定供給の確保
 - ・ 木材の生産加工流通体制の推進のための基盤整備として、森林整備加速化・林業再生事業等によりプロセッサやグラブ付バックホウ等の高性能林業機械 30 台、製材機等の木材加工施設 13 施設等が整備されたほか、林内路網整備や間伐等の実施を推進した。
 - ・ 新規就業を促進するための山仕事ガイダンスを 3 回開催した他、新規参入者へのチェーンソー等の林業機械や安全保護具等の助成 23 事業体、高度な現場技能者の育成のための研修会 4 回等に支援した。また、自伐林家など多様な担い手の育成、U I J ターンによる林業就業促進への支援のため、3 地域で技術講習会を開催した。
 - (2) 木材需要の創出
 - ・ 木質バイオマスの利用推進のため、木質バイオマス活用拠点形成事業により未利用間伐材等の搬出・運搬経費の一部について 11 事業体（8,941m³：見込み）に支援した。また、木質バイオマスボイラーが 1 事業体（1 基）に導入されたほか、ペレットストーブが 2 地域（11 台）に導入された。また、森林整備加速化・林業再生事業により木質バイオマス利用施設の整備経費の一部について 2 事業体に支援した。
 - ・ C L T の県内への普及推進組織として、平成 28 年 2 月 2 日に、県内の木材産業や建設業等 82 者が加盟する「宮城県 C L T 等普及推進協議会」が発足した。
- 特用林産物に係る放射能被害対策
 - ・ 原木しいたけについては、5 市 3 町の原木しいたけ（露地栽培）のうち、県の栽培管理基準に基づき生産・管理された生産者 21 名について出荷制限が解除された。
 - ・ たけのこについては、白石市の全域、栗原市及び丸森町の一部の地区について、出荷制限が解除された。
 - ・ また、大崎市（栽培のものに限る）及び加美町のくさそてつ（ごごみ）の出荷制限が解除され、大衡村の原木しいたけ（施設栽培）及び栗原市の原木むきたけのうち県の栽培管理基準に基づき生産・管理された生産者について出荷自粛が解除された。

特用林産物の出荷制限解除の状況

1 出荷制限解除

品目	制限等解除の内容	解除の対象	解除年月
原木しいたけ（露地）	県の定める管理計画に基づき管理される原木しいたけ	登米市(2名)	H26.8.26
		登米市(2名)	H27.2.13
		仙台市(2名)、大和町(1名)	H27.2.18
		大崎市(1名)	H27.4.10
		南三陸町(1名)	H27.7.17
		仙台市(3名)	H27.7.21
		気仙沼市(1名)	H27.8.25
		加美町(2名)	H27.9.11
		大崎市(1名)	H27.9.28
		南三陸町(1名)	H27.12.25
		仙台市(2名)	H28.1.8
		栗原市(1名)	H28.1.25
		登米市(1名)	H28.4.22
たけのこ		丸森町(旧耕野村)	H26.4.17
		白石市、丸森町(旧丸森町、旧小賣村)	H27.4.24
		栗原市(旧築館町、旧高清水町、旧瀬崎町、旧志波姫町)	H27.7.17
くさそてつ(ごごみ)	栽培ものに限る	加美町	H27.5.25
		大崎市	H27.6.23

2 出荷自粛解除

品目	自粛解除の内容	解除の対象	解除年月
原木しいたけ(施設)	県の定める管理計画に基づき管理される原木しいたけ	大衡村(2名)	H27.12.25
原木むきたけ	県の定める管理計画に基づき管理される原木むきたけ	栗原市(1名)	H28.2.2

《今後の課題》

- 林業・木材産業の再生・発展に向けた取り組み
- (1) 県産材の安定供給の推進
 - ・ 高性能林業機械の導入や林内路網などの生産基盤、木材加工流通施設の整備を進めるだけでなく、施業の集約化等により、木材生産の低コスト化をさらに進めることが必要である。
 - ・ 林業従事者は高齢化や減少傾向にあることから、新規就業者の確保、就業に当たっての技術の修得、定着化支援等により担い手の育成を図ることが必要である。
- (2) 新たな木材需要の創出
 - ・ 県内各地で木質バイオマス資源の活用に向けた基盤整備が進んできていることから、木質バイオマス発電向けの未利用間伐材等の搬出促進を図る必要がある。また、未利用間伐材の有効活用等を加速化するため、流通体制の構築を図る必要がある。
 - ・ C L T建築物のモデル施工等を通じてC L Tの県内での普及を推進するとともに、欧州製品と競合可能な製品価格を実現する生産体制を整備することが必要である。
- 特用林産物に係る放射能被害対策
 - ・ 原木しいたけの出荷制限解除の要件となる「栽培管理」の取組をさらに普及するとともに、出荷制限解除申請に必要な検査データの収集を進めるため、生産者や市町村と連携して計画的に精密検査を実施していく必要がある。
 - ・ 原木しいたけの生産再開には、放射性物質に汚染されていない安全なきこの原木やオガ粉を県外から調達する必要がある。さらに、出荷制限解除後も放射性物質の自主検査など適切な生産管理が求められることから、生産者への継続的な支援が必要である。

《平成 28 年度以降の取組》

- 林業・木材産業の再生・発展に向けた取り組み
- (1) 県産材の安定供給の推進
 - ・ 引き続き木材の生産・加工・流通のための施設等の整備を進めるとともに、森林施業の集約化による木材生産の低コスト化や木材の安定供給を進めるため、「森林経営計画」の策定の支援を行う。
 - ・ 現場作業に必要な資格取得のための研修や就業環境の整備などにより、新規就業者の確保へ支援していくほか、計画的な森林施業や低コスト化を推進する高度技能者など、地域林業の中心的役割を果たす人材の育成に取り組む。
- (2) 新たな木材需要の創出
 - ・ 木質バイオマス利用施設の整備が進んできており、今後木質バイオマス資源の需要が増加すると見込まれることから、未利用間伐材等の搬出促進等を引き続き支援していく。
 - ・ 国土交通省が平成 28 年 3 月 31 日と 4 月 1 日に C L T の基準強度や一般的な設計法などに関する建築基準法の告示を行い、これにより C L T の利用の推進が本格化すると見込まれることから、今年 2 月に発足した「宮城県 C L T 等普及推進協議会」の活動を引き続き支援していく。
- 特用林産物に係る放射能被害対策
 - ・ 出荷前の放射性物質検査を徹底し、安心・安全な特用林産物の供給に努めるとともに、栽培管理の取組を推進する。
 - ・ 生産者や事業者が、生産再開から販売まで安心して経営再開等に取り組めるよう、県外からの原木等の購入支援を継続して実施する。また、国に対して、自主検査に必要な機器の導入や検査運営費用等についても補助対象とするよう、引き続き、制度の拡充及び十分な予算措置について要望していく。
 - ・ きのこと原木として使用できない県内広葉樹林の再生方法を検討するため、広葉樹林の伐採・更新と放射性物質低減効果について実証事業を引き続き実施する。
 - ・ 野生のきのこや山菜など、発生時期等が限定されているものもあるため、国に対し具体的な解除手法の明示や現実的な解除要件の導入、及び森林の放射性物質低減技術の確立を要望していく。
 - ・ きこの原木林の財物補償は福島県のみが対象になっているため、宮城県も対象にするよう引き続き林野庁を通じ東電に要望していく。

【担当：土木部 都市計画課】

《取組内容》

市町と共同で復興整備計画を策定する。(継続)

《成果（取組結果）》

14 市町で復興整備計画を協議するための復興整備協議会を開催し、合計 438 の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。(H 28.2.16 公表まで)

《今後の課題》

事業段階に応じて、農地転用許可、開発許可等の追加の特例を得るため、復興整備計画の変更が必要となる。

《平成 28 年度以降の取組》

平成 28 年度においても、復興整備協議会を 1 ヶ月に 1 回程度、関連する都市計画審議会を 2 ヶ月に 1 回程度開催することとする。

【担当：土木部 復興まちづくり推進室】

《取組内容》

被災市町が行う復興まちづくりの課題等に対し、技術的な指導、支援を行うとともに、市町職員を対象とした勉強会を実施するなど、課題の解決を図ってきた。(継続)
また、被災者等が、復興に関する情報を身近で入手出来るような取組を行うほか、全国パネル展、出前講座などで積極的に復興状況の情報発信に努める。(継続)

《成果（取組結果）》

復興庁による市町ヒアリングに同席し助言。市町との情報共有を図るため、市町訪問ヒアリング及び4月と10月に県庁において勉強会を実施。移転元地、新たなまちづくりにおいて、産業商業施設の誘導支援のため、インフラの整備状況や誘致対象地区を紹介するパンフレットを作成し5,200社へ誘致に関するアンケートを実施。市町と連携し全国で復興パネル展の実施。都市計画学会、高知県庁、東北学院大学、東洋大学などで復興状況やまちづくりについて出前講座や講演を実施した。

《今後の課題》

震災から5年が経過し、復興まちづくり事業が概成し宅地や公営住宅の引き渡しが進んでいるが、まちづくりの核となる産業・商業などの利便施設の誘致、仮設住宅入居者のうち多くの再建方法未定者による整備計画見直し等がある。また、引き続き復興予算の確保、人的支援等の継続が課題となる。

《平成28年度以降の取組》

引き続き市町のまちづくり支援を継続するとともに、事業の進捗に関して積極的な情報提供に努める。

【担当：教育庁 義務教育課】

《取組内容》

- スクールカウンセラーの派遣・配置(継続)
 - ・県内全公立中学校(仙台市を除く)にスクールカウンセラーを配置、全市町村(仙台市を除く)に広域カウンセラーを配置し、域内小学校に派遣。
 - ・教育事務所専門カウンセラーの配置(継続)
- 心のケアに係る研修会等の実施(継続)
 - ・心のケアに係る研修会、ケア宮城と共催した教職員等を対象とした研修会
- 心のケアに係る外部人材の活用(継続)
- 学校教育活動復旧支援員の配置(継続)
- 要望する市町村へスクールソーシャルワーカーの配置(拡充)
- 不登校問題等の実態や施策について、保健福祉部との間で諸会議等での情報共有(継続)

《成果（取組結果）》

- 県内全公立中学校にスクールカウンセラーを配置(仙台市を除く139校、年間40回程度)、全市町村(仙台市を除く)に広域カウンセラーを配置し、域内小学校に派遣(全265校、年間18回程度)した。また、市町村教育委員会や学校の要望により、配置・派遣をした。
- 各教育事務所に1～2名の専門カウンセラーを配置し、年間70回の相談日において管内学校への巡回等も含めて児童生徒の状況を把握するとともに、教員・保護者等への相談を実施
- 心のケアに係る研修会等の実施(5回)
- 心のケアに係る外部人材の活用(3回)
- 被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため市町村に対し、学校の教育活動を支援する支援員(19名)を配置した。(大河原町、塩竈市、松島町、大崎市、石巻市、南三陸町)
- 22市町村に延べ40名のスクールソーシャルワーカーを配置し、支援を行った。
- 不登校問題等の実態や施策について、子どもの心のケア対策会議や青少年の健全な育成に関する諸会議等において、保健福祉部との情報共有を行った。

《今後の課題》

- 今後も児童生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要があることから、長期的な視点に立ち、発達段階に応じた取組を継続して行っていくとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほかに、保健福祉担当部局等の関係機関とのより密接な連携による学校を外から支える取組が必要となっている。
- 学校や市町村からのニーズは依然として高いことから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの有資格者の確保が課題となっている。

《平成28年度以降の取組》

- 現在の取組を継続していく一方で、被災地における児童生徒の心のケアや教職員等をサポートするため、教育庁内に横断的組織となる「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」を設置し、相談窓口と訪問機能を一体的にした組織体制を構築の上で、保健福祉部をはじめとした関係機関との連携を強化しながら取り組んでいくこととしている。
- 平成28年度に創設する「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を通じて、東日本大震災に起因する心の問題や不登校、いじめなど、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的とした市町村が行う取組を支援する。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- 県立高等学校へのスクールカウンセラーの配置（継続）
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置（拡充）
- 不登校・発達支援相談室（総合教育センター内）の開設，24時間子供SOSダイヤル（24時間いじめ相談ダイヤル）の開設（継続）
- 学力状況調査の実施（高校1・2年生を対象。学校生活全般や心の有り様に関する質問項目により，震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態等についての推移の把握。）（継続）
- 東日本大震災による被災生徒が本県の公立高等学校入学選抜の受験を希望する場合は「東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置」を定め弾力的に対応している。（継続）

《成果（取組結果）》

- 全県立高等学校（73校）及び特別支援学校（3校）へのスクールカウンセラーの通常配置に加え，被災地域の高校への特別配置（8校）。
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置を13校（H26）から16校へ拡充。また，配置校以外の高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる仕組みとしている。生徒が抱える生徒指導に関わる問題解決のために，社会福祉の観点から，家庭や行政，福祉関係施設等の学校外の機関と連携して，生徒を取り巻く環境を調整するスクールソーシャルワーカーのニーズは高まってきている。
- 不登校・発達支援相談室において来所相談や電話相談を実施。業者委託により時間外のいじめ電話相談に対応。
- 学力状況調査結果から，震災後の心と体の安定について地域による大きな差は見られず，また，前年度に比べて安定した生活を送るようになってきている。

	1年	2年
毎日同じくらいの時刻に就寝している	79.7% (79.3%)	79.4% (77.1%)
体調はよい	85.9% (85.5%)	85.1% (85.1%)
食欲はある	93.9% (93.1%)	93.4% (93.1%)
学校生活に充実感や満足感がある	80.1% (80.2%)	75.1% (75.6%)
集中して勉強ができている	58.2% (56.3%)	53.2% (51.4%)

（ ）内はH26

○平成27年度入学選抜における「東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置」による出願者は24名（H26：32名）であった。

《今後の課題》

- 有資格者の確保が難しくなっており，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー及び電話相談員等の確保が課題となっている。
- 今後も生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要がある状況が続いていることから，長期的な視点に立ち，現在の取組を今後も継続していく必要がある。

《平成28年度以降の取組》

- 現在の取組を継続する予定。
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置については，関係団体との連携をさらに進め，拡充していく予定

【担当：教育庁 生涯学習課】

《取組内容》

- 国の委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し，「協働教育プラットフォーム事業・放課後子ども教室推進事業」を実施し，地域住民の参画を得て，家庭・地域の教育力の向上や活性化を図るとともに，地域全体で子どもを育てる環境の整備を図った。（拡充）

《成果（取組結果）》

- 「協働教育プラットフォーム事業」は32市町村で実施し，「放課後子ども教室推進事業」は18市町村59教室で実施した。県内各地域において，学びを通して，多くの人々が交流するようになり，地域の間関係が構築され，地域が活性化するとともに，子どもを見守る大人が増え，地域の教育力の向上が図られた。また，地域住民が学校教育や地域活動に協力・貢献できたことが，社会参画を通じての「生きがい」「自己実現」に結びついた。

《今後の課題》

- 学びを通じたコミュニティづくりの観点から「協働教育プラットフォーム事業・放課後子ども教室推進事業」の現状と課題について分析・考察を行い，今後の事業のあり方とそれを進めるための具体的方策について検討する必要がある。

《平成28年度以降の取組》

- 「協働教育プラットフォーム事業」は30市町村で実施し，「放課後子ども教室推進事業」は20市町村65教室で実施する予定である。家庭・地域・学校が強い絆で協働し，子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し，家庭・地域の教育力の再構築に努めてまいりたい。

事項名：(11) 男女共同参画社会の推進について

意見の内容

「宮城県男女共同参画基本計画（第2次；平成23～28年度）」に掲げる、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組姿勢を示す代表的な指標である審議会等における女性委員の割合については、平成28年度までの目標である40%に対し、平成27年4月1日現在においても35.5%、対前年比0.4ポイントの微増にとどまっている。これまでも、監査及び決算審査において全庁一体となった取組を求めてきたが、このままでは目標値の達成はかなり厳しいと言わざるをえない。

このため、女性の活躍が進んでいる分野の審議会等においては、40%超のさらなる登用を目指すとともに、その他の審議会等においても委員の団体推薦の依頼方法を工夫するなどして、全庁を挙げた女性委員の割合の加速度的引上げを強く要望する。

また、県においては、平成32年度までに係長級以上の女性職員の割合を22%以上、男性職員の育児休業取得率を15%、育児参加休暇を80%等とする取組を進めているが、目標達成に向けて組織を挙げた積極的な取組が必要である。

今後、女性職員の管理職への登用を図るためには、男女ともに仕事、育児及び介護を両立できる職場環境の整備が重要である。また、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画を図るためには、職員の意識改革が不可欠となってくる。このため、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が非常に重要である。

県においては、ワーク・ライフ・バランスの推進を通じて職場環境の整備や職員の意識改革に積極的に取り組み、組織内に男女共同参画社会を推進する風土を醸成するとともに、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の意義について、県民に広く、正確に広報しその浸透を図りたい。

また、国においては、女性の活躍推進を図るため、平成32年度までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定しており、企業においても経営戦略の一環として、女性の管理職登用に数値目標を定める動きも出ている。さらに、国会においては、企業、国、地方公共団体等に対して女性登用の数値目標などを含む行動計画の策定・公表を義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立した。

こうした動向を踏まえながら、少子高齢化、人口減少時代に合致した「宮城県男女共同参画基本計画」の見直しを念頭に、関連施策の再構築に取り組まれるよう要望する。

対応の状況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「第3期宮城県特定事業主行動計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備と、職員一人一人の意識改革に重点を置いた取組を行った。(継続)
- ・介護を行う職員に対しては、休暇制度の周知のほか、勤務時間の変更（早出遅出勤務）や時間外勤務を命じないなど、仕事と生活の調和について配慮した。(継続)

《成果（取組結果）》

- ・新たに管理監督者となった職員を対象とした研修の開催や、管理者向けのメールマガジンにより意識付けを行った。

《今後の課題》

- ・育児については、新マイパパパ子育て参加プロジェクトとして育児参加計画書の提出を義務化したことで、平成28年3月末時点で53件の計画書が提出されたものの、計画どおりに取得できていないケースも見受けられたことから、引き続き意識啓発の取組が必要である。

《平成28年度以降の取組》

- ・育児及び介護に関する各種制度の周知や、管理監督職員に対してワーク・ライフ・バランスに対する研修を実施して、意識付けを図っていく。また、育児休業代替任期付職員採用などの新たな制度の活用により、男女ともに育児休業が取得しやすい環境づくりに努めていく。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- ・宮城県男女共同参画施策推進本部会議において、本部長（知事）から、女性委員の更なる登用推進について、各部署局長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示をした。(継続)
- ・平成28年度末までを計画期間とする「県の審議会等への女性委員の登用に関する実施計画」（以下「実施計画」と記載）を作成し、計画的に審議会等委員の選任を実施した。(継続)
- ・委員の推薦を依頼している団体の長のうち、多くの委員を推薦いただいている4団体について、環境生活部長が訪問し、女性の適任者の積極的な推薦に特段の配慮をいただくよう依頼を行った。(拡大)
- ・共同参画社会推進課で作成している「宮城県女性人材リスト」について、取扱方法を定めた上で各部署局主管課へ概要版を情報提供し、積極的な活用を促進した。(新規)
- ・「県の審議会等への女性委員登用推進に関する主管課担当者会議」を平成27年11月に開催し、「実施計画」の着実な実施や「宮城県女性人材リスト」の活用等について、周知徹底を図った。(新規)
- ・「宮城県女性の活躍促進に向けた企業等実態調査」を実施して女性活躍促進の現状と課題等を把握し、平成28年度に策定する「宮城県男女共同参画計画（第3次）」に反映することとした。(新規)

・平成 27 年 8 月に国の「第 4 次男女共同参画基本計画素案」に係る公聴会と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」と記載)の説明会を、平成 28 年 2 月に同計画と「女性活躍推進法」の説明会をそれぞれ内閣府と協力して実施し、情報の把握に努めるとともに県各部署担当者及び県内の市町村担当者へ浸透を図った。(新規)

《成果(取組結果)》

- ・女性委員の登用率については、毎年度 4 月 1 日時点で調査を行うため、現時点では平成 27 年度の成果を数値に示すことはできないが、様々な機会を通じて計画の着実な実施について周知・徹底を図ったことにより、登用推進について全庁で一層の浸透が図られた。
- ・内閣府から男女共同参画を取り巻く国の動向等を伺うとともに、「宮城県女性の活躍促進に向けた企業等実態調査」により県内の女性活躍促進の現状を把握し、平成 28 年に策定する「宮城県男女共同参画基本計画(第 3 次)」に向けて着実に準備を進めることができた。

《今後の課題》

- ・宮城県男女共同参画基本計画(第 2 次)に掲げる目標値である「女性委員の割合 40%」を達成するため、委員の推薦を依頼している団体の一層の理解促進や委員候補となる女性の発掘を図る必要がある。
- ・「女性活躍推進法」では、女性の活躍について地方公共団体が「推進計画」を策定することを努力義務としており、市町村の策定を促す上でも、県が率先して「推進計画」を策定する必要がある。

《平成 28 年度以降の取組》

- ・「県の審議会等への女性委員登用推進に関する主管課担当者会議」を開催し、「実施計画」の進行状況と委員選任の事前協議の方法等について確認し、計画の着実な実施を図る。(継続)
- ・平成 27 年度に県内の経済団体や各種団体等とともに設立した「みやぎの女性活躍促進連携会議」参加団体等に審議会等委員の女性の適任者の積極的な推薦と「宮城県女性人材リスト」に登載する女性の推薦を依頼する。(拡充)
- ・「宮城県男女共同参画基本計画(第 2 次)」は、平成 28 年度末までを計画期間としており、期間内に目標を達成できるよう各種施策を推進するとともに、第 3 次計画の策定を「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」の策定と併せて、平成 28 年度に行う。(継続)

事項名：(12) 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進について

意見の内容

再生可能エネルギー及び省エネルギーについては、震災時の停電及び原発事故の経験から電源確保に対する県民の意識が向上し、特に太陽光発電については、国や県の補助事業、固定価格買取制度の効果が表れていることに加え、発電時に温室効果ガスを排出しないことから導入が進んでいる。しかし、この太陽光発電は、系統安定化対策のための出力抑制や固定価格買取制度の見直しもあり、特に大規模事業者の動向は不透明な状況にある。

今後、再生可能エネルギーのさらなる導入を図るためには、小水力発電など地域未利用資源の活用や二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーを利用した水素エネルギーの導入の促進などを行う必要がある。このため市町村や民間事業者等と連携しつつ、温暖化防止と資源の有効利用を両立した、豊かで住みよい宮城の実現を目指した施策の推進に努められたい。併せて省エネルギー社会の推進についても継続して取り組まされたい。

対応の状況

【担当：環境生活部 環境政策課・再生可能エネルギー室】

《取組内容》

- 水素エネルギーの利活用に向けた県の取組姿勢と関連施策の方向性を示す「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」を策定し、再生可能エネルギーを活用した水素ステーションの整備及び燃料電池自動車の導入を推進する。(拡充)
 - 「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」に基づき、県内における再生可能エネルギー及び省エネルギーの現況を把握・評価し、地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を検討する。(継続)
 - 市町村及び民間事業者等と連携しながら、地域防災拠点及び災害公営住宅への再生可能エネルギー等の導入を進め、災害時のエネルギー確保にも配慮した自立・分散型電源の確保等を促進する。(継続)
- ※ 関連事業は別紙のとおり

《成果（取組結果）》

- 水素エネルギーの利活用に向けては、中長期の県の取組姿勢と関連施策の方向性を示す「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」を6月に策定したほか、平成27年度においては、再生可能エネルギーも活用したスマート水素ステーションの整備及び燃料電池自動車の導入を行った。
- 再生可能エネルギー等については、平成26年度においては、太陽光発電設備の急増等により前年度比9.4%増となる22,423 T J（熱量換算）の導入が図られ、目標年（平成32年度）目標値に対し約73%の達成率となった。
- 省エネルギーについては、平成24年度においては、復興需要及び産業活動の回復に伴い運輸部門及び産業部門のエネルギー消費量が増大した結果、前年比14%増・基準年比-2.3%の3,126百T Jのエネルギー消費量となった。
- 市町村及び民間事業者等と連携した地域防災拠点及び災害公営住宅への再生可能エネルギー等の導入については、その取組を着実に進め、特に、国庫により造成された基金を財源に実施する地域防災拠点への再生可能エネルギー等の導入事業については、国と基金事業実施期間の延長を協議し、実施期間を平成32年度まで（5年間の延長）とする制度改正がなされた。

《今後の課題》

- 水素エネルギーの一層の利活用を推進するため、水素エネルギーの有用性に関する普及啓発に加え、燃料電池自動車の更なる導入と商用水素ステーションの整備、再生可能エネルギーを活用した水素製造・利活用事業等、幅広い取組みが必要である。
- 地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、自立・分散型の地産地消エネルギーの確保に向けて、市町村及び事業者等と連携した総合的な施策展開が必要である。

《平成28年度以降の取組》

- 水素エネルギーの一層の利活用を推進するため、水素エネルギーの有用性に関する普及啓発に加え、燃料電池自動車の更なる導入と商用水素ステーションの整備、再生可能エネルギーを活用した水素製造・利活用事業への取組等を幅広く行い、「東北における水素社会先駆けの地」に相応しい取組を一層推進していく。
- 地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入を促進するため、これまでの事業者向け新エネルギー設備導入補助事業に加え、海洋再生可能エネルギーや温泉熱エネルギーの利活用など、新たな再生可能エネルギー源の探査・導入を推進する。また、家庭部門の二酸化炭素排出量削減の促進や、エネルギー自立性が高く災害に強い住まいの普及のため、従前の事業者向け省エネルギー設備導入補助事業及び住宅用太陽光発電設備導入費補助に加え、住宅向けの蓄電池及び家庭用燃料電池の導入、ゼロ・エネルギー・ハウス化への取組を促進する。
- 本県の地理的優位性を踏まえ、引き続き太陽光発電設備の導入を推進し、市町村及び民間事業者等と連携した地域防災拠点への再生可能エネルギー等の導入を着実に推進する。また、エコタウンの形成に向けて、地域協議会の形成や実現可能性調査への支援に加え、国の大規模プロジェクト補助獲得などに向けた試験設備による実証・試行調査等の支援を行う。

【取組内容の関連事業】

名 称	H 2 6 予算額 (百万円)	H 2 7 予算額 (百万円)	内 容
新エネルギー設備導入支援事業 (拡充)	1 0 0	1 0 1	新エネルギー設備を導入する民間事業者に経費の一部を補助するもの。 (原則、補助率 1/3、上限 1 千万円、太陽光は補助率 1/10、上限 5 百万円)
地域グリーンニューディール基金事業 (拡充)	5, 0 9 8	6, 0 3 9	防災拠点となる公共施設又は民間施設へ再生可能エネルギー等を導入する市町村等又は民間事業者に対し経費の全部又は一部を補助するもの (補助率 10/10、民間は 1/2)
エコタウン形成支援事業 (継続)	9	8	市町村と連携し再生可能エネルギーを活用したエコタウン形成を目指す事業者に対し、地域協議協議会の形成や事業可能性の調査に要する経費を補助するもの。また、エコタウン形成に向けた市町村職員等向け研修会を開催するもの。
住宅用太陽光発電普及促進事業 (拡充)	2 9 6	3 0 0	住宅用太陽光発電設備を設置した県民等に対し、1 設備当たり 6 万円を補助するもの。
既存住宅省エネルギー改修促進事業 (継続)	4 0	4 0	県内の既築住宅に、平成 1 1 年省エネルギー基準を満たす断熱改修を行う所有者に対し、経費の補助 (補助率 1/10、上限 10~35 万円) を行うもの。
低炭素型水ライフスタイル導入支援事業 (継続)	3 6	1 8	節湯・節水機器及び低炭素社会対応型浄化槽を住宅に導入する県民に対し設置経費の一部を補助 (定額 6 万円/世帯) するもの。
産学官結集型クリーンエネルギーみやぎ創造 チャレンジ事業 (継続)	1 0	1 0	産学官及び地域等の主体が参画したクリーンエネルギー活用プロジェクトへの助成 (補助率 1/2、上限 5 百万円) を行うもの。
木質バイオマス活用拠点形成事業 (継続)	4 0	4 0	伐採跡地などに放置されている木質バイオマスの利活用のための体制整備や、木質バイオマス燃料の利用促進に向けた取組の推進を図るため、林地残材の搬入や木質チップへの破碎経費の補助、モデル地域でのペレットストーブ導入に対する補助を実施するもの。
クリーンエネルギー利活用実践推進事業 (新規)	—	5	県立高校において、クリーンエネルギーの利活用などに関する実践的な学習をととし、課題に対応できる職業人の育成を目指すもの。
図書館・美術館照明設備整備事業 (新規)	—	3 9	県立図書館及び美術館において、照明設備の LED 化を進め、二酸化炭素の削減に努め、県民への照明の LED 化に関する普及啓発を図るもの。
クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品 創造支援事業 (継続)	1 3	1 3	事業者がクリーンエネルギー等関連製品を実用化する際に、経費の一部を補助 (補助率 1/2 以内、上限 5 百万円) するほか、共同開発の支援を実施するもの。
高効率潜熱利用蓄熱モジュール開発事業 (新規)	—	3	蓄熱量が大きい潜熱蓄熱材を利用した蓄熱モジュールを開発するもの。
省エネルギー・コスト削減実践支援事業 (継続)	1 5 0	1 5 0	省エネルギー設備を導入する民間事業者に経費の一部を補助するもの。 (補助率 1/3 又は 1/2、上限 5 百万円)
公共インフラ省エネ推進事業 (拡充)	1 5	1 8	県管理国道道の道路照明を水銀灯から高圧ナトリウム灯省エネ型に改修するもの。
せせらぎ水路小水力発電普及推進事業 (新規)	—	1	小水力発電について、低コストで最適な整備手法の早期確立と効果検証を目的に、モデル施設の整備に取り組むもの。
宮城県農業高校跡地太陽光発電事業 (拡充)	0	1 1	宮城県農業高等学校跡地を発電事業者に貸し付け、メガソーラー事業を行うもの。
県有施設屋根貸し太陽光発電導入事業 (継続)	0	0	県内 1 1 施設の屋根を発電事業者に貸し付け、太陽光発電事業を導入するもの。
災害公営住宅屋根貸し太陽光発電導入事業 (拡充)	0	2	市町の災害公営住宅の屋根を県がとりまとめ、発電事業者を公募し、太陽光発電事業を導入するもの。
地域再エネ水素ステーション導入事業 (新規)	—	1 8 8	再生可能エネルギーを活用した水素ステーションを整備するとともに、水素エネルギーの普及啓発を目的に燃料電池自動車を導入するもの。
水素エネルギー利活用推進事業 (新規)	—	1 8	水素エネルギーの普及啓発を目的に燃料電池自動車を導入するもの。

